二本松市
緑の基本計画

郷土の緑と共生・調和し、
発展し続ける緑の都市　二本松

平成 30 年 3 月
二本松市

目　次

第１章　緑の基本計画の策定にあたって 1

１―１　緑の基本計画とは 1

１―２　計画策定の背景 1

１―３　計画の位置づけ 3

１－４　計画の対象 4

１―５　緑のもつ機能 5

第２章　地域の現況 6

２－１　自然的条件の整理 6

２－２　緑の現況 12

２－３　社会的条件の整理 25

２－４　上位関連計画の整理 33

第３章　市民意向の把握 43

３－１　二本松市の地域資源 43

３－２　満足度・重要度 44

第４章　緑の課題の整理 46

第５章　基本理念と基本方針 47

５―１　基本理念 47

５―２　緑の将来像 48

５－３　基本方針 49

５―４　計画のフレームと目標 50

５―５　緑の配置方針 51

第６章　緑の将来像実現のための施策 53

６―１　施策の体系 52

６―２　緑に関する施策 54

基本方針１　豊かな郷土の緑を保全・活用します

基本方針２　身近な緑を大切にするまちづくりを進めます

基本方針３　ニーズに応える魅力あるまちの緑を形成します

基本方針４　協働による緑のまちづくりを進めます

第７章　計画の推進 78

７－１　推進体制 78

７－２　進捗管理 79

用語の解説 80

第１章　緑の基本計画の策定にあたって

１―１　緑の基本計画とは

緑の基本計画は、地域の視点から緑地の適切な保全及び緑化の推進を図り、二本松市の魅力をさらに高めていくため、都市緑地法の第４条に基づいて策定するものです。

これにより、緑地の保全及び緑化の推進を、総合的・計画的に実施することができます。

１―２　計画策定の背景

緑の基本計画の策定は、都市緑地法で規定されています。

現在の「都市緑地法」の前身となる「都市緑地保全法」は、都市における良好な生活環境に必要となる緑地の保全を図り、急激な都市化に対応するため、昭和 48 年に制定されたものです。

「都市緑地保全法」は、平成 16 年の法改正により、名称が「都市緑地法」に改められ、「都市公園の整備の方針に関すること」についても、緑の基本計画の記載事項に位置付けられました。

さらに、平成 29 年５月には、環境保全やレクリエーション、防災機能など様々な役割を担っている都市の緑空間を、民間の知恵や活力を活かしながら保全・活用していくため、必要となる施策を総合的に講じられるよう、「都市緑地法」及び関係法律が一括して改正されました。

この法改正により、多様な緑地の保全、緑化の推進に関わる手法等が示され、市町村は、それぞれの地域特性や今後の緑のあり方等を踏まえ、その手法を適宜選択し、より効率的・効果的な緑に関する取組みを推進していくことが可能となりました。

二本松城跡から望む安達太良山

二本松城跡から望む市街地

〈都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年 6 月 15 日施行）の概要〉

都市公園の再生・活性化	緑地・広場の創出	都市農地の保全・活用
【都市公園法等】 ◆都市公園で保育所等の設置を可能に ◆民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設 ◆公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸 ◆公園活性化に関する協議会の設置	【都市緑地法】 ◆民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 ◆緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 市民緑地（イメージ）	【生産緑地法、都市計画法、建築基準法】 ◆生産緑地地区の一律 500 ㎡の面積要件を市区町村が条例で引下げ可能に ◆生産緑地地区内で直売所、農家レストラン等の設置を可能に ◆新たな用途地域の類型として田園住居地域を創設

地域の公園緑地政策全体のマスタープランの充実

市町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項を拡充
（都市公園の管理の方針、農地を緑地として政策に組み込み）

出典：国土交通省 HP、都市緑地法の改正ポイントを基に作成

本市においては、安達太良山麓や阿武隈山系、阿武隈川の水辺などの豊かな緑が、緑の骨格を形成し、観光・レクリエーションの場として活用されています。また、市街地やその周辺においても、農地や丘陵地などの緑が点在し、うるおいある生活環境が形成されているほか、霞ヶ城公園一帯は、豊かな緑と歴史・文化が調和する文化交流拠点にもなっています。

一方で、身近な緑の核となる都市公園においては、人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化により、多様化するニーズへの対応、老朽化などへの対応が必要となっています。また、本市の緑を次世代へ継承していくためには、市民、事業者、行政が協働のもと緑のまちづくりを推進していく必要があります。

本市にとって緑は、歴史・文化を象徴する貴重な資源であり、生活にうるおいをもたらす基盤となるものです。そこで、今後の本市の緑のありかたを示すため、緑に関わる総合的な計画として「二本松市緑の基本計画」を策定することとしました。

なお、本計画に定めた施策を今後実施するにあたっては、本市の緑の特性や実情を踏まえ、関係部署や関係機関、住民等と協議・連携を進めながら、本市に適する緑の施策を展開していきます。

1―3　計画の位置づけ

「二本松市緑の基本計画」は、「新二本松市総合計画」を上位計画とし、「二本松市都市計画マスタープラン」などの本計画と関連する計画と整合を図り、策定されたものです。

■二本松市緑の基本計画の位置づけ

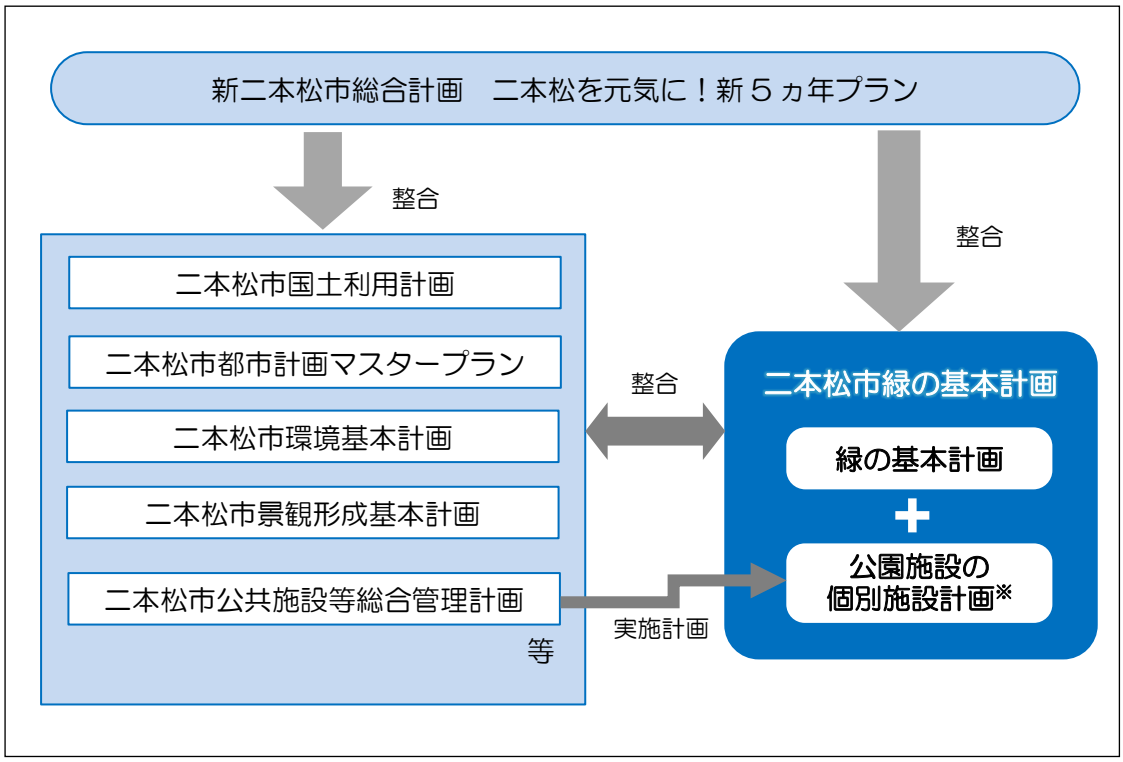

※　本市の都市公園を対象に、公園施設の老朽化対策等を含めた、都市公園の管理の方針（公園施設の長寿命化のための維持管理方針、改修・更新方針等）を具体的にまとめたものです。

１－４　計画の対象

1.　計画の目標年度と対象区域

「二本松市緑の基本計画」は、計画の目標年度を 2028 年度とし、対象区域を二本松市全域とします。

- 都市緑地法では、緑の基本計画は「都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で、主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するために定めること」とされています。
- 本市においては、安達太良山麓や阿武隈山系など都市計画区域外に広がる緑が、市の緑の骨格を形成し、観光やレクリエーションなどの地域資源ともなっています。
- このため、「二本松市緑の基本計画」では、緑地の保全等に関する施策については、市全域を対象として、関連計画と整合を図りながら総合的に定めるものとし、都市公園等の施設緑地に関する事項については、都市計画区域内を対象とすることとします。

2.　計画対象とする緑

本計画で対象とする主な緑は次のとおりで、様々な緑が対象となります。

◆山地部、丘陵地の樹林、草地
◆河川・池等の水辺の緑地
◆農地
◆社寺林
◆宅地内の庭木
◆事務所や工場等の緑地
◆街路樹
◆公園・広場・緑地
◆庁舎や学校等の公共施設の緑地
◆駅や病院等の公益施設の緑地

安達地域の農地

霞ヶ城公園

1―5　緑のもつ機能

緑は、人々の生活を支える上で様々な機能をもっています。

人々が快適で安全な生活を実現する上で、緑は必要不可欠なものであり、緑の保全や創出を総合的・計画的に進めていく必要があります。

機能	内容
環境保全機能	○緑は、様々な生物の生息場所になっており、公園や樹林地、道路の街路樹、水辺などを連続させることで、生物の移動経路にもなり、都市における生物多様性の確保に大きく貢献しています。 ○また、緑は、CO_2 を吸収し地球温暖化防止に貢献しているほか、大気の浄化、騒音・振動の緩和などの機能も持っています。
レクリエーション機能	○緑は、子どもたちの遊び場（子育て支援の場）、多様な世代との交流・憩いの場、自然とのふれあい、スポーツ、健康増進の場として重要な役割を担っています。
防災機能	○公園・緑地などのオープンスペースは、地震や水害などの大規模災害時に人々の命を守る重要な防災拠点として機能するほか、街路樹などの緑は、火災の延焼を防止する機能があります。 ○また、森林や溜池、農地などの緑は、土砂災害の防止、洪水調整など防災機能を有しています。
景観形成・地域活性化機能	○緑は気候や風土に応じて特徴ある多様性を有しており、四季の変化に応じた美しい景観を形成します。 ○緑は本市の文化や歴史等と深く関わっており、緑を地域資源として活かすことで、個性と魅力あるまちづくりを進めることができ、地域活性化に貢献します。

第２章　地域の現況

２－１　自然的条件の整理

2-1-1　位置と地勢

本市は、福島市と郡山市の間に位置し、市の中心から国道４号で福島市、郡山市へともに約 30 分程度の距離にあります。

また、国道 459 号は、国道 114 号を介して太平洋側の浪江町へと伸びています。さらに、東北地方の大動脈である東北自動車道への乗り入れは「二本松ＩＣ」があります。

鉄道は、JR 東北本線が南北に通っており、「杉田駅・二本松駅・安達駅」の３駅があります。

市域中央の平坦部には阿武隈川が北流し、その西に旧城下町の市街地が広がっています。

西部の市境付近にある「安達太良山（約 1,700m）」は、日本百名山の一つで、「智恵子抄」でも知られています。山体は、全体として緩やかで、夏季でもスキー場のロープウェイが運行されており、観光・レクリエーションの場として活用されています。東部には富士山の見える山「日山（1,057m）」がそびえ、ハイキングコースやキャンプ場、パークゴルフ場など多彩なレクリエーション施設があります。

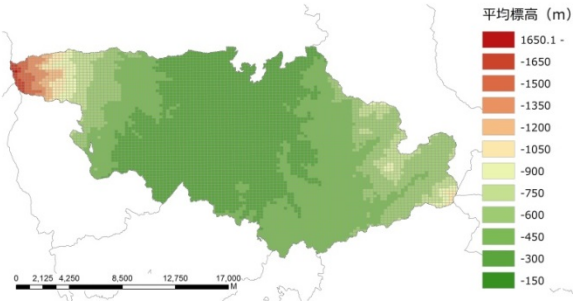

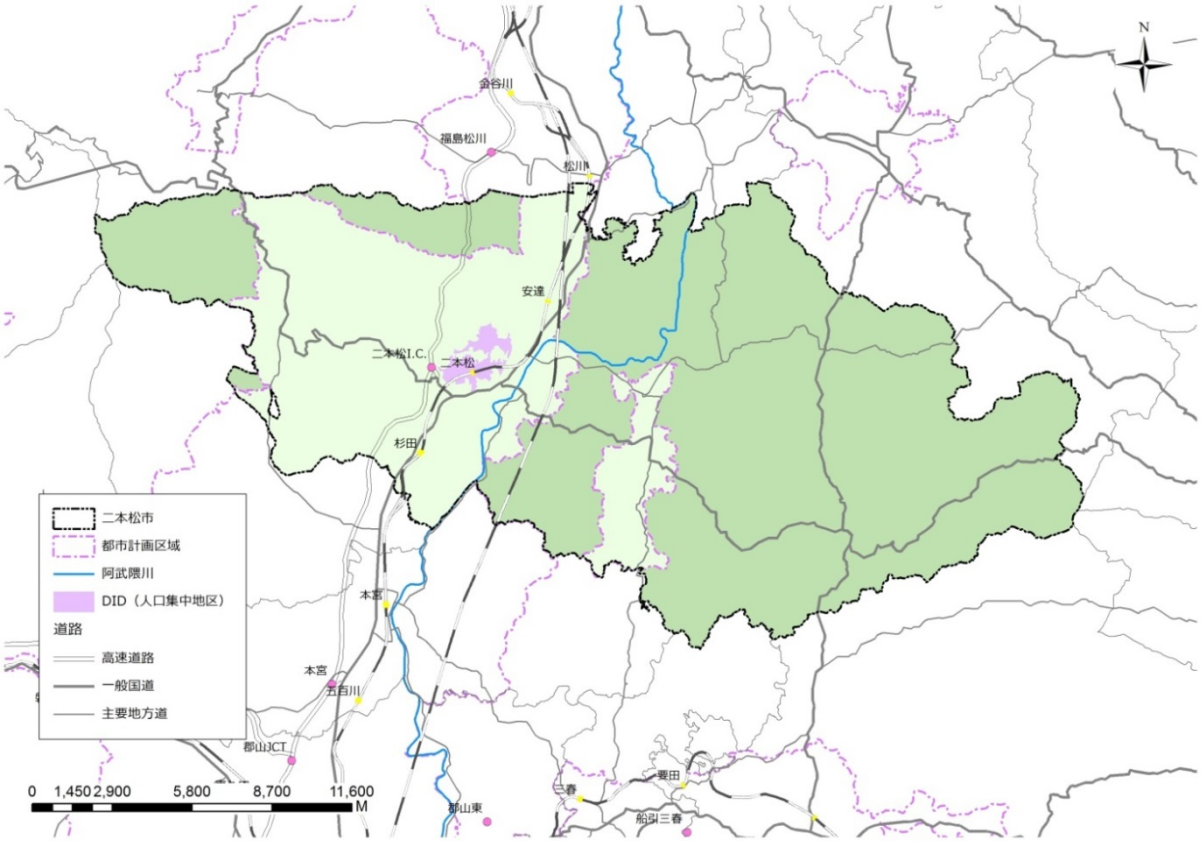

出典：国土数値情報（国土交通省）

2-1-2　植生

植生図を見ると、自然度※1 の高い植生は、本市の西部に位置する安達太良山周辺に高山ハイデ※2 及び風衝草原が見られるほか、東部の日山やその周辺では、スズタケ-ブナ群団がわずかに分布しています。

中央部の阿武隈流域では、コナラ群落、水田雑草群落がモザイク状に広域に分布しています。

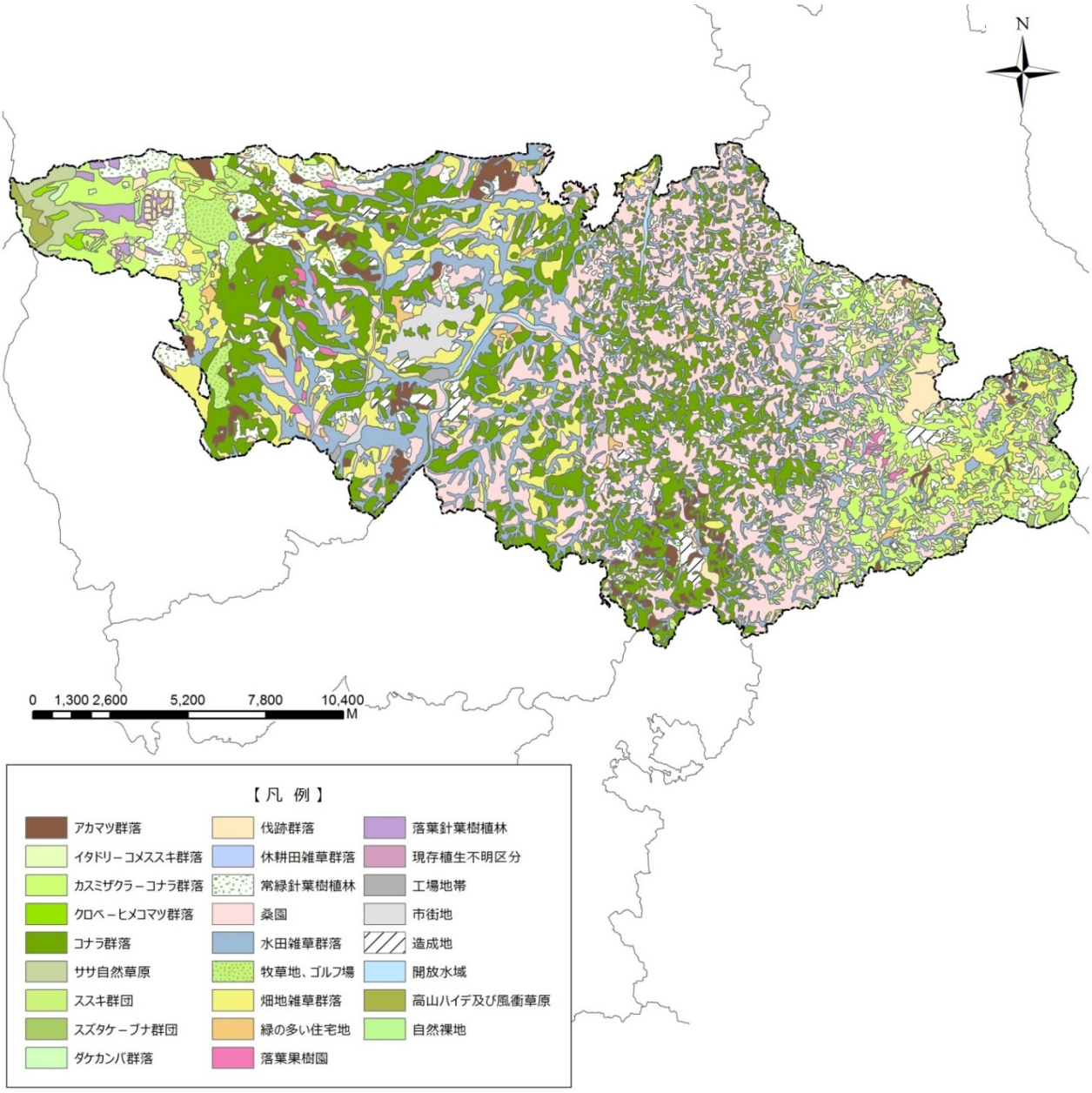

出典：自然環境保全基礎調査（環境省）

図　植生図

※1「自然度」とは、「自然は人間の手のつけ具合、人工の影響の加わる度合によって、きわめて自然性の高いものから、自然性の低いものまで、いろいろな階層にわかれて存在する」という考え方に基づいて、植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されたもの。

※2「高山ハイデ」とは、ツツジ科植物を主体とした竹が 5cm から 10cm ほどのカーペット状の高山風衝低木群落。

2-1-3　動植物

本市で確認された、絶滅のおそれのある種は以下のとおりです。

表　市内に生息している絶滅のおそれのある種

分類群	科名	和名	レッドデータブック ふくしまカテゴリー
植物	ミズニラ科	ミズニラ	準絶滅危惧
	ツチトリモチ科	ミヤマツチトリモチ	絶滅危惧Ⅱ種
	クスノキ科	ヤマコウバシ	準絶滅危惧
	キンポウゲ科	レンゲショウマ	絶滅危惧Ⅱ種
		アヅマハンショウズル	絶滅危惧Ⅱ種
	オトギリソウ科	オクヤマオトギリ	絶滅危惧Ⅰ種
	ケシ科	ナガミノツルキケマン	準絶滅危惧
	アブラナ科	イワハタザオ	絶滅危惧Ⅱ種
	ユキノシタ科	クロクモソウ	絶滅危惧Ⅱ種
	バラ科	キビナワシロイチゴ	準絶滅危惧
	ツツジ科	イソツツジ	希少
	ラン科	アケボノシュスラン	絶滅危惧Ⅱ種
		コフタバラン	絶滅危惧Ⅱ種
		トキソウ	準絶滅危惧
哺乳類	ヒナコウモリ科	ヒナコウモリ	準絶滅危惧
	ネズミ科	スミスネズミ	希少
	オナガザル科	ニホンザル	注意
	クマ科	ツキノワグマ	注意
	ウシ科	ニホンカモシカ	注意
	トガリネズミ科	カワネズミ	未評価
鳥類	タカ科	オオタカ	絶滅危惧Ⅰ種
		ハチクマ	絶滅危惧Ⅱ種
		ハイタカ	準絶滅危惧
		ノスリ	準絶滅危惧
		サシバ	準絶滅危惧
	ハヤブサ科	ハヤブサ	絶滅危惧Ⅰ種
	ツグミ科	クロツグミ	絶滅危惧Ⅱ
	ヒタキ科	コサメビタキ	絶滅危惧Ⅱ種
		サンコウチョウ	準絶滅危惧
	ヒバリ科	ヒバリ	準絶滅危惧
	ウグイス科	オオヨシキリ	準絶滅危惧
	サンショウクイ科	サンショウクイ	準絶滅危惧
両生類	サンショウウオ科	トウホクサンショウウオ	準絶滅危惧
		クロサンショウウオ	準絶滅危惧
	イモリ科	イモリ	準絶滅危惧
	アカガエル科	ツチガエル	準絶滅危惧
	アオガエル科	モリアオガエル	希少
爬虫類	ヘビ科	ヒバカリ	希少
昆虫類	ハンミョウ科	カワラハンミョウ	絶滅危惧Ⅱ種
	コオイムシ科	タガメ	絶滅危惧Ⅱ種
	アゲハチョウ科	ヒメギフチョウ	絶滅危惧Ⅱ種
	ハムシ科	オオルリハムシ	準絶滅危惧
	シロチョウ科	クマグロキチョウ	準絶滅危惧
	タテハチョウ科	オオムラサキ	注意

出典：二本松市環境基本計画

表　レッドデータブックふくしまカテゴリーと環境庁（1997）カテゴリーの関係

カテゴリー区分	内容
絶滅	環境庁の絶滅と野生絶滅を合わせたカテゴリーとした。
絶滅危惧	環境庁のカテゴリーに準じ、絶滅危惧を絶滅危惧Ⅰ類と絶滅危惧Ⅱ類に分けた。
絶滅危惧Ⅰ類	環境庁のカテゴリーでは絶滅危惧ⅠＡ類と絶滅危惧ⅠＢ類に分かれているが、定性的要件だけでは区別が困難なため、これらを合わせて絶滅危惧Ⅰ類とした。
絶滅危惧Ⅱ類	環境庁の絶滅危惧Ⅱ類に準じた。
準絶滅危惧	環境庁の準絶滅危惧に準じた。
希少	福島県独自のカテゴリー区分とし環境庁カテゴリー区分の「情報不足」を包含し、かつ、希少の定性的要件にしたがい区分することとした。
注意	福島県独自のカテゴリー区分として全国的には希少だが、福島県では普通である生物を対象とした。
未評価	福島県独自のカテゴリー区分とし環境庁カテゴリー区分の「情報不足」を包含し、かつ、未評価の定性的要件にしたがい区分することとした。

出典：レッドデータブックふくしま（福島県教育委員会）

表　環境省版レッドリストカテゴリーの概要

カテゴリー区分	説明
絶滅	我が国ではすでに絶滅したと考えられる種。
野生絶滅	飼育・栽培下でのみ存続している種。
絶滅危惧Ⅰ類	絶滅の危機に瀕している種。
絶滅危惧ⅠＡ類	ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高いもの。
絶滅危惧ⅠＢ類	ⅠＡ類ほどではないが、近い将来における野生での絶滅の危険性が高いもの。
絶滅危惧Ⅱ類	絶滅の危険が増大している種。
準絶滅危惧	現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの。
情報不足	評価するだけの情報が不足している種。
絶滅のおそれのある地域個体群	地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

トキソウ（準絶滅危惧）

出典：レッドデータブックふくしま（福島県教育委員会）

2-1-4　自然景観

本市の代表的な自然景観は以下の通りです。

①歴史・文化のある自然景観

二本松城（霞ヶ城公園 37.01ha）は、標高 345mに築かれた城郭からなる平山城で、江戸時代は二本松藩主 丹羽（にわ） 氏の居城でした。

公園内ではアジサイやツツジ等、さまざまな花が咲き乱れ、毎年１０月から開催される「二本松の菊人形」の会場となり、全国からたくさんの観光客が訪れます。

春にはソメイヨシノをはじめとした約 2,500 本の桜が咲き誇り、桜まつりの開催期間中はライトアップが行われます。

二本松城跡箕輪門のアカマツ

霞ヶ城公園（「二本松の菊人形」の会場）

②地域を代表する豊かな自然景観

あだたら渓谷自然遊歩道は、安達太良山に源を持ち、二本松市を北から南に流れる「原瀬川（はらせがわ）」の上流の通称「烏川（からすがわ）」に沿って、標高約 950～1,000m の流域に設けられています。

途中には、豊富な水量と変化に富んだ地形による二階滝・魚止滝・昇竜滝などがあり、ミズナラ・ブナ・イタヤカエデなどの自然林に囲まれ、見事な景観を呈しています。

あだたら渓谷自然遊歩道

③市民の憩いの場となる自然景観

安達ヶ原ふるさと村公園（6.70ha）は、安達ヶ原公園（1.49ha）と河川敷のオープンスペースに隣接しています。緑いっぱいの豊かな自然の中に、二本松の歴史と伝統的生活文化が一目で分かる武家屋敷・養蚕農家などが再現されており、子どもから大人まであらゆる世代が楽しめます。

安達ヶ原公園（霞ヶ城県立自然公園）は、約 200 本の桜が植えられています。丘陵地を利用して整備されているため、起伏の多い場所となっています。

安達ヶ原ふるさと村公園

安達ヶ原公園

④まちなかの自然景観

二本松駅は、二本松市街地の中心に位置し、岳温泉や霞ヶ城公園などへの玄関口として利用されています。

駅前広場やその周辺には、所々に植栽が設置され、駐輪場前は植栽で覆うなど景観への配慮がなされています。

二本松駅駐輪場の緑化

二本松駅周辺の親水空間

2－2　緑の現況

2-2-1　施設緑地

（１）都市公園

市内の都市公園の現況は以下のとおりです。

市民一人当たりの都市公園面積※1 は 16.7 ㎡/人となっており、福島県の値 12.8 ㎡/人、全国値 10.3 ㎡/人を大きく上回っている状況です。※2

表　都市公園の現況

種類	種別	箇所数	面積（ha）
住区基幹公園	街区公園（標準 0.25ha）	30	5.63
	近隣公園（標準 2.0ha）	8	20.18
	地区公園（標準 4.0ha）	0	-
都市基幹公園	総合公園	1	37.01
	運動公園	0	-
緩衝緑地		1	0.24
合　計		40	63.05

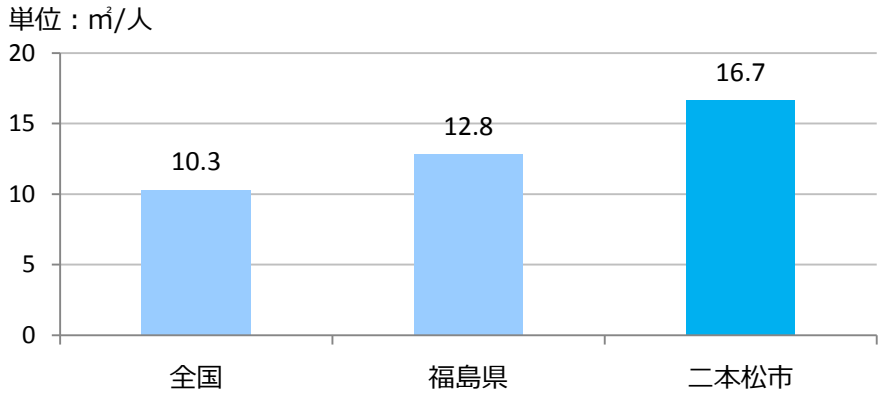

出典：国土交通省　都市公園データベース

※1　市民一人当たりの都市公園面積：都市公園の合計面積を都市計画区域内人口（平成 29 年３月 31 日現在）で除したもの

※2　全国、福島県の値は平成 28 年３月 31 日現在

図　市民一人当たり都市公園面積

霞ヶ城公園（霞池）

二本松城跡から市街地を望む

表　都市公園一覧（平成 29 年 12 月 31 日現在）

No	公　園　名	種別	面積（㎡）	供用開始時面積（ha）	供用開始
1	若宮公園	街区	5,480.00	0.55	昭和 49 年 4 月 1 日
2	金色久保公園	街区	6,556.00	0.66	平成 2 年 6 月 26 日
3	金色公園	街区	2,628.00	0.26	昭和 62 年 3 月 20 日
4	向原公園	街区	2,513.52	0.25	平成元年 7 月 14 日
5	松岡児童遊園	街区	2,141.49	0.21	昭和 58 年 4 月 1 日
6	真弓ひろば	街区	1,043.31	0.10	昭和 58 年 4 月 1 日
7	茶園児童公園	街区	1,851.00	0.18	昭和 58 年 4 月 1 日
8	湯の森公園	街区	2,612.63	0.26	平成 4 年 7 月 1 日
9	表西公園	街区	2,334.00	0.23	平成 6 年 4 月 26 日
10	本町緑地公園	街区	972.96	0.10	平成 9 年 5 月 1 日
11	下山田団地児童遊び場	街区	2,631.00	0.26	昭和 58 年 4 月 1 日
12	杉田仲之内団地公園	街区	1,826.28	0.18	平成 10 年 6 月 15 日
13	松南団地公園	街区	1,665.00	0.17	平成 11 年 6 月 15 日
14	塩沢ニュータウン団地公園	街区	960.00	0.10	平成 13 年 2 月 1 日
15	中里団地公園	街区	1,100.38	0.11	平成 13 年 12 月 1 日
16	竹田見附ポケットパーク	街区	260.00	0.03	平成 13 年 9 月 1 日
17	久保丁ポケットパーク	街区	128.20	0.01	平成 16 年 4 月 1 日
18	表遊園　1	街区	1,400.00	0.14	平成 17 年 4 月 1 日
19	表遊園　2	街区	227.18	0.02	平成 17 年 4 月 1 日
20	下舘児童公園	街区	3,248.00	0.33	昭和 52 年 3 月 25 日
21	渋川公園	街区	4,825.00	0.48	平成 19 年 4 月 1 日
22	若宮ポケットパーク	街区	336.65	0.03	平成 22 年 7 月 1 日
23	若宮親水公園	街区	132.73	0.01	平成 22 年 7 月 1 日
24	表東公園	街区	2,842.00	0.28	平成 24 年 6 月 22 日
25	中條北公園	街区	293.00	0.03	平成 28 年 6 月 21 日
26	石倉展望公園	街区	2,672.00	0.26	平成 28 年 10 月 21 日
27	石倉東公園	街区	1,373.00	0.13	平成 28 年 10 月 21 日
28	大窪公園Ａ	街区	1,093.82	0.11	平成 29 年 9 月 15 日
29	大窪公園Ｂ	街区	863.28	0.09	平成 29 年 9 月 15 日
30	中北第一公園	街区	256.89	0.03	平成 29 年 12 月 18 日
31	安達ヶ原公園	近隣	14,935.65	1.49	昭和 46 年 10 月 14 日
32	岳公園	近隣	26,946.00	2.70	昭和 54 年 6 月 15 日 昭和 55 年 5 月 1 日
33	郭内公園	近隣	28,168.44	2.82	昭和 46 年 4 月 1 日
34	愛宕山公園	近隣	10,919.00	1.09	昭和 61 年 5 月 1 日
35	鏡ヶ池公園	近隣	15,828.00	0.73 0.85	平成 6 年 4 月 26 日 平成 19 年 11 月 1 日
36	安達ヶ原ふるさと村公園	近隣	67,039.18	6.88	平成 5 年 7 月 18 日
37	日渉公園	近隣	11,522.00	1.15	昭和 60 年 3 月 5 日
38	智恵子の杜公園	近隣	26,459.00	2.64	平成 19 年 4 月 1 日
39	霞ヶ城公園	総合	370,112.12	7.00 2.59 0.38 12.24 12.19 15.00 1.37	昭和 8 年 6 月 10 日 昭和 56 年 6 月 14 日 昭和 60 年 4 年 1 日 平成 5 年 8 月 20 日 平成 10 年 8 月 3 日 - -
40	蔵場山緑地公園	緑地	2,352.98	0.24	昭和 63 年 3 月 17 日
	合　計		630,549.69		

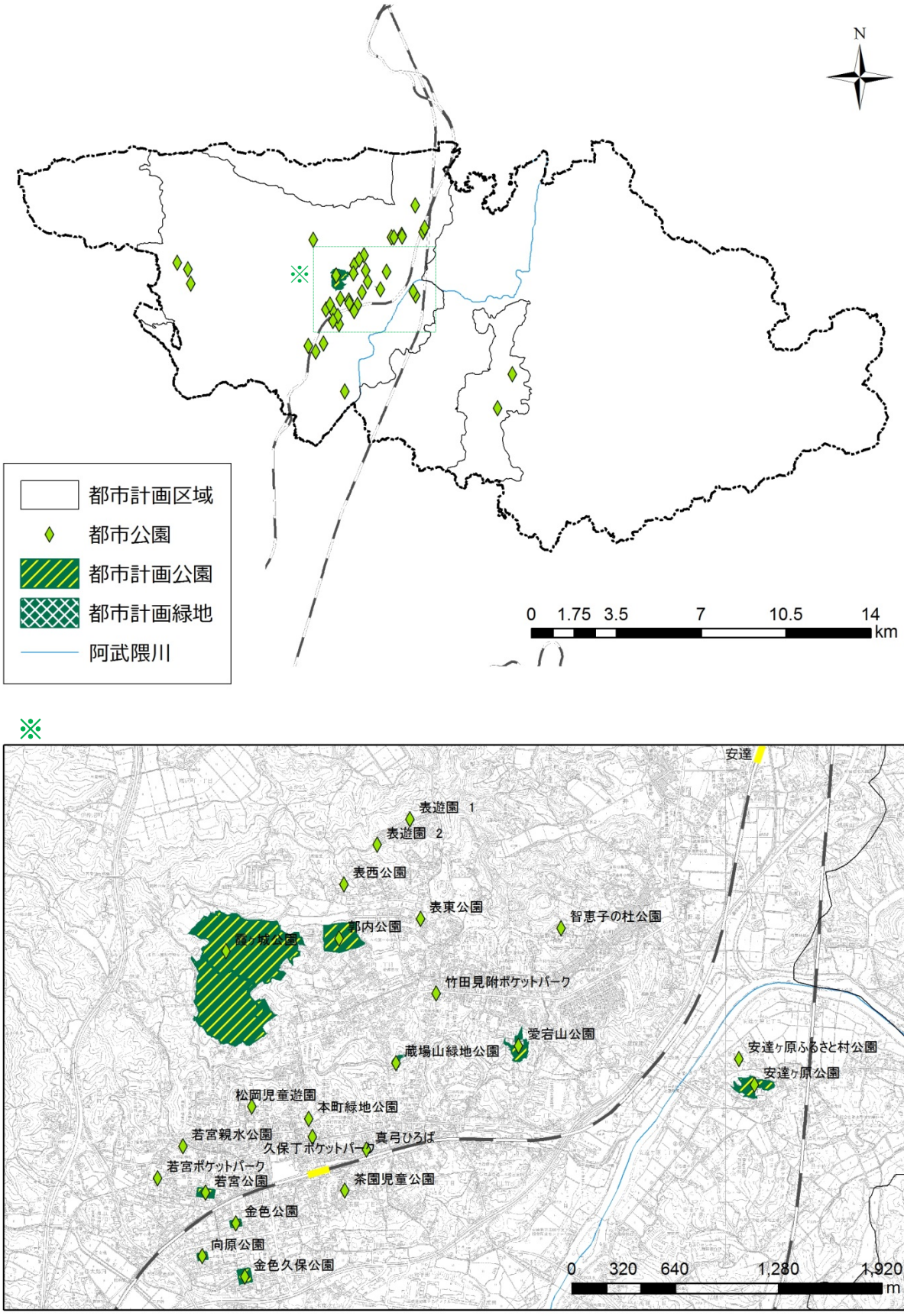

出典：福島県　都市計画基礎調査

図　都市公園緑地の現況

（2）公共施設緑地

本市の公共施設緑地は以下のとおりです。

表　公共施設緑地の現況

区分	面積（ha）	
	市全域	うち都市計画区域
公園、緑地（都市公園以外）	24.61	8.82
広場、運動場	13.39	8.63
学校教育系施設（公立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専門学校）	97.91	67.27
公営墓地（岳墓地、金色墓地）	0.31	0.31
市民文化系施設（住民センター、文化センター、公民館）	3.92	1.57
公共公益施設（下水道関連施設、火葬場等）	2.02	2.02
合　計	142.16	88.62

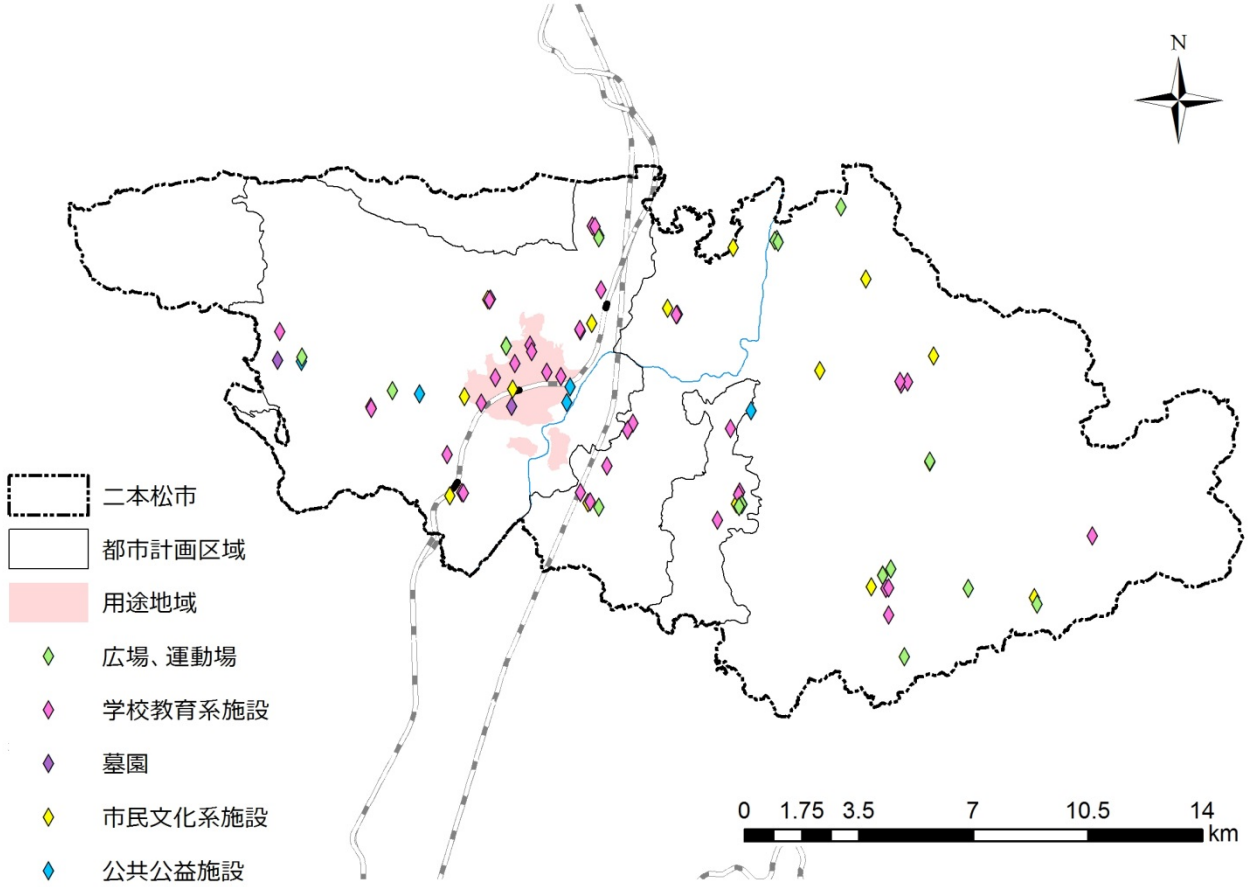

図　公共施設緑地の現況

表　公共施設緑地の一覧

□　公園、緑地（都市公園以外）

No.	名称	面積（㎡）	所在地
都市計画区域内		88,197	
1	てっせんさぼう公園	9,576	古家 317-1
2	ささや親水公園	8,032	笹屋 340-1
3	ふれあいの森公園	64,414	成田町二丁目 7
4	成田園地	549	郭内三丁目 362-2
5	郭内緑地	278	郭内三丁目 198-1 他
6	東宮下山公園	820	油井字東宮下山 8-6
7	智恵子の森公園	1,361	智恵子の森四丁目 26 他
8	雇用促進住宅公園	1,000	油井字川口 1-1
9	松ヶ丘公園	1,901	小浜字芳池 3-5
10	松ヶ丘南公園	266	小浜字芳池 69-9
都市計画区域外		157,949	
11	稚児舞台公園	46,090	上川崎字稚児山 30 他
12	七尋石公園	3,275	上川崎字水梨 75 他
13	弥惣坊公園	3,233	小沢字陣場 44-1
14	和紙の里栗舟公園	1,864	上川崎字川ノ端 237-1 他
15	川面河畔公園	2,729	下川崎字十三仏山 6-1 他
16	ねむの木公園	1,415	上長折字加藤木 43 他
17	田沢親水公園	6,500	田沢字鳥井戸 3-1
18	島山広場	13,485	太田字寺沢 96-1
19	東和ロードレースメモリアル広場	1,732	太田字高槻 6-1 他
20	木幡山児童遊園地	2,942	木幡字治家 37
21	佐勢ノ宮公園	4,311	針道字佐勢ノ宮 5-69 他
22	東和カントリーパーク	70,373	針道字大町西２
	合　計	246,146	

□　広場、運動場

No.	名称	面積（㎡）	所在地
都市計画区域内		86,280	
1	城山総合グラウンド	30,000	郭内四丁目 220
2	岳公園グラウンド	10,000	岳温泉二丁目 271
3	原セ農村広場	4,480	原セ日照田 7
4	安達野球場	11,200	渋川字上払川 157
5	岩代運動場	30,600	小浜字芳池２
都市計画区域外		47,587	
6	石井運動広場	9,234	平石町 564－2
7	東新殿グラウンド	5,000	東新殿字古谷 193
8	新殿運動場	10,800	杉沢字山田 155-3
9	旭運動場	11,353	百目木字鹿畑 16
10	水舟運動場	3,600	木幡字四方北 304-1
11	戸沢住民センターグラウンド	2,000	戸沢字下田 100
12	ウッディハウスとうわグラウンド	5,600	木幡字東和代 34-1
	合　計	133,867	

※広場、運動場として利用可能なもの（仮設住宅等に利用されているものは除く）

□ 学校教育系施設

No.	名称	オープンスペース面積（㎡）※	所在地
都市計画区域内		672,674	
1	塩沢幼稚園	1,595	塩沢町一丁目 238-1
2	杉田幼稚園	1,921	中江 195-1
3	はらせ幼稚園	1,562	原セ才木 380
4	油井幼稚園	859	油井字台５
5	渋川幼稚園	922	渋川字神明森 27
6	小浜幼稚園	3,531	小浜字藤町 100
7	二本松南小学校	28,122	亀谷二丁目 123
8	二本松北小学校	10,583	郭内一丁目 1
9	塩沢小学校	15,131	塩沢町一丁目 238-1
10	岳下小学校	10,812	大壇 175-1
11	安達太良小学校	195,881	岳温泉一丁目 177-1
12	原瀬小学校	30,095	原セ才木 380
13	杉田小学校	10,680	中江 195-1
14	油井小学校	16,064	油井字台５
15	渋川小学校	18,030	渋川字神明森 27
16	小浜小学校	12,410	小浜字藤町 100
17	二本松第一中学校	26,989	郭内二丁目 56-1
18	二本松第三中学校	36,124	大作 165
19	安達中学校	56,223	油井字田向 100
20	小浜中学校	22,684	小浜字反町 411
21	県立安達高等学校	23,969	郭内二丁目 347
22	県立二本松工業高等学校	41,117	榎戸一丁目 58-2
23	県立安達東高等学校	103,400	下長折字真角 13
24	福島介護福祉専門学校	3,970	若宮一丁目 125-1
都市計画区域外		306,432	
25	石井幼稚園	3,565	平石町 365-1
26	大平幼稚園	5,598	太子堂 282
27	川崎幼稚園	1,082	上川崎字上種田 1
28	いわしろさくら幼稚園（いわしろさくらこども園）	5,924	西新殿字永作 10
29	とうわ幼稚園 （とうわこども園）	4,185	針道字大町西 46-7
30	石井小学校	39,331	小高内３
31	大平小学校	7,816	竹ノ内 22-1
32	川崎小学校	12,870	上川崎字上種田 1
33	新殿小学校	46,530	西新殿字永作 10
34	旭小学校	21,230	田沢字鳥上 44
35	東和小学校	67,738	針道字大町西 46
36	二本松第二中学校	41,159	沖三丁目 301-1
37	岩代中学校	24,052	西新殿字一本木 188
38	東和中学校	25,352	針道字大町西 1
	合　計	979,106	

※敷地面積-建築面積

出典：地域防災計画　資料編

□ 公営墓地

No.	名称	オープンスペース面積（㎡）※	所在地
都市計画区域内		3,139	
1	二本松市岳墓地	2,328	岳温泉大和２２-２
2	二本松市金色墓地	811	金色 400-3
	合　計	3,139	

※墓地計画水準より、敷地面積の 2/3 を緑地とする

□ 市民文化系施設（住民センター、文化センター、公民館）

No.	名称	オープンスペース面積（㎡）※	所在地
都市計画区域内		15,671	
1	塩沢住民センター	203	塩沢町一丁目 238-1
2	岳下住民センター	7,178	三保内 72
3	杉田住民センター	3,350	西町 223-1
4	市民交流センター	1,620	本町二丁目 3-1
5	安達公民館	860	油井字濡石 3-1
6	渋川住民センター	1,347	渋川字上払川 96-1
7	岩代公民館	1,113	小浜字芳池 1
都市計画区域外		23,530	
8	石井住民センター	3,918	平石町 365-1
9	大平住民センター	4,483	太子堂 282
10	上川崎住民センター	2,826	上川崎字宮ノ脇 7-3
11	下川崎住民センター	417	下川崎字大中地 66
12	新殿住民センター	1,401	西新殿字西 1
13	旭住民センター	789	百目木字向町 126
14	木幡住民センター	1,039	木幡字叺内 65
15	太田住民センター	3,671	太田字堺田 47-1
16	戸沢住民センター	3,226	戸沢字下田 100
17	東和文化センター	1,760	針道字上台 132
	合　計	39,201	

※建ぺい率 60%と仮定
出典：地域防災計画　資料編

□ 公共公益施設

No.	名称	オープンスペース面積（㎡）※	所在地
都市計画区域内		20,220	
1	岳せせらぎセンター	1,440	岳温二丁目２８-１
2	岩代せせらぎセンター	1,860	下長折字下山 50
3	あだたら清流センター	7,160	榎戸二丁目 96
4	安達地方広域行政組合 あだたら環境共生センター	4,480	上竹二丁目 172
5	安達地方広域行政組合あだたら聖苑	5,280	永田三丁目 123
	合　計	20,220	

※敷地面積の 20%とする

（３）民間施設緑地

①民間施設緑地の現況量

本市の民間施設緑地は以下のとおりです。

表　民間施設緑地の現況量

区分	面積（ha）	
	市全域	うち都市計画区域
社寺境内地	11.30	2.52
墓地※	54.45	35.81
その他、開発許可制度による緑地	27.82	24.18
合　計	93.57	62.51

※公営墓地（二本松市岳墓地、二本松市金色墓地）を除く

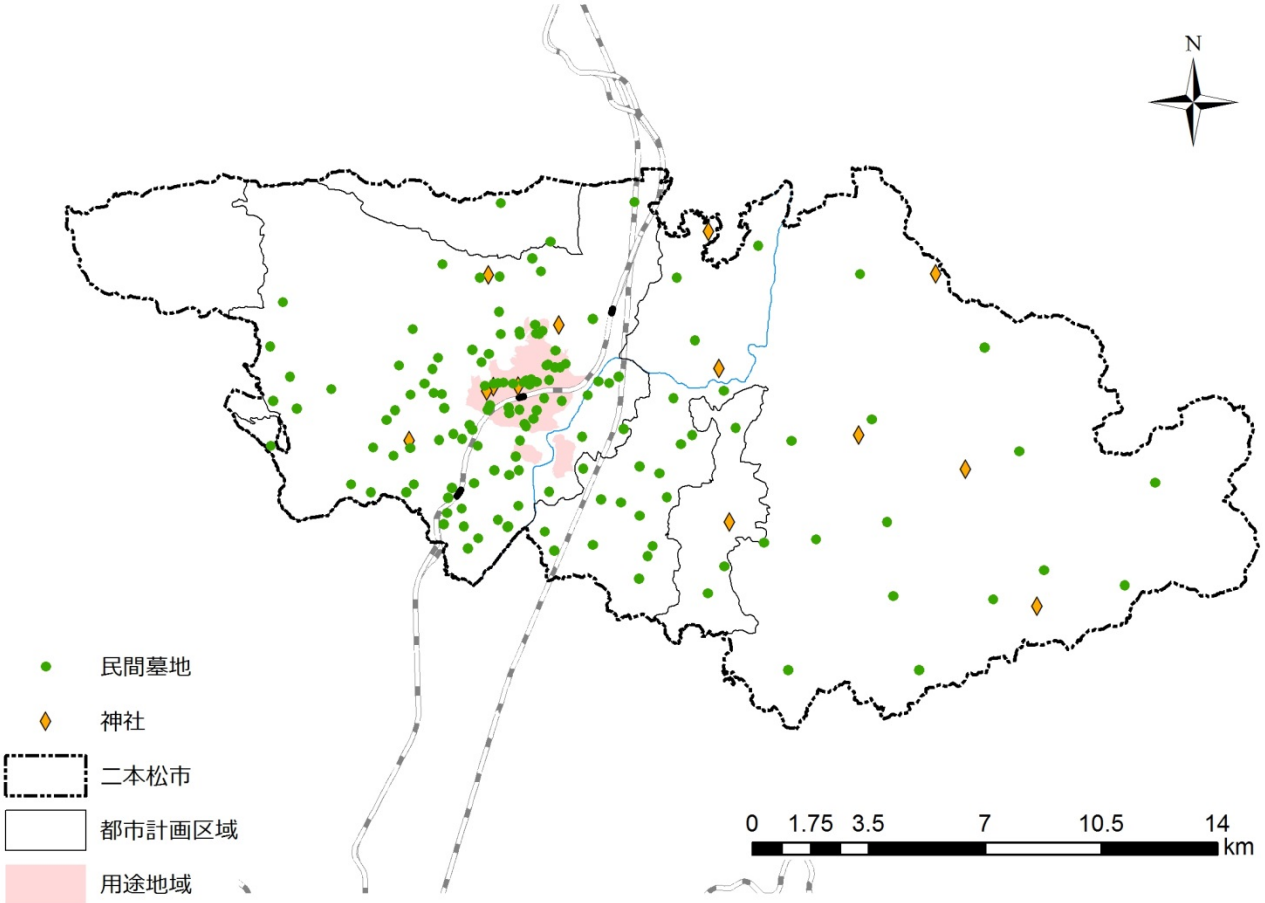

出典：福島県神社庁

図　民間施設緑地の現況

②その他市民が整備した緑地

本市には、市民が整備し、一般公開している庭園等が多く存在しています。

市民が整備した主な緑地は以下のとおりです。

表　市民が整備した主な緑地

No.	名称	所在地
1	大杉の庭	杉沢字平 93
2	あじさいの寺高林寺	太田字西田 1
3	美花園	戸沢字宮坂 84
4	羽山の里クマガイソウ園	戸沢字柏久保 160
5	東和サルスベリ園	戸沢字宮ノ入 52
6	杉田あじさいの杜	杉田駄子内 139
7	大稲場グリーンパーク	大稲場 263
8	ムトーフラワーパーク	橋本 305
9	さつき山公園	五月町三丁目 163
10	みしま桜の里	下川崎字荒屋敷 34
11	台松塚舘跡（たいまつづかたてあと）公園	杉沢字二元木地内

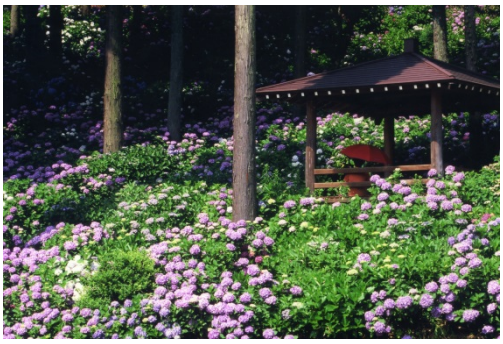

杉田あじさいの杜

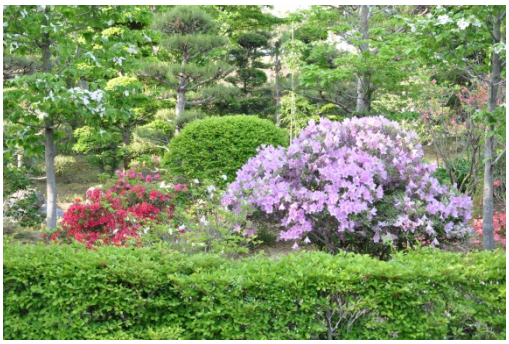

大稲場グリーンパーク

ムトーフラワーパーク

さつき山公園

2-2-2　地域制緑地等

地域制緑地等としては、自然公園（自然公園法）、農業振興地域・農振農用地区域（農業振興地域整備法）、保安林区域（森林法）、地域森林計画対象民有林（森林法）、保存樹林（樹木保存法）、史跡・名勝・天然記念物等の文化財があげられます。

表　地域制緑地の現況量

	面積(ha)		
	行政区域	都市計画区域	都市計画区域外
地域制緑地	24,256.61	7,171.98	17,084.63

※地域制緑地の面積は図上計測による

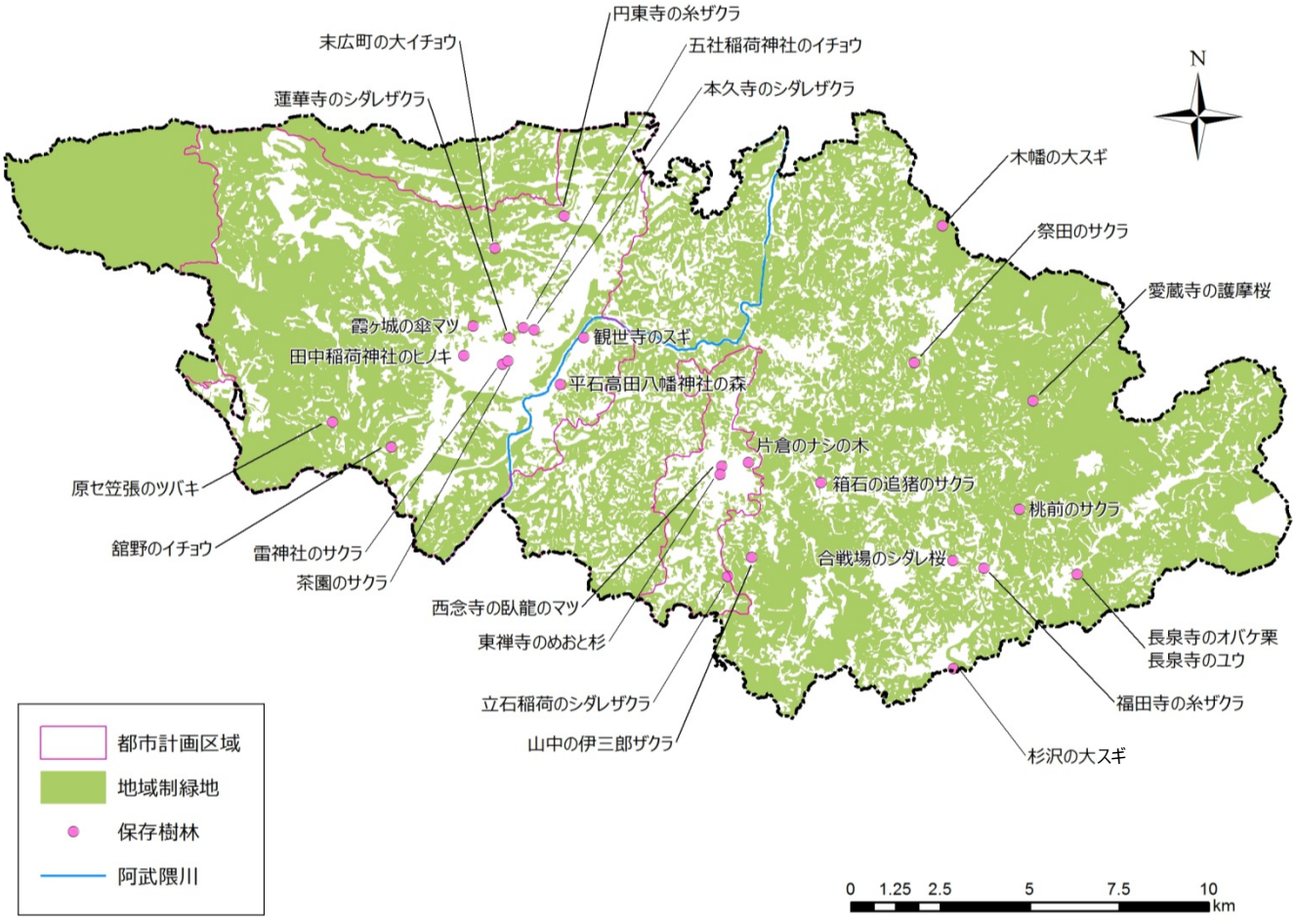

出典：福島県　都市計画基礎調査

図　地域制緑地の現況

表　文化財指定状況※

区分	種別	名称	所在地	指定年月日
国指定	史跡	旧二本松藩戒石銘碑	郭内三丁目 264	昭和 10 年 12 月 24 日
	史跡	二本松城跡	郭内三丁目	平成 19 年 7 月 26 日
	名勝	おくのほそ道風景地	安達ヶ原	平成 26 年 3 月 18 日
	天然記念物	木幡の大スギ	木幡字治家 49-2	昭和 16 年 3 月 27 日
	天然記念物	杉沢の大スギ	杉沢字平 97	昭和 18 年 8 月 24 日
県指定	史跡	原瀬上原遺跡	原セ日照田 165 他	昭和 46 年 4 月 13 日
	史跡	木幡山経塚群	木幡字治家 70-4	昭和 54 年 3 月 23 日
	史跡	傾城壇古墳	峠 123 他	平成 9 年 3 月 25 日
	天然記念物	東禅寺のめおとスギ	小浜字新町 489-1	昭和 28 年 10 月 1 日
	天然記念物	安達太良山ヤエハクサンシャクナゲ自生地	国有林地内	昭和 30 年 2 月 4 日
	名勝 天然記念物	木幡山	木幡字治家 49 他	昭和 30 年 2 月 4 日
市指定	史跡	坂下門跡	本町一丁目 60-1 他	昭和 51 年 7 月 21 日
	史跡	竹田・根崎用水路跡	竹田一丁目 90	昭和 55 年 9 月 16 日
	史跡	落合の万葉歌碑	落合二丁目	平成元年 2 月 1 日
	史跡	亀谷観音堂の芭蕉句碑	亀谷一丁目 159-1	平成元年 2 月 1 日
	史跡	姫小松の碑	姫小松 147	平成元年 2 月 1 日
	史跡	雲堂和尚梵字石	下長折字移川 360	平成 10 年 8 月 7 日
	史跡	磨崖供養塔（夫婦岩）	西新殿字宮ノ下 409	平成 13 年 3 月 6 日
	史跡	橋供養塔	戸沢字不川田 24-2	平成 15 年 2 月 1 日
	史跡	正木善右衛門供養塔	太田字五福田 48-1	平成 15 年 2 月 1 日
	天然記念物	塩沢のイチョウ	末広町 467-1	昭和 51 年 7 月 21 日
	天然記念物	蓮華寺のシダレザクラ	亀谷一丁目 1	昭和 51 年 7 月 21 日
	天然記念物	茶園のサクラ	茶園一丁目 80	昭和 51 年 7 月 21 日
	天然記念物	霞ケ城の傘マツ	郭内三丁目 232	昭和 51 年 7 月 21 日
	天然記念物	富沢のケヤキ	針道字富沢 56	昭和 51 年 12 月 1 日
	天然記念物	祭田のサクラ	太田字祭田 62	昭和 51 年 12 月 1 日
	天然記念物	宮田のイチョウ	戸沢字浜井場 1	昭和 51 年 12 月 1 日
	天然記念物	桜の大木（しだれ桜）	渋川字下原 68	昭和 53 年 7 月 3 日
	天然記念物	最勝寺のコウヤマキ	戸沢字月夜畑 90	昭和 55 年 8 月 29 日
	天然記念物	愛蔵寺の護摩ザクラ	戸沢字細田 10	昭和 55 年 8 月 29 日
	天然記念物	毘沙門様のケヤキ	戸沢字松舘山 1	昭和 55 年 8 月 29 日
	天然記念物	香野姫神社の夫婦ザクラ	戸沢字伏返 120	昭和 55 年 8 月 29 日
	天然記念物	本久寺のシダレザクラ	根崎一丁目 265	昭和 55 年 9 月 16 日
	天然記念物	舘野のイチョウ	舘野二丁目 97	昭和 55 年 9 月 16 日
	天然記念物	原セ笠張のツバキ	原セ笠張 354	昭和 55 年 9 月 16 日
	天然記念物	安達家大伽羅	木幡字梨木内 10	昭和 59 年 6 月 26 日
	天然記念物	合戦場のしだれ桜	東新殿字大林 142	昭和 62 年 5 月 1 日
	天然記念物	鏡石寺のシダレザクラ	亀谷一丁目 110	平成元年 2 月 1 日

区分	種別	名称	所在地	指定年月日
市指定	天然記念物	西念寺の臥龍の松	小浜字新町 386	平成 ２年 ４月 １日
	天然記念物	片倉のナシの木	上長折字片倉 80-1	平成 ２年 ４月 １日
	天然記念物	北向のツツジ	戸沢字北向 7	平成３年６月 28 日
	天然記念物	中野のサツキ	太田字中野 52	平成３年６月 28 日
	天然記念物	八幡神社のモミジ	戸沢字立石３	平成３年６月 28 日
	天然記念物	菅田の糸ヒバ	太田字菅田８	平成３年６月 28 日
	天然記念物	住吉神社の夫婦スギ	太田字本城山 1-1	平成５年２月 26 日
	天然記念物	二本松城跡箕輪門のアカマツ	郭内三丁目 232	平成 12 年４月１日
	天然記念物	二本松城跡のイロハカエデ	郭内三丁目 232	平成 12 年４月１日
	天然記念物	桃前のサクラ	戸沢字桃前 67	平成 14 年５月１日
	天然記念物	長沢のサクラ	太田字長沢 224	平成 17 年２月１日

※緑地として扱えるもの（史跡、名称、天然記念物等）

東漸寺のめおとスギ

片倉のナシの木

西念寺の臥龍の松

2-2-3　緑被の状況

本市を代表する緑である「安達太良山」は、西の市境付近に位置し、国立公園に指定されています。また、平坦部には多くの農地が分布しています。

本市の緑被率（樹林、草地、農地）は、都市計画区域内で 73.81%となっています。

表　緑被状況

		都市計画区域		用途地域内		人口集中地区	
		面積（ha）	率（%）	面積（ha）	率（%）	面積（ha）	率（%）
	樹　林	3,916.86	35.68	71.22	6.86	7.80	3.15
	草　地	304.34	2.77	15.21	1.46	3.61	1.46
	農　地	3,881.20	35.36	116.68	11.22	29.12	11.74
	緑 被 計	**8,102.40**	**73.81**	**203.11**	**19.54**	**40.53**	**16.35**
	水　面	399.05	3.64	10.71	1.03	4.87	1.96
オープンスペース計		8,501.45	77.45	213.82	20.57	45.40	18.31
道路・構造物等その他		2,475.55	22.55	825.78	79.43	202.60	81.69
市全体面積		10,977.00	100.00	1,039.60	100.00	248.00	100.00

出典：福島県　都市計画基礎調査データを基に図上計測※

注）霞ヶ城公園（37.01ha）は用途地域、DID 区域に含まれていないが、市街地に隣接する緑として、市街地の重要な役割を担っている。

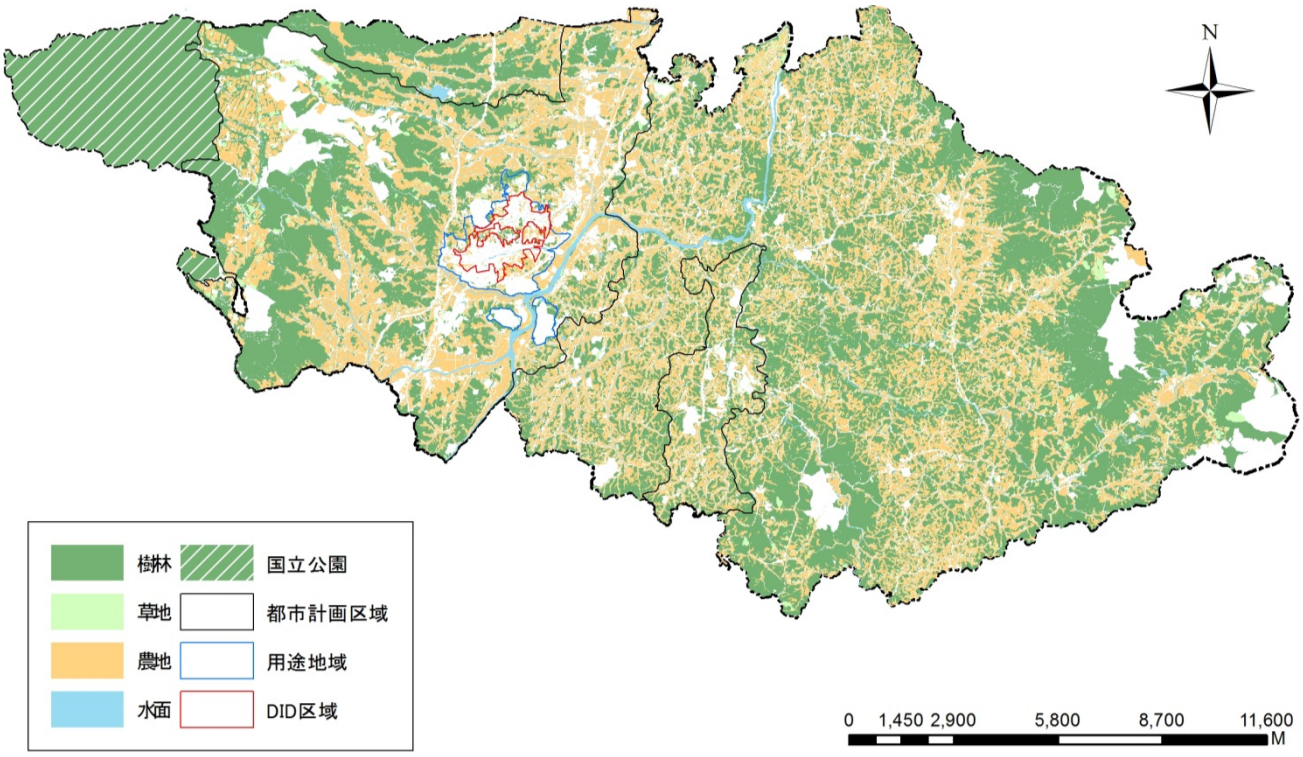

図　緑被現況図

※　樹林：土地利用が「山林（樹林地）」、草地：土地利用が「その他の自然地（原野・牧野、荒れ地、低湿地、河川敷・河原、海浜、湖岸）」、農地：土地利用が「田（水田）」、「畑（畑、樹園地、採草地、養鶏（牛、豚）場、ビニールハウス）」

2－3　社会的条件の整理

2-3-1　人口

本市の人口は、減少を続けており、平成 27 年（2015 年）の国勢調査では 58,162 人となっています。

また、「二本松市人口ビジョン（以下、「人口ビジョン」）」における、“目指すべき将来の人口”によると、2040 年は 45,302 人（2015 年比 22.1%減）、2060 年は 38,432 人（33.9%減）と推計されています。

表　人口の現状（国勢調査）

	昭和50年(1975年)	昭和55年(1980年)	昭和60年(1985年)	平成２年(1990年)	平成７年(1995年)	平成12年(2000年)	平成17年(2005年)	平成22年(2010年)	平成27年(2015年)
人口（人）	66,745	66,709	67,154	66,988	67,269	66,077	63,178	59,871	58,162

表　将来人口推計

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
社人研推計値※（人）	52,362	49,313	46,268	43,117	39,964	36,589	33,286	30,195	27,332
人口ビジョンにおける将来人口（人）	53,000	50,973	49,055	47,185	45,302	43,377	41,505	39,835	38,432

※ 国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計値

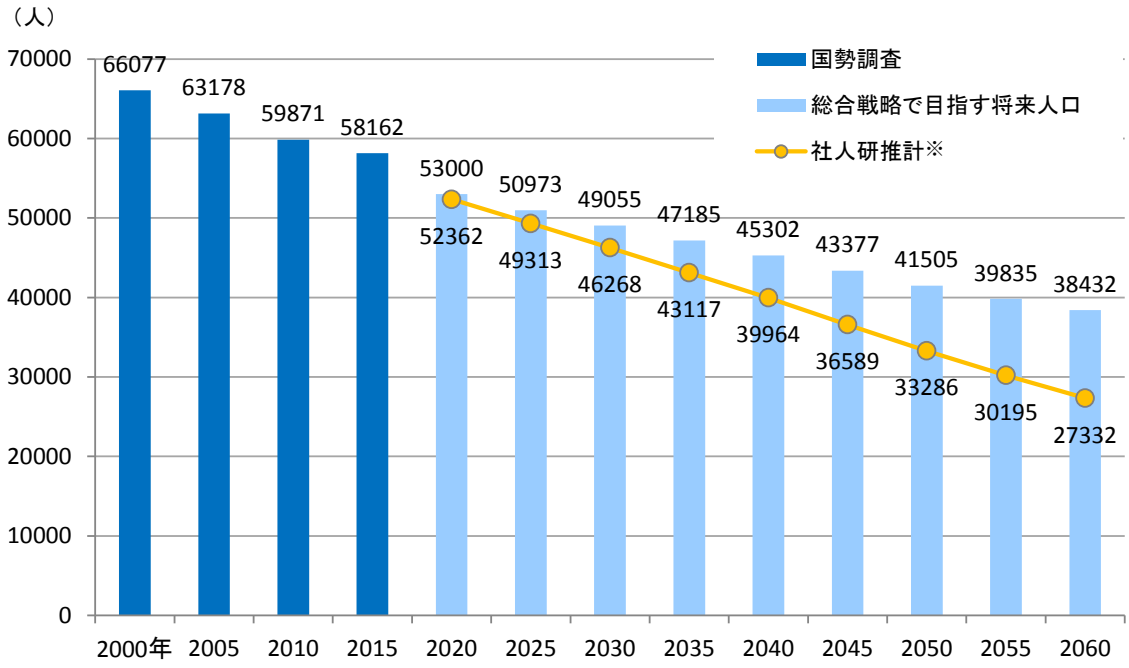

出典：二本松市人口ビジョン

図　人口の現状と目指すべき将来の人口

2-3-2　土地利用

本市の土地利用の状況は、以下の通りです。

都市計画区域内では山林が 34.30%で最も多く、畑、田、水面、その他の自然地などをあわせ、自然的土地利用が、全体の 77.84%を占めています。また、都市的土地利用は 22.17%となっています。

用途地域内で見ると、都市的土地利用は 64.88%で、住宅用地が 22.27%と最も多く、次いで専用工業施設が 15.73%となっています。一方、自然的土地利用は 35.05%となっています。

表　土地利用の状況

土地利用分類		二本松市			
		面積(ha)		構成率(%)	
		都市計画区域内	用途地域内	都市計画区域内	用途地域内
都市的土地利用	住宅用地	585.12	166.91	5.94	**22.27**
	専用商業施設	20.72	10.15	0.21	1.35
	店舗併用住宅	232.74	22.15	2.36	2.96
	専用工業施設	231.56	117.89	2.35	**15.73**
	公共公益施設	239.36	46.88	2.43	6.25
	その他の建築用地	25.95	2.35	0.26	0.31
	道路用地（幅員４m以上のみ）	708.24	89.41	7.18	11.93
	交通施設用地	39.93	6.32	0.41	0.84
	公園・緑地・レジャー施設等	93.34	23.17	0.95	3.09
	その他の空地	7.45	1.15	0.08	0.15
自然的土地利用	田	1,608.59	32.59	16.32	4.35
	畑	1,843.21	115.99	18.70	15.47
	山林	3,380.80	76.33	**34.30**	10.18
	水面	355.91	7.95	3.61	1.06
	その他の自然地	484.48	29.89	4.91	3.99
	不明・その他	0.41	0.41	0.00	0.05
	合計	9,857.82	749.56	100.00	100.00

出典：福島県　都市計画基礎調査

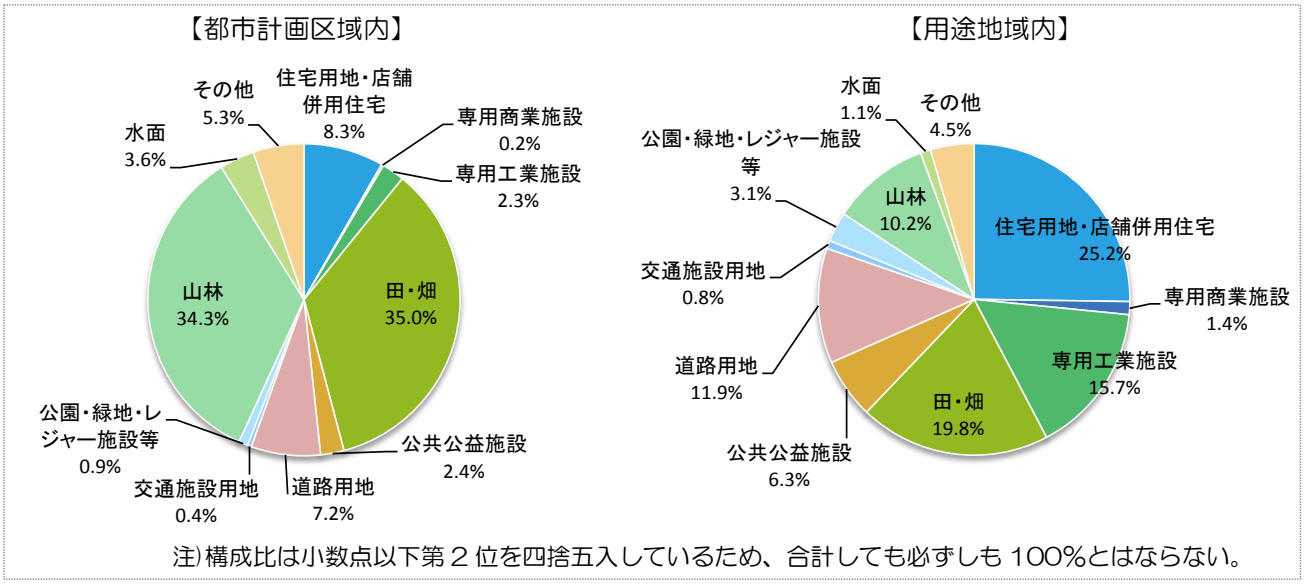

注）構成比は小数点以下第２位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100%とはならない。

図　土地利用構成率

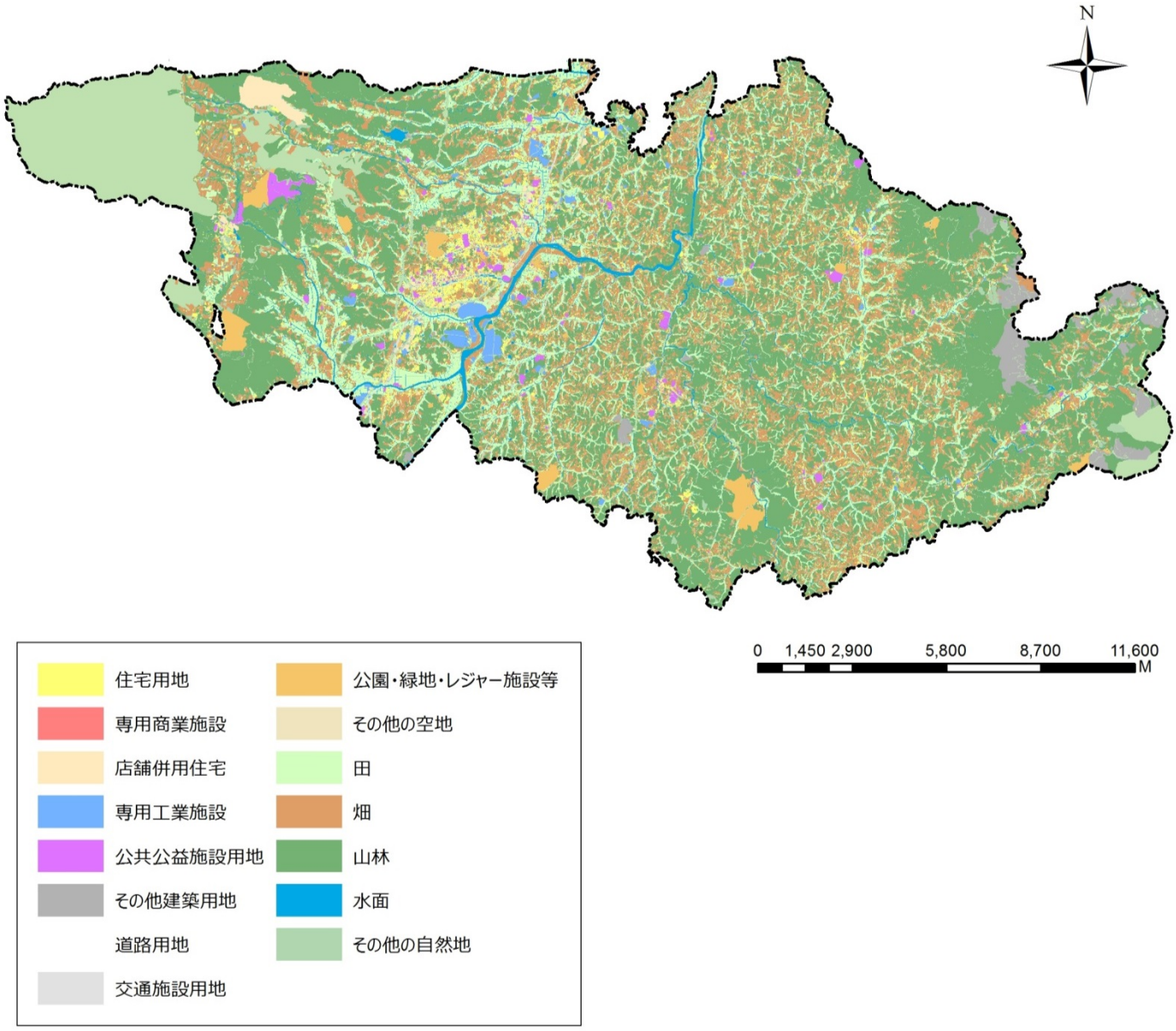

出典：福島県　都市計画基礎調査

図　土地利用現況図

2-3-3　法規制

本市の主な法規制状況は、以下のとおりです。

都市計画区域については、平成 26 年に、二本松都市計画区域、岩代都市計画区域、本宮都市計画区域が「二本松本宮都市計画区域」として統合され、その 21,828ha のうち、二本松市は 10,976ha が指定されています。

福島県では独自の政策として福島県自然環境保全条例に基づく「緑地環境保全地域」を制度化し、地域内における各種行為を制限しています。本市においては、昭和 54 年に稚児舞台・島山が指定されています。

地域・地区	名　　称		面積（ha）	根拠法	備　考
都市地域	都市計画区域		10,976.0	都市計画法	
	用途地域指定区域		1,039.6	都市計画法	
農業地域	農業振興地域		31,071.0	農業振興地域整備法※1	
	農用地区域		6,959.0	農業振興地域整備法※1	
森林地域	地域森林計画対象民有林		13,277.0	森林法	
	保安林		2,091.0	森林法	
自然保全地域	緑地環境保全地域	稚児舞台島山	10.0	自然環境保全法	保全対象：花崗岩の奇岩・怪石、ユキヤナギ
自然公園地域	国立公園		2,062.0	自然公園法	磐梯朝日国立公園
	県立自然公園		※2 335.7	自然公園法、福島県自然公園条例	霞ヶ城県立自然公園、阿武隈高原中部県立自然公園

※1 農業振興地域の整備に関する法律
※2 図上計測

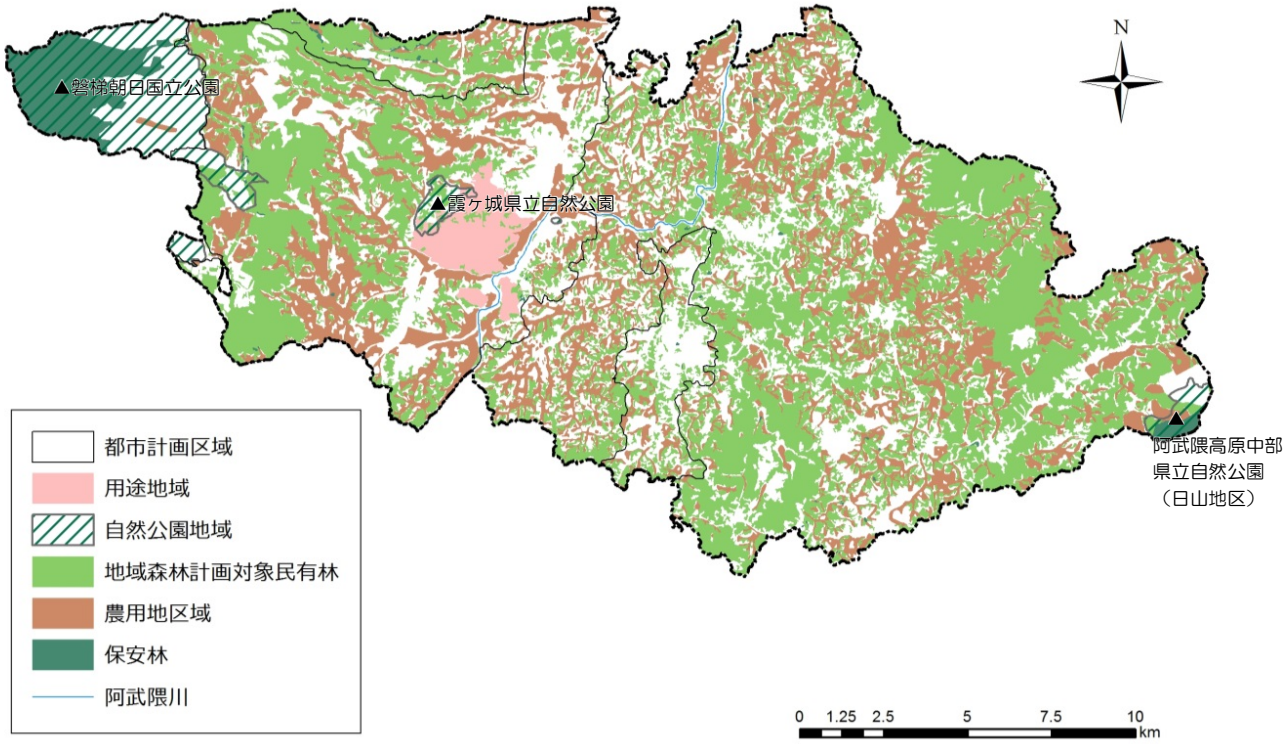

図　法規制現況

2-3-4　交通

本市の道路網は、国道４号や東北自動車道（二本松 IC）が南北方向の骨格を形成し、国道 459 号は、国道 114 号を介して太平洋側、国道 115 号を介して会津地方側の東西方向を連絡する構造となっています。

鉄道は、JR 東北本線が市の中心部を縦断する形で運行し、市内には「二本松駅」を中心として、「安達駅」「杉田駅」の３つの駅があります。

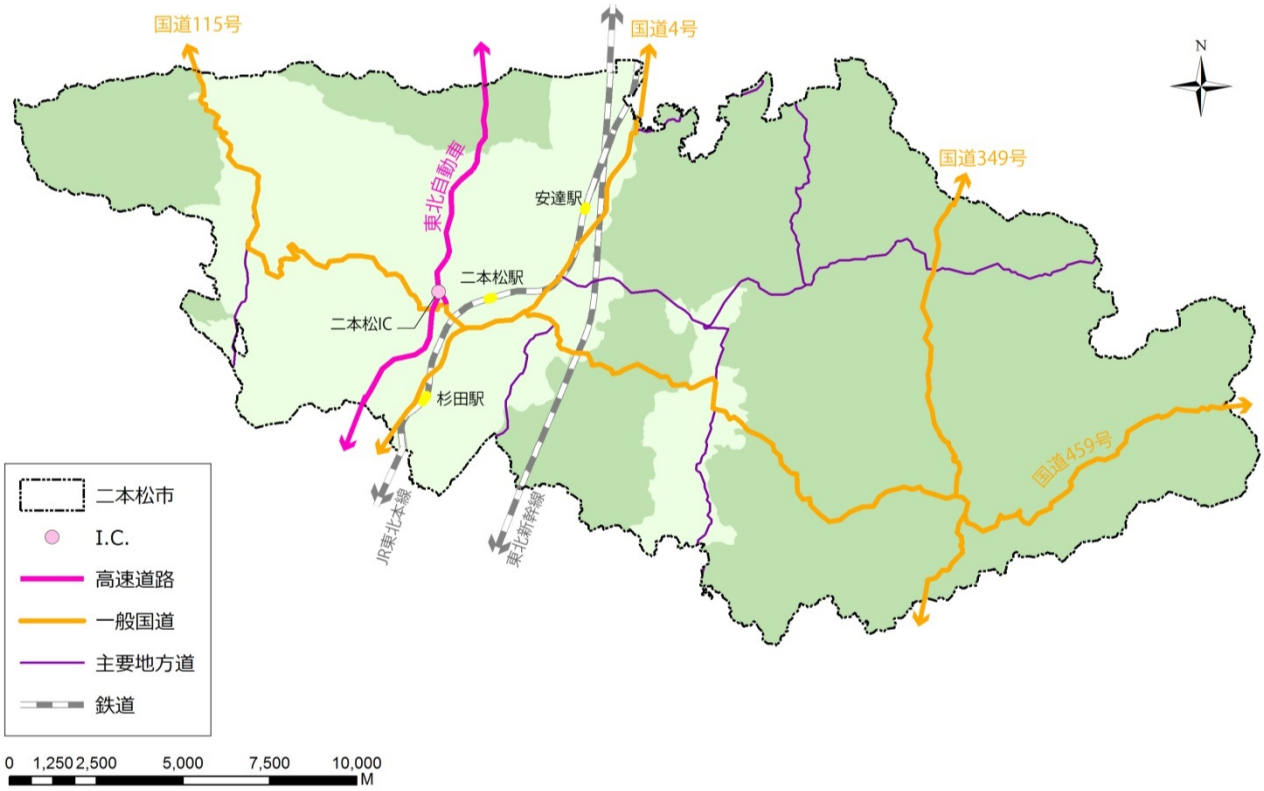

図　交通網図

二本松駅前

道の駅 さくらの郷

2-3-5　指定避難場所

本市の指定避難場所は以下のとおりです。

12 の都市公園が、避難場所として指定されています。（No.21～32）

表　指定避難場所（地域防災計画）

No.	避難場所	所在地	総面積（㎡）	有効面積（㎡）	収容可能人員（人）
1	二本松市役所	金色 403-1	16,965.17	2,761.74	1,105
2	二本松南小学校	亀谷二丁目 123	32,385.00	12,736.00	5,094
3	二本松北小学校	郭内一丁目-1	16,055.00	7,992.00	3,197
4	塩沢小学校	塩沢町一丁目 238-1	17,708.49	6,759.00	2,704
5	岳下小学校	大壇 175-1	13,010.70	4,477.00	1,791
6	安達太良小学校	岳温泉一丁目 177-1	9,968.29	5,100.00	2,040
7	原瀬小学校	原セ才木 380	33,775.69	9,280.00	3,712
8	杉田小学校	中江 195-1	16,172.00	7,672.00	3,069
9	石井小学校	小高内 3	43,250.00	4,067.00	1,627
10	地域文化伝承館	鈴石町 361-1	6,713.52	6,304.32	2,522
11	大平小学校	竹ノ内 22-1	11,434.95	4,853.00	1,941
12	二本松第一中学校	郭内二丁目 56-1	32,734.00	12,372.00	4,949
13	二本松第二中学校	沖三丁目 301-1	41,285.00	17,999.00	7,200
14	二本松第三中学校	大作 165	40,636.00	19,275.00	7,710
15	原瀬考古資料室跡地	原セ日照田 225	6,590.94	6,083.94	2,434
16	にほんまつ保育園	郭内二丁目 333-8	2,695.16	722.80	289
17	岳下住民センター	三保内 72	17,945.00	8,080.32	3,232
18	杉田住民センター	西町 223-1	8,375.00	3,375.57	1,350
19	大平住民センター	太子堂 282	11,208.00	3,958.11	1,583
20	市民交流センター	本町二丁目 3-1	4,050.54	521.83	208
21	若宮公園	若宮二丁目 160	5,480.00	2,189.15	876
22	松岡児童遊園	松岡 47	1,809.56	901.00	360
23	真弓ひろば	本町二丁目 144	1,239.61	912.34	365
24	金色公園	金色 428-1	2,628.00	1,325.72	530
25	愛宕山公園	根崎一丁目 298-1	10,919.00	597.50	239
26	郭内公園	郭内二丁目 17	33,369.81	12,000.00	4,800
27	霞ヶ城公園	郭内三丁目 78	338,529.56	6,887.50	2,755
28	表西公園	表二丁目 901	2,334.00	954.96	382
29	向原公園	向原 272-1	2,513.00	1,416.36	567
30	茶園児童遊園	茶園一丁目 31-1	1,851.00	1,068.43	427
31	岳公園	岳温泉二丁目 26-2	26,946.00	24,548.40	9,819
32	安達ヶ原ふるさと村	安達ヶ原四丁目 135	18,579.00	4,059.44	1,624
33	塩沢農村広場	鉄扇町 500-2	19,274.01	6,602.38	2,641
34	二本松文化センター	榎戸一丁目 92	19,317.45	2,027.80	811
35	永田農村広場	永田六丁目 513-2	20,857.54	4,740.00	1,896
36	あだたら高原野営場	上葉木坂三丁目 2	15,633.00	5,814.99	2,326
37	原セ農村広場	原セ日照田二丁目 2	16,817.00	7,591.35	3,037
38	杉田農村広場	七ッ段 165-1	22,087.00	8,561.70	3,425
39	石井運動広場	平石町 862	23,498.00	6,185.40	2,474

No.	避難場所	所在地	総面積（㎡）	有効面積（㎡）	収容可能人員（人）
40	大平農村広場	太子堂 327	19,894.92	10,800.00	4,320
41	箕輪集会所	箕輪二丁目 22-1	1,455.81	247.38	99
42	公設地方卸売市場	中里 67-1	5,178.44	3,577.49	1,431
43	安達太良カントリークラブ	雄平台 15	－	－	－
44	安達支所	油井字濡石 1-2	15,060.08	6,290.00	2,516
45	油井小学校	油井字台 5	19,589.00	9,857.00	3,943
46	渋川小学校	渋川字神明森 27	22,712.00	14,675.00	5,870
47	川崎小学校	上川崎字上種田 1	15,589.00	9,972.00	3,989
48	安達中学校	油井字田向 100	33,357.00	18,032.00	7,213
49	渋川住民センター	渋川字上払川 96-1	3,367.00	2,258.00	903
50	上川崎住民センター	上川崎字宮ノ脇 7-3	7,065.00	3,922.00	1,569
51	下川崎住民センター	下川崎字大中地 66	1,043.00	287.00	115
52	安達運動場	油井字石倉 107	60,000.00	28,000.00	11,200
53	安達野球場	渋川字上払川 157	11,200.00	10,080.00	4,032
54	道の駅あだち	下川崎字上平 33-1	29,230.00	26,458.00	10,583
55	岩代支所	小浜字北月山 27	14,715.03	4,198.46	1,679
56	小浜中学校	小浜字反町 411	28,449.00	3,217.00	1,287
57	小浜小学校	小浜字藤町 100	18,902.00	6,093.00	2,472
58	岩代運動場	小浜字芳池 2	30,600.00	30,400.00	12,160
59	成田公園	成田字大木 99-1	2,658.00	2,000.00	800
60	安達東高等学校	下長折字真角 13	11,346.26	21,025.00	8,410
61	新殿小学校	西新殿字永作 10	51,730.00	24,952.00	9,981
62	岩代中学校	西新殿字一本木 188	29,201.80	10,886.00	4,354
63	新殿運動場	杉沢字山田 155-3	10,800.00	9,900.00	3,960
64	さくらの郷	東新殿字平石田 12-2	6,050.00	2,230.00	892
65	初森グラウンド	初森字十文字 44-1	3,500.00	3,000.00	1,200
66	旭小学校	田沢字鳥上 44	24,272.00	12,039.00	4,816
67	旭運動場	百目木字鹿畑 16	11,353.00	11,100.00	4,440
68	東和支所	針道字蔵下 22	10,781.00	8,918.00	3,567
69	木幡住民センター	木幡字叺内 65	2,598.00	1,373.00	549
70	太田住民センター	太田字堺田 47-1	9,178.00	7,852.00	3,141
71	戸沢住民センター	戸沢字下田 100	8,066.00	7,075.00	2,830
72	東和小学校	針道字大町西 46	79,149.54	8,797.60	3,519
73	東和中学校	針道字大町西 1	27,174.00	21,634.00	8,654
74	ウッディハウスとうわ	木幡字東和代 34-1	1,600.00	688.00	275
75	東和文化センター	針道字上台 132	7,700.00	2,640.00	1,056
76	カントリーパークとうわ	針道字大町西 2	70,000.00	60,000.00	24,000
77	スパーク東和	針道字蔵下 23-4	4,300.00	1,180.00	472
78	水舟運動場	木幡字四方北 304-1	6,000.00	3,600.00	1,400

出典：二本松市地域防災計画　資料編

2-3-6　緑化・美化活動団体等の状況

本市では、市が管理する公園を、市民により親しまれる場所とすることを目的として公園ボランティア制度が創設され、市民との協働による公園づくりを推進しています。

公園ボランティア登録状況は以下のとおりです。

表　公園ボランティア登録状況

団体名	登録数	活動内容	活動場所	登録日
郡山リトルシニア	29	主にゴミ拾い	霞ヶ城公園	平成23年3月18日
㈱ヨークベニマル二本松店労働組合	106	主にゴミ拾い	霞ヶ城公園	平成23年6月3日
二本松体育振興会松岡分会	120	主にゴミ拾い	松岡児童遊園	平成25年7月9日
東北・川面・桶沢桜並木及び公園を守る会	-	主にゴミ拾い	川面河畔公園外	平成26年11月5日
二本松少年隊ベースボールクラブ	10	主にゴミ拾い	霞ヶ城公園	平成27年4月28日
㈱福島銀行二本松支店	10	主にゴミ拾い	若宮公園外	平成27年9月14日
明治安田生命郡山支社二本松営業所	50	主にゴミ拾い	若宮公園外	平成29年10月5日
二本松測量設計業組合	14	主にゴミ拾い	智恵子の杜公園外	平成29年10月16日
その他（個人）	18	主にゴミ拾い	霞ヶ城公園、安達ヶ原公園、智恵子の杜公園、安達ヶ原ふるさと村公園、鏡ヶ池公園	
合　計	357			

清掃作業の様子

2－4　上位関連計画の整理

緑に関連する上位関連計画の概要を以下に整理します。

1. 新二本松市総合計画
2. 二本松市国土利用計画
3. 二本松市都市計画マスタープラン
4. 二本松市環境基本計画
5. 二本松市景観形成基本計画
6. 二本松市地域防災計画
7. 二本松市公共施設等総合管理計画

1.　新二本松市総合計画（平成 27 年度策定）1/2

計画の位置づけ	○本市が行うすべての政策、施策、事業の根拠となる最上位の行政計画であり、2016 年度から 2020 年度までの５年間の市政運営の根幹となる計画
計画期間	2016 年度～2020 年度（５年間）
目標人口	2020 年　53,000 人
まちづくりの基本目標	１　子どもや若者の未来を創るまち ２　郷土愛にあふれ活力と賑わいのあるまち ３　いつまでも元気で生きがいのもてるまち ４　助け合い、支え合い、安全に安心して暮らせるまち 施策の柱　自立できる自治体経営の推進
将来土地利用	
緑に関連する主な施策　基本目標１　政策４	施策３　多世代が集う憩いの場づくり 子どもからお年寄りまで多くの世代が交流し、集うことのできる公園緑地を整備し、市民との協働による管理を進める。 (1)　公園緑地の整備【基本目標１　政策４　施策３　(1)】 ・地域コミュニティの交流の場として身近な公園を整備し、市民との協働による維持管理に努める。 ・観光・交流の拠点となる公園については花や緑を活用し、集客も考慮した整備に努める。

緑に関連する主な施策	基本目標２	政策１	施策２　観光資源の発掘活用、整備 通年観光拠点となる施設の整備を進める。また、市内では当たり前のものとして埋もれている自然や歴史、文化、食等のさまざまな素晴らしい地域資源に、従来とは違った視点で光をあてることにより魅力を向上させる。 ⑴　観光拠点づくり【基本目標２　政策１　施策２⑴】 ・県立霞ヶ城公園の四季折々の美しさや二本松城跡としての歴史・文化にふれ、誰もが親しむことのできる国史跡公園にふさわしい整備を図る。 ・特に、年間を通しての観光拠点となる施設を霞ヶ城公園周辺に整備し、観光案内や歴史資料の展示を行うことにより、市への注目と関心を高め、観光客の滞在時間の拡大を図るとともに市内全域への誘客の波及を目指す。
		政策３	施策１　農業の担い手の育成と生産基盤の整備 認定農業者や集落営農組織等の多様な担い手を育成するとともに、生産基盤の整備を進め、持続可能で安定した農業経営を進める。また、農産物の安全性を確保する。 ⑴　担い手の育成【基本目標２　政策３　施策１⑴】 ・認定農業者の経営改善を支援するとともに、集落営農組織の法人化等を進める。 ・多様な農業の担い手を育成するとともに、優良な農地の保全・確保に努める。 ⑶　環境に配慮した農林業の推進【基本目標２　政策３　施策１⑶】 ・豊かな自然に恵まれた美しい農村の原風景と農地の持つ多目的機能を維持していくために、周辺環境への負荷を低減する環境保全型農業や中山間地域における農地保全の取り組みを推進する。
		政策４	施策１　個性あふれる地域づくりの推進 それぞれの地域の伝統と文化を見つめなおすことにより、長所を再確認し伸ばすことで、個性あふれる地域づくりを推進する。 ⑴　地域活動の支援【基本目標２　政策４　施策１⑴】 ・地域住民が自主的に行う地域おこし活動や生活サービス、地域資源を活用した取り組みを支援する。 ・地域づくり活動団体や NPO 法人の育成を推進するとともに、地域おこし協力隊を積極的に活用し、市外の人材の視点による地域の魅力の再発見と地域振興に努める。 施策２　地域自治活動の推進【基本目標２　政策４　施策２⑴】 ⑴　地域自治活動の推進 ・よりよい地域社会の維持・形成や地域共通の課題解決への取り組みなど、地域コミュニティ活動を推進し、各地域の自治組織の活性化を図る。
	基本目標４	政策２	施策１　防災対策の推進 ⑴　治山・治水対策の推進【基本目標４　政策２　施策１⑶】 ・森林の有する土砂災害防止、水源保持などの機能が十分に発揮できるよう、森林整備や治山対策を進めるとともに、河川などの危険箇所は被害が拡大しないよう治水対策を進める。
		政策３	施策３　自然と森林環境の保全 豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐために、森林の整備や保全に取り組むとともに、自然公園を保全し、市民の憩いの場を整備する。 ⑴　豊かな森林づくりの推進【基本目標４　政策３　施策３⑴】 ・森林の荒廃を防止し、森林の有する多面的機能を維持しながら、森林整備・再生を図るとともに、間伐材等の森林資源の新たな活用を推進する。 ・森林を利用した体験学習、ボランティア活動を通じ、森を守り育てる意識の向上を図る。 ⑵　自然公園の保全【基本目標４　政策３　施策３⑵】 ・自然公園の保全を図り、豊かな自然を利用した環境教育や自然体験学習を進めるとともに、心身の健康維持・増進への活用、自然循環機能の発揮に努める。

2.　二本松市国土利用計画（平成 29 年 7 月策定）

<table>
<tr><td colspan="2">計画の位置づけ</td><td>○国土利用計画法第８条の規定に基づき、二本松市の区域における国土（市土）の利用に関する基本的事項について、福島県国土利用計画を基本とし、新二本松市総合計画「二本松を元気に！新５ヵ年プラン」に即して定める計画であり、市土の利用に関する行政上の指針となるべきもの</td></tr>
<tr><td colspan="2">市土利用の基本理念</td><td>○将来の市土利用にあたっては、2020 年度を目標年度とした新二本松市総合計画の「子どもや若者の未来を創るまち」、「郷土愛にあふれ活力と賑わいのあるまち」、「いつまでも元気で生きがいのもてるまち」、「助け合い、支え合い、安全に安心して暮らせるまち」という基本目標に沿って、中・長期的展望に立った市土利用を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域類型別の市土利用の基本方向</td><td>都市地域</td><td>○都市地域は、本市の顔として、楽しみと賑わい、安全でゆとりの都市空間の形成を図ることによって、都市機能を一層充実させる。
○中心市街地においては、商業機能や公共施設および公共交通等の都市機能をコンパクトに集積させ、拠点性を高めることで賑わいと人の流れを創出し、商店街の自主性や地域性を尊重しながら、土地の有効利用を促進する一方、周辺の市街地については、自然環境に配慮しつつ、地域特性に整合した土地利用を推進する。
○防災機能の強化や生命維持に欠かせない水、食料、電気等のライフラインの確保などを通して災害に強いまちづくりを進める。</td></tr>
<tr><td>農山村地域</td><td>○農山村地域については、地域特性を活かした良好な生活環境を整備するとともに、市民、観光客等の来訪者の田園回帰志向や伝統的な食文化に対する関心の高まり等の多様なニーズに合った農林業の展開、地域産業の振興、余暇需要への対応等により、農業生産活動と地域住民の生活環境が調和するよう土地利用を誘導する。
○農用地や森林は、市土保全機能や災害未然防止機能、自然環境保全機能、景観形成機能を併せ持っているため、その整備と利用の高度化を図りながら優良農用地や森林を確保する。
○農業等の生産条件や交通等の生活条件が不利な地域においては、営農団体の法人化を進めることにより、農用地の維持に努めるとともに農業の生産基盤としてだけではなく、地域住民の意向に配慮しつつ、都市との交流等を図りながらその有効利用に努める。</td></tr>
<tr><td>自然維持地域</td><td>○貴重な自然地域、野生生物の重要な生息・生育地、優れた景観を有する地域など、人々にやすらぎや潤いを与えてくれる維持すべき地域については適正な保全を図る。
○適正な管理のもと、自然特性を踏まえつつ、自然体験や自然学習等、自然とのふれあいの場としての利活用を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地域整備施策の推進</td><td>都市地域</td><td>○二本松駅周辺地区、杉田駅周辺地区から安達駅周辺に至る一帯を「市街地・住宅ゾーン」とし、商業・サービス、業務機能、文化機能などの集積を進め、良好な住環境の整備を進める。
○中心市街地を補完する小浜地区、針道地区の地域拠点については、生活を支える基本的な機能の整備を図る。
○工業団地は、周辺の環境に留意した環境改善を図るとともに、新産業形成適地として、杉田地区に工業団地を整備する。</td></tr>
<tr><td>農山村地域</td><td>○市内各所に広がる農山村地域については、農業振興地域における優良農用地の保全と有効利用に努める一方、集落地域の生活環境の快適性向上を図る。
○地域の伝統文化や歴史的風土、産業、自然環境や景観などの地域資源の活用・保全を通じた都市と農山村との交流を図ることにより、定住・二地域居住を促進する。</td></tr>
<tr><td>自然維持地域</td><td>○優れた自然環境や自然公園は、市民の憩いの場であることはもとより、都市部の住民にとって魅力的な観光資源となり得ることから、地域の特性に応じて適切に保全を図るとともに、自然体験や自然学習等、自然とのふれあいの場として整備を図る。
○野生生物の生息地域においては、生態系や景観の観点から保全に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="3">土地利用構想図
 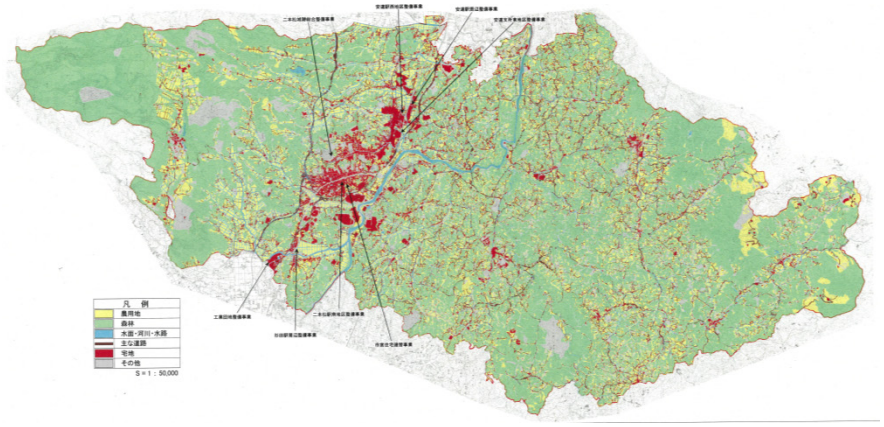 </td></tr>
</table>

3.　二本松市都市計画マスタープラン（平成 29 年 10 月改訂）1/3

<table>
<tr><td>計画の位置づけ</td><td colspan="3">都市計画法に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として位置づけられる計画で、「新二本松市総合計画」や福島県が策定している「二本松本宮都市計画区域マスタープラン」に即しながら策定する本市の都市計画の基本方針となるもの</td></tr>
<tr><td>目標年次</td><td colspan="3">2028 年度</td></tr>
<tr><td rowspan="3">将来フレーム</td><td></td><td>人口</td><td>世帯数</td></tr>
<tr><td>中間年次（2020 年）</td><td>53,000 人</td><td>19,063 世帯</td></tr>
<tr><td>目標年次（2028 年）</td><td>49,822 人</td><td>20,415 世帯</td></tr>
<tr><td>都市づくりの理念、将来像</td><td colspan="3">理念：「活力」「安心と安全」「調和」
将来都市像：「集約・連携型都市構造による市民の生活を豊かに育む持続可能なまち」</td></tr>
<tr><td>都市づくりの目標</td><td colspan="3">〇市民生活の利便性や都市機能が維持できる市街地の形成
〇均衡ある地域間ネットワークの構築
〇災害に対応できる強靭な市街地の形成
〇個性を感じさせる景観の形成
〇協働によるまちづくりの具現化</td></tr>
<tr><td colspan="4">将来都市構造
 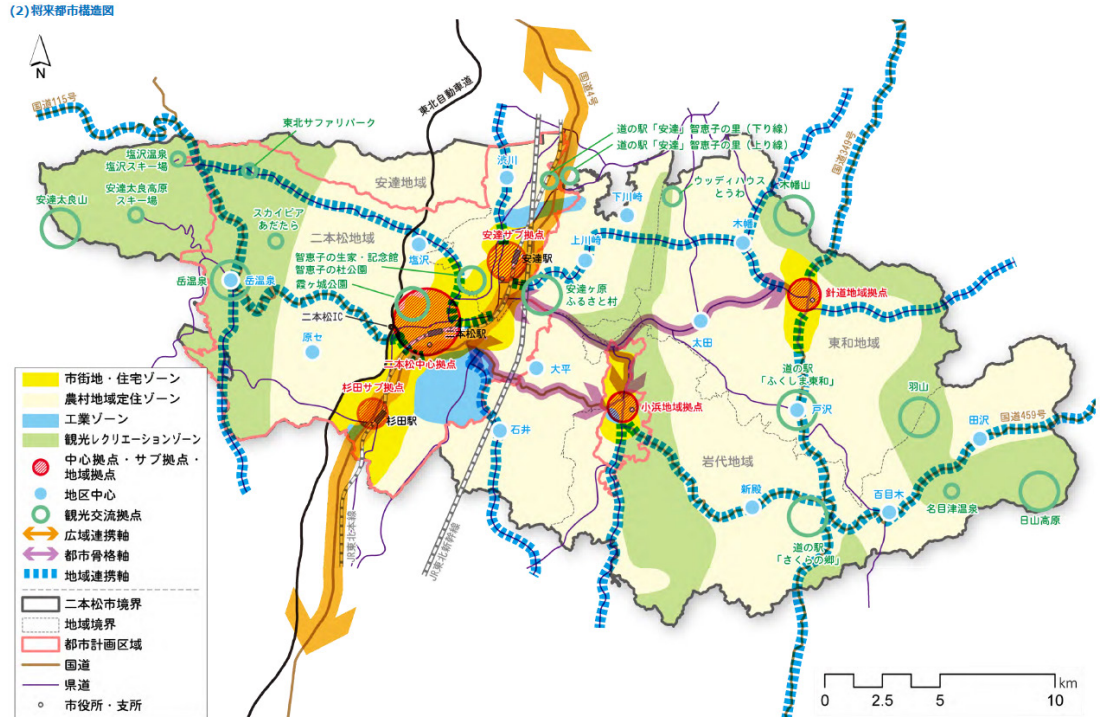
</td></tr>
<tr><td rowspan="2">緑に関連する主な方針等</td><td>土地利用基本方針</td><td colspan="2">〇　農地
・農業基盤の整備を進めながら宅地開発を極力抑制して農地の保全を図る。特に遊休農地については、食料需給率の向上や荒廃による周辺環境の悪化防止のため、農地の保全とともに耕作放棄地の再生利用の取り組みを計画的に実施する。
・用途地域周辺に点在している優良の農地については、農業生産のほか身近な自然環境の場として位置付け、無秩序な農地転用を防止する。
〇　山林
・磐梯朝日国立公園や阿武隈高原中部県立自然公園地域は、特に優れた自然環境を有しているため、他法令との連携により、観光資源として活用しながら自然環境の保全を図る。
・市東西に広がる山林は、林業などの産業との共存を図りながら、適切な維持管理による自然環境の保全を図る。また、生態系等に配慮しながら、身近に自然と親しめる空間として整備を行う。</td></tr>
</table>

緑に関連する主な方針等

土地利用基本方針

土地利用方針図

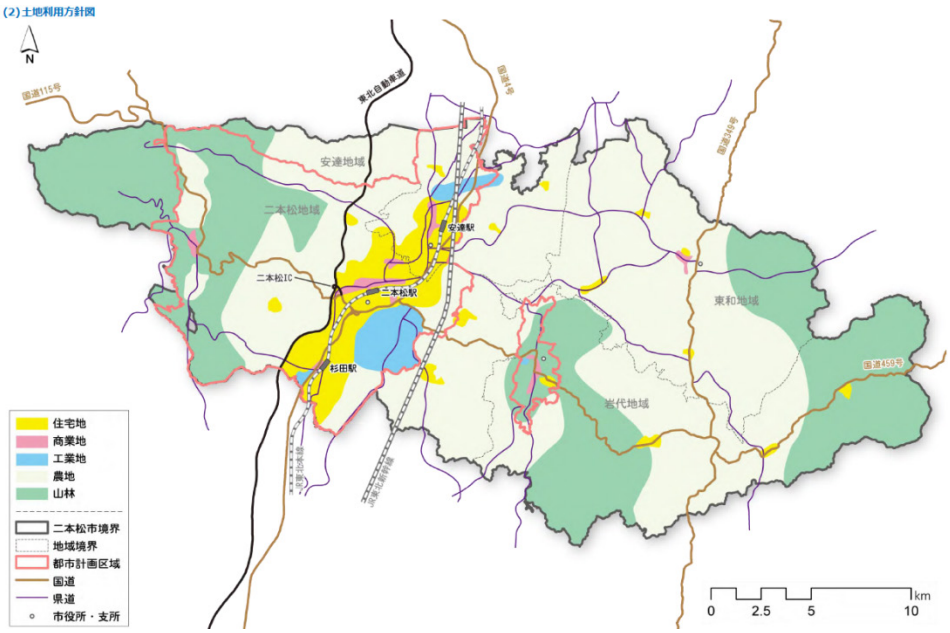

都市施設整備の基本方針

○公園緑地整備

骨格となる緑	・本市を形づくる骨格となっている緑については、都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）」を策定し、適切な保全を図る。 ・特に豊かな自然環境を形成している磐梯朝日国立公園や霞ヶ城県立自然公園、阿武隈高原中部県立公園などの緑については、重点的な保全を図りながら、市民の自然レクリエーションの場として適切な利活用を推進する。
都市公園	・子育て支援や観光振興に対応できるグリーンインフラとしての役割を担う都市公園の機能の向上・充実を図る。 ・本市の歴史・文化を象徴する霞ヶ城公園については、四季を通じて楽しめるような施設整備を推進する。 ・開発行為などに伴う新たな公園の整備に際しては、利用者の範囲や規模等を考慮しながら適正な公園配置に努める。 ・公園の清掃などの施設管理については、地域住民の協力を得ながら、市民との協働による維持管理体制の構築を図る。
緑地	・二本松市街地の背景となる観音丘陵の緑は、まちの潤いを感じさせる貴重な緑であるため、景観保全を図る。 ・生態系や美しい田園景観を保全する観点から、市街地周辺に見られる鎮守の森や農地、屋敷林等の保全を図る。 ・阿武隈川等の河川緑地の保全を図るとともに、六角川や鯉川等の街なかを流れる河川については、極力親水空間の整備を進めるとともに河川沿いの緑化を進め、身近な自然環境としての空間づくりを進める。
緑化	・市街地においては、地区計画や緑地協定などによる宅地内の緑化を図り、潤いある環境を形成する。 ・工業団地や公共公益施設等においては、周辺環境に調和した緑化を誘導する。 ・都市計画道路の整備に際して街路樹植栽を充実するとともに、その他の道路においても沿道住民や事業所の協力を得ながら、花壇の設置等による緑化を進める。 ・観光施設周辺において緑の保全や緑化を進め、彩りと潤いある環境を形成する。

緑に関連する主な方針等

都市施設整備の基本方針

○　河川整備

- 阿武隈川沿いに整備されている川面河畔公園・稚児舞台公園・島山公園の充実に努め、河畔林を保全しながらレクリエーションスペースとして水辺空間の活用を推進する。
- 六角川や鯉川をはじめとする市街地を流れる河川については、極力周辺住民が憩えるような親水空間の整備を進める。
- 地域住民の身近な河川については、自然空間として小川遊びができる環境づくりに努めるとともに、災害防止のための整備を検討する。
- 各地に点在する沢・遊水について、周辺環境を含めて一体的な自然環境の保全を行う。

都市施設整備方針図

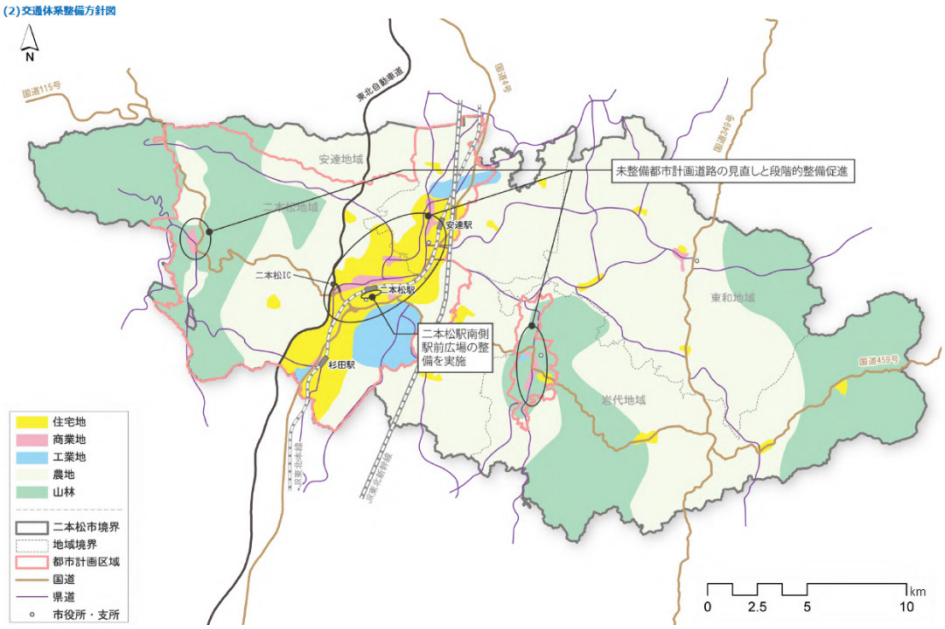

景観・環境形成の基本方針

○　景観

自然景観	・豊かな自然環境を象徴する山地において、無秩序な開発による景観破壊を防止するとともに、山林の適正な管理や野立て広告物等の規制、粗大ゴミ等の不法投棄の防止等により、良好な景観保全を図る。 ・里山周辺において、人の手が加わり保たれてきた美しい樹林地や農地等の保全を図るとともに、周辺環境に調和する建築物のデザイン誘導等を進め、のどかな田園風景の維持・保全を図る。 ・河川空間においては、生物の生息に配慮した工法などによる河川改修や親水空間整備を進め、身近な自然を感じさせる景観形成に努める。
文化的景観	・城下町としてのたたずまいや様々な伝統行事など、市独自の文化や歴史的風情を感じさせるような要素を取り入れた景観整備を推進する。
都市景観	・中心市街地において、電線の地中化や屋外広告物の適正設置、看板や色彩の統一、サインのデザイン・緑化、城下町や旧奥州街道等の歴史を取り入れた都市景観の整備等により、風格とにぎわいを感じさせる街並みの形成を誘導する。 ・住宅地において、地区計画や建築協定・緑化協定等を積極的に活用し、建物の形態や色彩の統一及び生垣づくり等による、住民主体によるまとまりある景観づくりを推進する。 ・工業団地において、緩衝緑地帯の確保や修景木の植栽等、周辺環境と調和した景観形成を誘導する。

安全・安心のまちづくりの基本方針

○　地域防災

- 山地や丘陵地等において、土砂災害防止のための山林の保全や急傾斜地崩壊防止対策を促進するとともに、河川改修を促進して水害防止に努める。

4. 二本松市環境基本計画（平成 27 年３月改訂）

計画の位置づけ		○豊かな自然環境を保全し、将来にわたり市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定された 「二本松市環境基本条例」 にもとづき、その基本理念の達成方策として策定された計画
計画期間		平成 27 年度～平成 30 年度
基本理念		○環境への負荷低減に努め、持続可能な循環型社会の形成実現を目指すこと ○豊かな環境を保護し、人と自然との共生の実現を目指すこと ○歴史的景観を保全・活用し、その環境を将来にわたって維持すること ○全ての人が地球環境保全を自分自身の問題と考え、積極的に保全行動を行うこと
計画の目標		○将来のあるべき姿：『ほんとの空のもと　豊かな自然を　永久に育む　二本松』 ○目標 Ⅰ　資源やエネルギーの消費を抑制し、身近な資源の循環に努める Ⅱ　豊かな自然の保護を進める Ⅲ　歴史景観を保存し、活用を進める Ⅳ　日常生活において身近な環境や地球規模での環境問題を意識、行動する
緑に関連する主な施策	目標Ⅰ	○　既存エネルギーの有効活用・再生可能エネルギーの導入（第１節） ・森林バイオマスエネルギーの有効利用を目指す。
	目標Ⅱ	○　水質保全の推進（第１節） ・河川清掃など環境保全活動を実施する。 ○　多様な自然環境の保全（第２節） ・美しい里山風景の保全を図る。 ・地域住民と市が連携して行う、森林の管理・保護の仕組みを検討する。 ・森林整備を進め、木材の地域循環の仕組みを検討する。 ・生活圏における森林除染を推進する。 ・野生生物の生息状況調査を実施、施策に活かす。 ・地域に特有の生態系に影響を与える外来種の駆除を検討する。 ・森林保全による水源涵養を推進する。 ・湧水地やため池、湿地などを調査し、多様な自然の保全を進める。 ○　農村環境の保全・活用（第３節） ・農地の除染等、生産現場への対策を進める。 ・農用地の集積、農業の組織化、共同化など農業経営の改善を図る。 ・自然環境に配慮した農業基盤の整備を推進する。 ・環境保全型農業を推進する。 ・市民農園としての活用など耕作放棄地の有効活用について検討する。 ○　豊かな自然とのふれあいの推進 ・生活空間の除染と継続した環境放射線量のモニタリングを進め、子供たちが遊ぶことのできる自然環境の創出に努める。 ・豊かな自然を活かしたイベントの開催を進める。 ・自然とふれあえる公共施設の整備や情報の発信を行う。 ・里山を活用したグリーンツーリズムを推進する。 ・自然に親しむ催しの開催や、市民団体主催事業への協力を行う。
	目標Ⅲ	○　文化遺産の保全（第１節） ・文化遺産を活かした地域の環境づくりを推進する。 ・文化遺産とそれを取り巻く自然環境を保護するための活動に協力する。 ○　良好な景観の創出（第２節） ・歴史的建造物や自然環境と調和のとれた景観形成を図り、特徴的で、美しいまちづくりを推進する。 ・公共施設における緑化など目に見える緑の割合の向上を図る。 ・開発行為においては、歴史的建造物への配慮や緑の保全、周囲の景観に配慮するなど、調和のとれた開発を誘導する。 ・身近な里山や耕作放棄地などを整備し、視覚的な荒廃感の要因を排除する。 ・公徳心高揚都市公園清掃や河川側溝清掃運動などの環境美化活動を市民、市民団体、事業所と連携して実施する。
	目標Ⅳ	○　地球温暖化対策等の推進（第１節） ・温室効果ガスの吸収源である、森林の増加と適切な維持・管理を図る。 ○　環境教育・環境学習の推進 ・市民、市民団体、事業者等の各主体とネットワークを構築し、共同事業をはじめとした効果的な取組みの推進を図る。 ・環境教育リーダーや環境ボランティアの育成を図る。

5. 二本松市景観形成基本計画

<table>
<tr><td colspan="2">計画の位置づけ</td><td>○二本松市景観条例に基づき景観形成に関する目標と施策の基本となる方針を明らかにするために策定された計画</td></tr>
<tr><td colspan="2">景観形成の基本理念</td><td>『ほんとの空の下　豊かな自然・歴史・文化
そして人々の暮らしを生き生きと演出する景観づくり』</td></tr>
<tr><td colspan="2">景観形成の基本目標</td><td>目標１　ほんとの空の下　豊かな自然を守り、育む
目標２　ほんとの空の下　歴史や文化を再発見し未来に引き継ぐ
目標３　ほんとの空の下　人々の暮らしを生き生きと演出する</td></tr>
<tr><td rowspan="3">緑に関連する主な方針</td><td>目標１</td><td>・生態系を守り、豊かな自然環境を維持する。
・自然環境に恵まれた地域では、建築物や開発等に関して、自然環境と調和するデザイン等を誘導する。
・河川空間を活用し、うるおいある都市空間を形成する。
・市民が水と緑を守り親しむための美化活動等を推進し、美しい景観を維持する。
・丘陵の地形や緑地を保全するため、開発に際しては、周辺環境と調和する建物等のデザインを誘導する。
・市街地に点在する寺社、公園等の緑地を保全するため適切な維持・管理に努める。
・市街地の空き地、駐車場の緑化を図る。
・地域のシンボルとなっている巨木・名木を保存し、まちづくりの資源として活用する。
・山頂等の眺望点を市民に親しまれる場所として整備する。
・公共事業は、二本松市の景観形成を推進するうえで、先導的な役割を果たす必要があることから適切な計画と実施に努める。</td></tr>
<tr><td>目標２</td><td>・市民との協力により歴史資源を保存・修復し、活用しながら受け継いでいく。
・歴史的・文化的な景観資源を活用した魅力的な観光のまちづくりを誘導する。
・歴史的・文化的に価値のある名所・旧跡のイメージアップを図るため、周辺の自然環境を保全するとともに、景観に配慮した案内サインの整備に努める。
・歴史的・文化的な景観資源を有する周辺では、建築物や広告物はそれらと調和するデザインを誘導し、魅力ある景観づくりに努める。
・ポケットパークや空き店舗などの空間を活用したミニコンサートや作品展示など市民の活動や発表の場を設け、芸術や文化を活かした景観づくりを誘導する。</td></tr>
<tr><td>目標３</td><td>・まちづくり協定等の締結を促進し、調和のとれた良好な住宅地づくりを目指す。
・住宅地の生垣等による緑化を推進し、うるおいのある景観形成を進める。
・住民が主体となった住宅地の景観を向上させるための活動を支援する。
・工業地では、できる限り樹木で緑化し、周辺の自然環境と調和した安らぎと潤いある景観づくりを誘導する。
・農地と集落が織りなす農村景観を保全するとともに、開発に際しては、周囲と調和した景観づくりを誘導する。
・建築物や工作物については、周囲の町並みや自然景観と調和したデザインを誘導する。
・市民が河川に親しめる景観づくりを進める。</td></tr>
</table>

6. 二本松市地域防災計画（平成 26 年８月改訂）

<table>
<tr><td colspan="3">計画の位置づけ</td><td>○災害対策基本法第４２条の規定に基づき、二本松市防災会議が作成する計画であって、市の地域にかかる災害に関し、市および防災関係機関がその全機能を発揮し、市民の協力のもとに防災まちづくりをはじめとする災害予防、災害応急対策および災害復旧を総合的に計画し、かつ有効的に実施することにより、市民の生命、身体および財産を保護するとともに災害による被害の軽減を図り、社会秩序の維持および公共の福祉の向上を目的として策定するもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">緑に関連する主な施策等</td><td rowspan="3">一般災害対策編　第１部　災害予防計画</td><td>第２章　災害に強いまちづくり</td><td>第１節　市街地の再開発
１　市街地再開発の推進
木造家屋が密集している市街地において、被害を最小限に防止するため、建築物の耐震化・不燃化の促進、都市公園の整備・保全による防災空間の確保、計画的な街路整備による避難及び輸送路の確保、既成市街地の再開発、土地利用の適正化等に取り組み、災害に強い安全なまちづくりを積極的に推進する。
２　都市防災空間の確保・整備
市街地における火災の延焼等を未然に防止するため、道路、鉄道、河川を延焼遮断帯として整備し、機能を強化充実する。
また、整備にあたっては、単に防災上だけでなく「都市機能の利便性」、「歴史と詩情豊かなまちづくり」を考慮し、河川、鉄道等の線的施設と、公園、緑地等の面的施設とを結ぶネットワーク機能の強化を十分考慮しながら総合的に進める。
⑴オープンスペースの確保
災害時に、住民の避難場所、物資の輸送拠点、応援部隊の活動拠点、資材置場、仮設住宅の建設用地、がれきの仮置場等に活用できる公園、グラウンド、河川敷、農地等のオープンスペースについて、定期的に調査を実施し、その把握に努める。
⑵都市公園等の整備
都市公園等は、大規模な災害の発生時には、延焼防止、避難場所あるいは救援活動の拠点として防災上重要な役割を担っていることから、計画的に整備拡大を図り、防災効果を発揮する防災空間の確保に努める。
⑶都市計画道路の整備
都市の基本的施設の一つである道路は災害時には、避難路や救援路さらには防火帯の役目を果たすなど重要な役割を果していることから、災害時の避難路のネットワーク化とともに、緊急支援物資の輸送、救急、消防等の緊急活動に効果を発揮する幹線道路ネットワークの計画的な整備を推進する。整備に当たっては、十分な道路幅員の確保、電線類の地中化、緑化等により、災害に強い構造とするとともに、複数の経路でどの地域にもアクセスできるネットワーク化を図る。
第２節　道路・河川・橋梁の整備
主要幹線道路、市内幹線道路及び生活道路のそれぞれの役割分担を明確にした道路網の整備と防災機能の確保を体系的に進めるとともに、公園、緑地、避難所となる学校、市役所、その他の公共施設を道路で結ぶネットワーク化を橋梁長寿命化修繕計画等により総合的かつ計画的に検討する。</td></tr>
<tr><td>第３章　災害防止対策</td><td>第３節　土砂災害予防対策
６　治山対策
県及び市は、災害による崩壊地の復旧整備及び山地危険地の予防対策により、山地に起因する災害から住民の生命、財産を守るとともに、良好な生活環境の保全形成を図り、安全で潤いのある郷土を形成するため、計画に基づき治山事業（治山ダムの設置、山腹崩壊箇所の復旧等）を柱として計画的に実施する。
７　森林整備対策
市は、森林の持つ水源のかん養、災害防止等の公益的機能に対する期待が一層高まる中で、計画に基づき、県、森林組合、森林所有者が一体となって森林整備を推進する。</td></tr>
<tr><td>第４章　避難・誘導体制づくり</td><td>第１節　避難場所等の指定・整備
４　避難場所の整備
避難場所を災害から守り、避難した市民の安全を確保するため、周辺地域の不燃化、消火水利の充実、危険環境の排除に努める。
５　避難所の整備
避難所の安全確認調査の実施及び周辺地域の整備を図るとともに、避難者の収容施設及び情報伝達設備の整備・充実を図るものとする。</td></tr>
</table>

7. 二本松市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月策定）

計画の位置づけ		○国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく、地方公共団体における「行動計画」に相当し、今後の各施設の個別計画の指針となるもの
計画期間		第一期：10 年間（平成 29 年度から平成 38 年度）
計画の対象		○公共施設（建物）： 市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、産業系施設、学校教育系施設、子育て支援系施設、保健・福祉系施設、医療施設、行政系施設、住宅系施設、公園施設、その他施設 ○インフラ資産：道路・橋梁、上下水道施設
公共施設等の管理に関する基本方針		○基本原則１：既存施設の安全性の確保と長寿命化の促進 ○基本原則２：施設の維持管理や運営にかかるコストの縮減 ○基本原則３：施設規模や配置の適正化 ○基本原則４：安全安心な施設提供による将来のまちづくりへの貢献
公共施設等の管理に関する実施方針		○点検・診断の実施方針 ・予防保全型への転換 ・計画的な点検・診断の実施 ○維持管理・修繕・更新等の実施方針 ・修繕箇所や材質等の修繕周期を踏まえた維持管理 ・計画的な更新の実施 ・時代の要請や市民ニーズへの対応 ・空きスペースへの対応 ○安全確保の実施方針 ・防災上の安全性確保 ・老朽化・劣化状況の把握 ・劣化や損傷等への措置 ・危険性のある施設等への措置 ○耐震化及び長寿命化の実施方針 ・耐震化の推進 ・長寿命化の推進 ○統合や廃止の推進方針 ・公共施設の再編 ・施設総量の適正化 ・余剰施設・用途廃止施設の処分 ○総合的かつ計画的な管理を実現するための方針 ・職員の意識啓発や技術の向上 ・補助制度等の活用 ・広域連携 ・民間事業者との連携 ・市民等との協働・連携 ・受益者負担の適正化 ・施設等の有効活用による財源確保
緑に関連する基本方針	公園施設	○「公園施設の安全点検に係る指針（案）（平成 27 年４月）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関す指針第２版（平成 26 年６月）」に基づき、日常点検、定期点検等を実施し予防保全に努めるとともに、計画的かつ効率な点検・診断等を実施する。 ○国土交通省の「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」（平成 24 年４月）を踏まえ、長寿命化が必要な施設・部位等を確認し、施設の長寿命化等を検討する。
	道路	○事後における補修・修繕から、計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、長寿命化によるライフサイクルコストの縮減及び維持管理・更新等に掛る費用の平準化に努める。 ○日常の目視点検、清掃や植栽の管理など、市民と行政の協働による道路の維持管理を進める。また、沿道住民の協力を得て、避難路の確保などに必要な狭隘道路のセットバックなどによる拡幅を進めていく。

第３章　市民意向の把握

３－１　二本松市の地域資源

（１）二本松市をもっと良いまちにするために活かすべき地域資源（複数回答）

活かすべき地域資源として、「若者」を選んだ人が最も多く、次いで「温泉」、「イベント・まつり」となっています。

緑と主に関係のある「安達太良山・渓谷」は 20.7%と比較的上位に位置しています。また、「神社・仏閣・史跡等」は 14.3%、「ふるさと村」は 10.4%となっており、「林業・森林」については 7.2%と選んだ人の割合が低い状況です。

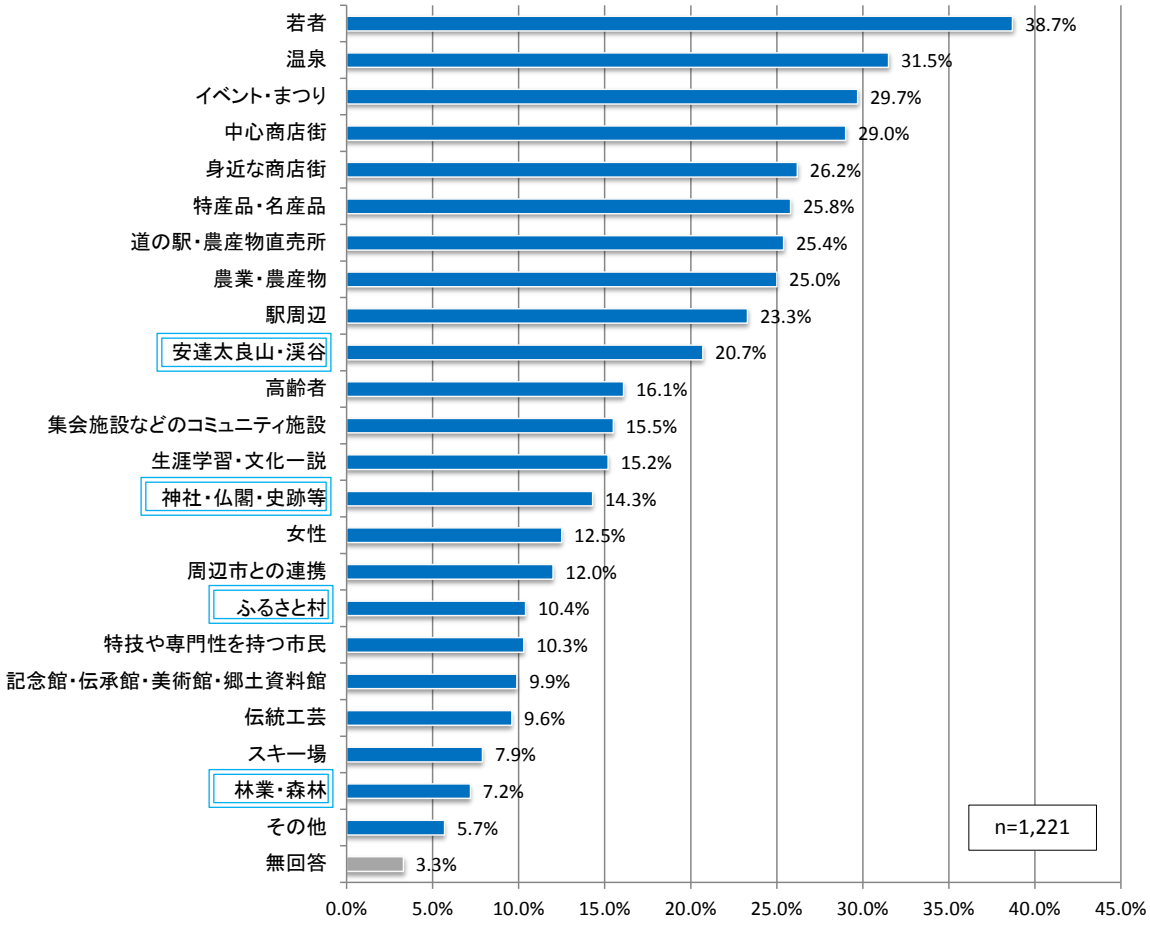

出典：二本松市新総合計画策定のためのアンケート調査報告書（H27.1）

調 査 対 象	市内に居住する満 20 歳以上の市民（3,000 人）
有効回収数	1,221 票（人）
有効回収率	40．7%

3－2　満足度・重要度

「自然的景観の美しさ」の満足度※1は58.9%、「緑や水辺などの豊かな自然環境」の満足度は53.8%と比較的高い割合となっています。一方、「広場や公園などの遊び場・憩いの場」については、17.8%と満足度が低い状況です。

重要度※2については、「自然的景観の美しさ」60.6%、「緑や水辺などの豊かな自然環境」59.6%、「広場や公園などの遊び場・憩いの場」57.8%となっており、６割近くの人が重要と感じています。

◆満足度

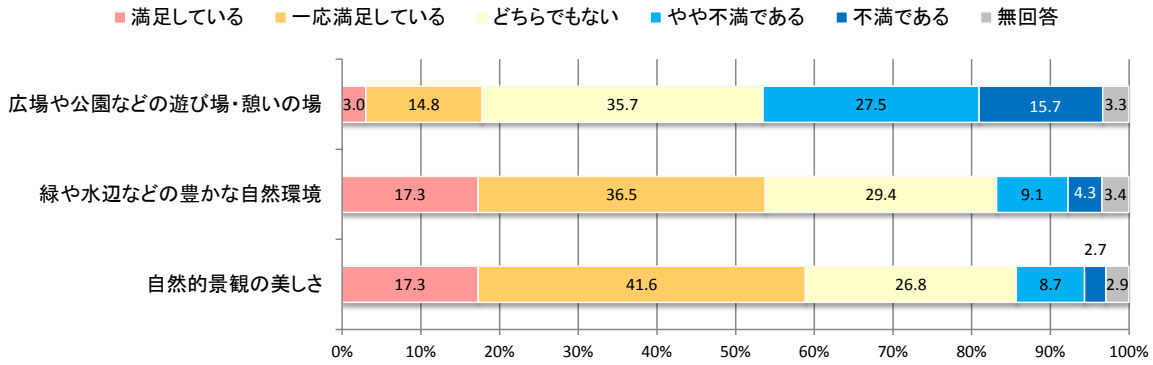

◆重要度

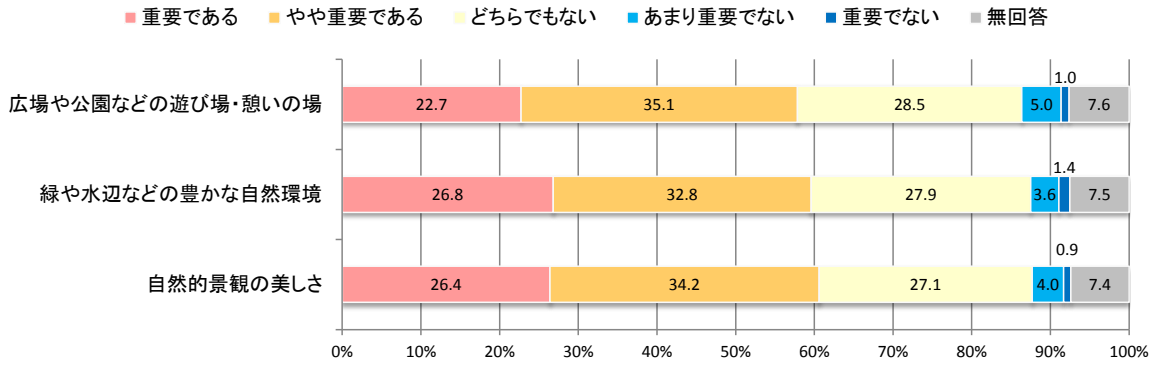

出典：「二本松市都市計画マスタープラン」改定に向けた住民アンケート調査報告書（H28）

※1　満足度：「満足している」、「一応満足している」の合計値

※2　重要度：「重要である」「やや重要である」の合計値

◆満足度・重要度から分析した今後の取り組みの方向（CS 分析）

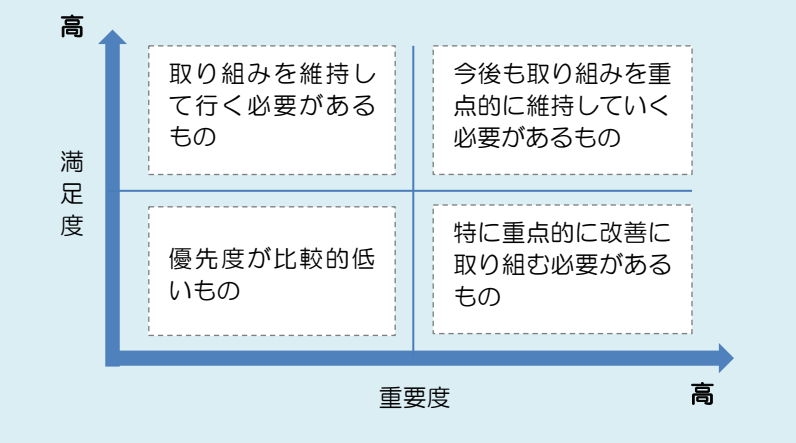

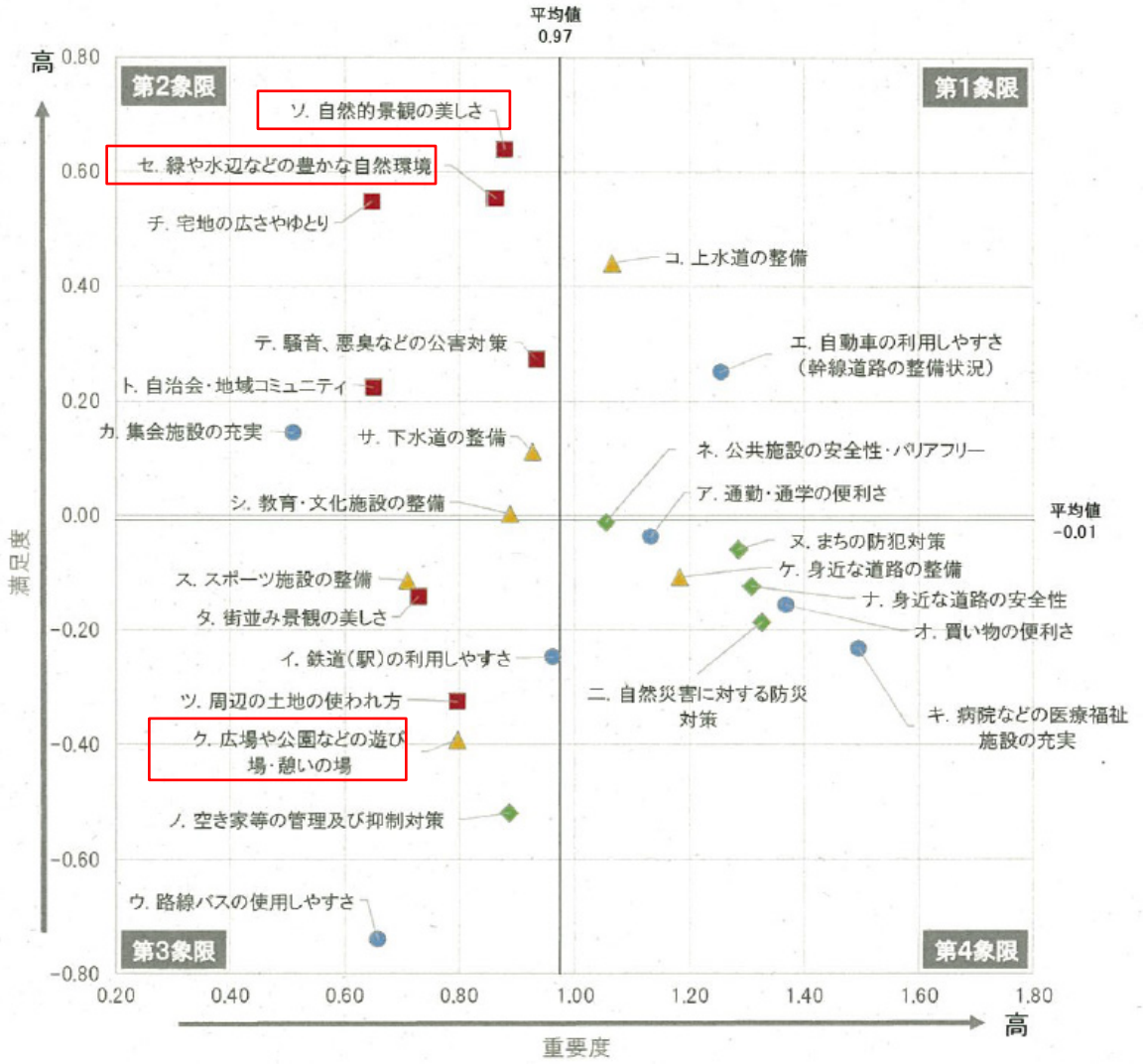

第４章　緑の課題の整理

緑が有する４つの機能の観点から、緑の課題を整理しました。

視点	課題
環境保全	○本市は、市域の 70%以上を森林、農地等が占め、恵まれた緑空間を有し、一部は磐梯朝日国立公園、霞ヶ城・阿武隈高原中部県立自然公園に指定されていますが、一方で、管理不足による森林等の荒廃、担い手不足等による耕作放棄地の増加等もみられます。 ○近年は、地球温暖化防止、生物多様性の保全など環境保全の観点から、緑を保全していくことが重要となっていることから、本市の恵まれた豊かな郷土の緑を今後とも保全していくとともに、環境保全に対する市民等の意識醸成の観点から、これらの緑を自然体験・環境教育等の場として活用していく必要があります。
レクリエーション	○まちの身近な緑の核ともなる都市公園は、市民の身近な憩い・レクリエーションの場となっていますが、人口減少、少子高齢化等の社会の変化などにより多様化する市民ニーズに対応しきれていない現状もみられます。 ○アンケート結果における生活環境上の公園や広場の満足度※は 20%程度にとどまっており、今後は、地域の実情やニーズを踏まえた公園整備を進めていくとともに、市民が長く愛着を持てる公園としていくため、市民との協働による適正な維持管理などに取組む必要があります。
防災	○近年、地震、大雨、土砂災害等の自然災害が多発しており、本市においても災害に強いまちづくりが進められています。 ○大規模な災害発生時に、延焼防止、避難場所等として防災上重要な役割を果たす都市公園、道路、公共施設等については、緑を適正に配置し、防災機能の強化を図っていく必要があります。 ○森林や丘陵地の適正な管理や保全、雨水貯留機能を有する農地等を保全していく必要があります。
景観形成・地域活性化	○安達太良山麓や阿武隈山地の森林、阿武隈川などの豊かな自然や、市街地部の霞ヶ城公園の緑などは、本市を象徴する自然景観、歴史・文化的な景観を形成しており、古くから市民に愛され、親しまれてきた貴重な緑となっています。また、安達太良山や霞ヶ城公園などは観光資源ともなっています。 ○良好な景観形成、地域振興の観点から、こうした緑の保全に努めるとともに、これら緑と調和した景観形成や緑を活用したまちづくりなどを進めていく必要があります。

※「二本松市都市計画マスタープラン」改定に向けた住民アンケート調査結果(平成 28 年)における「問３　二本松市全体の生活環境」についての満足度（「満足している」＋「一応満足している」の回答率

第５章　基本理念と基本方針

5―1　基本理念

二本松市都市計画マスタープランでは、新二本松市総合計画を踏まえ、都市づくりの基本理念と将来都市像を以下のように設定しています。

新二本松市総合計画
「二本松を元気に！　新５ヵ年プラン」

二本松市都市計画マスタープラン

○基本理念

活力	本市の、福島市や郡山市に近いという恵まれた立地条件に加えて、スケールの大きい自然環境や由緒深い歴史文化資源等を活かし、人口減少・少子高齢化に対応できるよう都市機能の強化を図り、生活利便性や活力の向上、地域の発展を図ります。
安全と安心	公共施設やインフラの適切な管理を行うとともに、災害に対して強靭な基盤づくりを進め、誰もがいつまでも元気で暮らせるまちづくりを進めます。
調和 （共生・協働・結びつき）	住み良い愛されるまちを築くために、阿武隈川や安達太良山・阿武隈高地の山々などの貴重な自然環境と共生・調和するまちづくりを進めます。さらに、市民と行政が協力して行政施策を推進する協働や、地域住民どうしの絆や結びつきを深めるまちづくりを進めます。

○将来都市像

「集約・連携型都市構造による　市民の生活を豊かに育む持続可能なまち」

人口減少、少子高齢化に対応し、地域特性を活かしながら自然環境と都市環境の調和のとれた総合的・計画的な持続可能なまちづくりを進めます。

緑の基本計画の基本理念は、二本松市都市計画マスタープランの基本理念、将来都市像を踏まえ、以下のように設定します。

郷土の緑と共生・調和し、発展し続ける緑の都市　二本松

○ 緑を活かした「活力」の創造

本市の豊かな郷土の緑を市民の憩いや環境学習、健康増進等の場として活用していくとともに、緑を地域資源とし、地域振興や観光振興等へ活用していきます。

○ 緑との共生・調和

生物多様性の保全、地球環境保全、防災機能維持保全、景観保全の観点から、安達太良山麓や阿武隈山地、阿武隈川などの水辺、優良農地などの本市の骨格となる緑については市民・事業者・行政が協働のもと保全し、緑と共生・調和するまちづくりを推進します。

○ 身近に緑のあるまちづくり

市民・事業者・行政の協働のもと、まちの緑の保全・緑化を推進します。また、まちの緑の核となる都市公園等については、社会の変化により多様化する市民のニーズに対応できるよう再編を進めていきます。

5—2 緑の将来像

緑の将来像は、本市の将来の緑のあるべき姿を示すものです。

■緑の将来像図

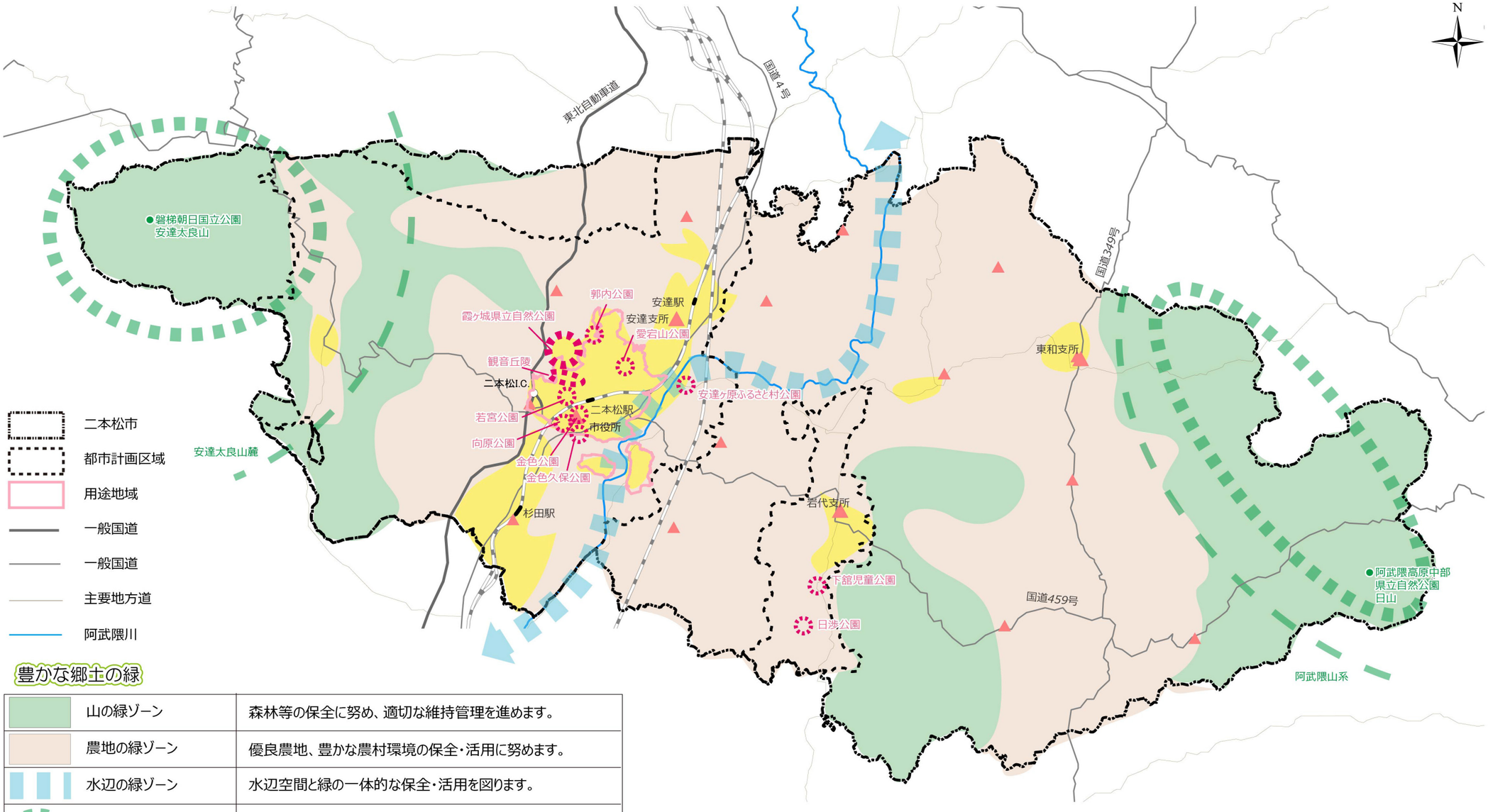

豊かな郷土の緑

山の緑ゾーン	森林等の保全に努め、適切な維持管理を進めます。
農地の緑ゾーン	優良農地、豊かな農村環境の保全・活用に努めます。
水辺の緑ゾーン	水辺空間と緑の一体的な保全・活用を図ります。
骨格となる郷土の緑	地域の骨格となる郷土の緑を形成します。

身近な緑

まちの緑ゾーン	公共施設等の緑化に努め、民有地の緑化を推進します。
まちの緑の拠点	市の顔となる緑の拠点を形成します。
防災拠点	防災拠点における緑や公園の防災機能の強化を図ります。

５－３　基本方針

計画の基本理念や緑の将来像を実現するために、次の基本方針を定めます。

基本方針1　豊かな郷土の緑を保全･活用します

安達太良山麓や阿武隈山地などの森林、阿武隈川などの水辺の緑は、本市の骨格をなす緑であり、この豊かな自然を保全するとともに、環境教育や健康増進の場、観光資源等として活用を図ります。

また、市内に広がる農地は、美しい農村風景を形成しており、食料生産や環境保全、防災機能など、農地のもつ多様な機能の維持保全とあわせ、郷土の原風景として保全していきます。

基本方針2　身近な緑を大切にするまちづくりを進めます

本市の歴史・文化を象徴する霞ヶ城公園や市街地の背景となる観音丘陵などは、まちにうるおいを感じさせる貴重な緑であることから、保全・活用を図ります。

また、住宅地、商業地、工業地などのまちなかの緑については、景観形成や生活環境の向上の観点から、保全と緑化の推進に努め、身近な緑を大切にするまちづくりを進めます。

基本方針3　ニーズに応える魅力あるまちの緑を形成します

本市においても、人口減少、少子高齢化が今後ますます進むことが予測されています。一方、本市では、インバウンドを視野に入れた観光交流の促進を進めており、霞ヶ城周辺などでは、観光交流拠点としての整備計画が進められています。

こういった社会の変化などにより多様化するニーズに対応していくため、市民の健康増進、子育て支援、観光振興などへ寄与する公園整備や緑空間の創出、景観形成などを進めていきます。

基本方針4　協働による緑のまちづくりを進めます

本市の豊かな緑を守り、育んでいくため、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携・協力し、緑の保全や緑化等に取り組んでいきます。

5―4　計画のフレームと目標

1.　計画の人口フレーム

新二本松市総合計画及び二本松市都市計画マスタープランとの整合を図り、本計画の中間年次（2020 年）の将来人口を 53,000 人、目標年次（2028 年）の将来人口を 49,822 人と設定します。

2.　緑の目標

計画にあたって、以下の指標と目標値を定めます。

市民１人当たりの都市公園面積

現況（2017 年）	中間（2020 年）	目標（2028 年）
約 16.7 ㎡/人	約 16.9 ㎡/人	約 17.5 ㎡/人

◇ 特に、用途地域内及び DID 区域内においては、民有地の緑化の増加を目指す。

公園の維持管理に参加するボランティア登録数

現況（2017 年）	中間（2020 年）	目標（2028 年）
357 人	380 人	460 人

再編公園の利用者数

現況（2016 年）	中間（2020 年）	目標（2028 年）
霞ヶ城公園 401,230 人 ふるさと村公園 113,137 人	霞ヶ城公園 499,000 人 ふるさと村公園 146,000 人	霞ヶ城公園 525,000 人 ふるさと村公園 214,000 人

緑や水辺などの豊かな自然環境の満足度※1

現況（2017 年）	目標（2028 年）
54%	59%

広場や公園などの遊び場・憩いの場の満足度※2

現況（2017 年）	目標（2028 年）
18%	32%

※1、※2：「二本松市都市計画マスタープラン」改定に向けた住民アンケート調査(平成 28 年)における「問３　二本松市全体の生活環境」についての満足度（「満足している」＋「一応満足している」の回答率）

5―5　緑の配置方針

緑が有する４つの機能の観点から、緑の配置方針を設定します。

環境保全の観点による緑の配置方針

安達太良山麓や阿武隈山地などの森林や阿武隈川などの河川周辺の樹林地、市中央部に広がる農地などの緑は、水源涵養、地球温暖化防止などの機能をもつほか、生物の生息地、自然体験・環境学習の場となるなど、自然と共生・調和した都市環境を創出していく上で重要な役割を果たしています。

また、霞ヶ城や観音丘陵の自然、社寺林、六角川や鯉川などの水辺は、市民の身近な緑として、快適な生活環境を創出していく上で、重要な役割を果たしています。

このため、こうした環境保全に資する緑を保全するための施策を展開していきます。

ささや親水公園

レクリエーションの観点による緑の配置方針

今後、人口減少・高齢化がさらに進むものと予測されているなか、無秩序な開発を抑制し、日常生活の中で身近な緑を確保していくことが重要です。

まちの身近な緑の核となる都市公園等については、地域の実情やニーズを踏まえ、子育てや高齢者、観光客等の利用へ対応できる公園等への再編を進めます。また、日常的レクリエーションの場としての都市公園等をバランスよく配置していくとともに、市民が長く愛着を持てる公園としていくため、市民との協働による適正な維持管理などに取組んでいきます。

さらに、用途地域周辺の優良農地については、無秩序な開発を抑制していく観点から、市民の農業・自然体験レクリエーションの場等として位置付け、保全・活用を図ります。

安達ヶ原ふるさと村公園

防災の観点による緑の配置方針

近年、地震、大雨、土砂災害などの自然災害が多発しており、緑のもつ防災機能の重要性が増していることから、山地崩壊防止、水源かん養等の機能をもつ安達太良山麓や阿武隈山地の森林等については、治山対策や森林整備等により保全していきます。

また、大雨時に雨水を一時貯留する機能をもつ水田などの優良農地を保全するとともに、避難路となる道路や避難場所となる都市公園、延焼防止の役割を担うオープンスペース等、安全性確保に必要となる緑を適正に配置していきます。

人口が集積する市街地は、防災面からも緑の必要性の高い地域であり、空地等を利用したオープンスペースの確保や既存の緑の保全などにより、市街地の防災機能を高めていきます。

てっせんさぼう公園

景観・地域活性化の観点による緑の配置方針

市内に点在する多くの森林や、市街地の霞ヶ城公園や観音丘陵の樹林等は本市の景観基盤であり、人々が生活を営む市街地の背景としても重要な役割を有しています。

緑のある景観は、生活にうるおいを与えるほか、騒音や大気環境を改善するなど居住環境の向上につながることから、公共施設や民有地などの緑の保全・緑化を進め、良好な景観形成に努めます。

また、本市の歴史・文化の象徴でもある霞ヶ城公園や本市の自然を象徴する安達太良山麓等には多くの観光客等が訪れています。こうした緑については、観光資源としての有効活用が期待できることから、緑の保全とあわせ、他資源とのネットワーク化など緑の活用施策を展開していきます。

観音丘陵遊歩道

第６章　緑の将来像実現のための施策

６―１　施策の体系

計画の基本理念、将来像、基本方針を踏まえ、本市において推進する施策の体系を示します。施策は、先に設定した４つの基本方針に基づいて取り組んでいきます。

基本方針	施策の方向	施策
基本方針 1 豊かな郷土の緑を保全・活用します	1-1　森林の保全・活用	(1)森林の適正な維持管理 (2)磐梯朝日国立公園や阿武隈高原中部県立公園、霞ヶ城県立自然公園の保全・活用
	1-2　水辺の緑の保全・活用	(1)川辺の緑の保全・活用 (2)ため池等の緑の保全・活用
	1-3　農地の保全・活用	(1)優良農地の保全 (2)耕作放棄地の活用
基本方針 2 身近な緑を大切にするまちづくりを進めます	2-1　まちの緑の保全・活用	(1)霞ヶ城県立自然公園の保全・活用 (2)観音丘陵の保全・活用 (3)社寺林の保全 (4)まちなかの水辺空間づくり
	2-2　公共施設等の緑化の推進	(1)公共施設等の緑化推進 (2)沿道の緑化推進
	2-3　住宅地等の緑化の推進	(1)住宅地の緑化推進 (2)工業地の緑化推進 (3)商業地の緑化推進
基本方針　3 ニーズに応える魅力あるまちの緑を形成します	3-1　公園のストック再編の推進	(1)都市公園等の適正配置 (2)公園の再編と機能分担
	3-2　公園の適正な維持管理の推進	(1)住民主体の公園づくり (2)民間活力による公園の再生・活性化 (3)公園の適正な維持管理
	3-3　緑を活かした魅力あるまちづくりの推進	(1)まちの緑のネットワーク化 (2)歴史・文化的資源の保全・活用 (3)緑の観光資源としての活用
基本方針 4 協働による緑のまちづくりを進めます	4-1　協働による緑の保全･緑化の推進	(1)協働による緑のまちづくりの推進 (2)緑の保全・緑化推進意識の醸成 (3)環境教育の推進
	4-2　緑の保全･緑化推進のための支援	(1)緑化活動団体等の育成 (2)助成制度の充実 (3)広報・PR 活動の促進

6―2　緑に関する施策

基本方針1　豊かな郷土の緑を保全･活用します

1-1　森林の保全・活用

（1）森林の適正な維持管理

- 安達太良山麓や阿武隈山地の森林は、本市の骨格をなす緑の一部であるため、林業事業者や県等の関係機関との連携のもと、適切な維持管理や森林整備を進め、森林の保全に努めます。
- 保安林に指定されている森林については、その機能を維持するため、国、県の規制に基づき適正な保全に努めます。
- 森林整備により発生する間伐材等の再利用を促進し、地域循環型の森林資源の活用を図ります。

安達太良山麓

県名勝天然記念物木幡山（健康保安林）

（2）磐梯朝日国立公園や阿武隈高原中部県立自然公園、霞ヶ城県立自然公園の保全・活用

- 豊かな自然環境を形成している磐梯朝日国立公園や阿武隈高原中部県立自然公園、霞ヶ城県立自然公園などの緑は、国や県の規制に基づき適正な保全に努めるとともに、市民や来訪者等の自然レクリエーションの場、自然・環境学習の場等として活用を図ります。

磐梯朝日国立公園（自然遊歩道）

阿武隈高原中部県立自然公園（日山）

1-2　水辺の緑の保全・活用

（１）川辺の緑の保全・活用

- 多様な生物の生息の場となっている川辺の自然環境については、生態系を保全する観点からも、良質な水質の確保と川辺の緑の一体的な保全を図ります。
- 公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置等を推進し、河川等の水質改善による川辺の自然環境を保全します。
- 特に、安達ヶ橋付近の阿武隈川の河川敷については、隣接する安達ヶ原ふるさと村公園と一体的に活用し、観光振興や地域活性化を図ります。

阿武隈川(舟形橋付近)

阿武隈川河川敷

油井川沿いに整備されている
ささや親水公園

油井川沿いに整備されている
てっせんさぼう公園

（２）ため池等の緑の保全・活用

- 生物にとっては貴重な生息の場であるとともに、農業水利等として利用されているため池等は、地域住民や関係団体等と連携し、水辺の緑として保全します。

夏無沼

1-3　農地の保全・活用

（１）優良農地の保全

・本市は、持続的な農業の営みを通じて、多様な生物が生息生育する農村地帯を有しており、農地は、本市の貴重な緑空間となっています。また、これら農地は、食料生産はもとより、環境保全や防災など多様な機能も有しています。

・このため、担い手の育成や農業基盤整備等を推進し、無秩序な市街地拡大を抑制し、優良農地の適正な保全に努めます。さらに、生産性との調和を図りながら環境保全型農業を推進し、豊かな農村環境の保全に努めます。

・平成 27 年に都市農業振興基本法が制定され、都市農地は都市環境の形成に欠かせないものであることから、保全すべき対象とされました。用途地域周辺に点在している優良農地については、農業生産のほか身近な自然環境の場として位置付け、良好な市街地の形成と農との共存を図っていきます。また、必要に応じ、保全配慮地区※1 等の指定を検討していきます。

安達地域の農地

岩代地域の農地

（２）耕作放棄地の活用

・農業経営者の高齢化や担い手不足により、中山間地域などにおいて耕作放棄地の増加がみられることから、民間事業者や二本松市地域農業再生協議会、県等と連携し、耕作放棄地解消に取組んでいきます。

耕作放棄地を活用したワイン用
ブドウ畑（東和地域）

※1 保全配慮地区：緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区（都市緑地法第 4 条 2 項 3 号）。直接的な規制力はなく、緑地の現状、住民の緑地に対するニーズ等を踏まえ、市民緑地契約の締結や条例等の検討を行う必要がある地域。

基本方針2　身近な緑を大切にするまちづくりを進めます

2-1　まちの緑の保全・活用

（１）霞ヶ城県立自然公園の保全・活用

・霞ヶ城県立自然公園は、二本松城跡を中心とした付近一帯と、市中心部から東方約３㎞にある安達ヶ原一帯の２地域からなり、市街地内の貴重な緑となっています。

・本市の歴史・文化を象徴する二本松城跡付近一帯は、多くの観光客等が訪れる公園となっていることから、県の規制のもと適切な緑の保全を図るとともに、来訪者が四季を通じて楽しめる公園として、施設整備を進めます。

・安達ヶ原一帯は、隣接して安達ヶ原ふるさと村公園が立地しているほか、鬼婆伝説の残る岩屋なども周辺に立地しています。このため、県の規制のもと適切な緑の保全を図るとともに、周辺施設と一体的な利用ができる公園として利活用していきます。

霞ヶ城県立自然公園（霞ヶ城公園）

霞ヶ城県立自然公園（安達ヶ原公園）

（２）観音丘陵の保全・活用

・本市の市街地の背景となる観音丘陵の緑は、まちの潤いを感じさせる貴重な緑であるとともに、遊歩道やサイクリングロードが整備されており、市民の休憩や市の重要な観光資源となっています。このため、誰もが安心・安全に利用できるよう森林整備等を実施し、保全・活用を図ります。

観音丘陵

観音丘陵内の遊歩道

（３）社寺林の保全

・城下町として歴史のある本市においては、城跡周辺に寺社・仏閣が数多く点在し、歴史や伝統ある街並みを形成する資源となっているほか、まちの貴重な緑空間ともなっています。このため、歴史・文化的な景観の保全とあわせ、寺社・仏閣の緑の保全の検討も進めていきます。

大隣寺

（４）まちなかの水辺空間づくり

・六角川や鯉川など、まちなかを流れる河川については、まちなかの水辺空間として、整備・保全を進めるとともに、河川沿いの緑化を推進します。

六角川

2-2　公共施設等の緑化の推進

（１）公共施設等の緑化推進

- 市役所、文化センター、学校などの公共施設の建築物においては、周辺環境と調和した緑化を推進します。
- ゴミ処理施設やし尿処理施設などの緑化を推進します。
- 駅周辺などにおいては、事業者等と連携し、緑化を推進します。

市役所本庁舎

岩代支所

（２）沿道の緑化推進

- 都市計画道路の整備とあわせ、歩道の緑化を推進していきます。
- その他の道路においても沿道住民や事業所の協力を得ながら、沿道の緑化を推進します。
- 道路沿いに整備されているポケットパークや広場等は、沿道住民や事業者等の協力を得ながら、花壇等の緑化を推進します。

二本松駅前のポケットパーク

道路整備による歩道の緑化（本町地内）

竹根通り沿いの緑化

2-3　住宅地等の緑化の推進

（１）住宅地の緑化推進

・住宅地については、地区計画、建築協定、緑地協定などを活用しながら、生垣の設置及び沿道の緑化などにより、身近に緑のある住宅地を形成していきます。

・開発事業を行う行為者に対しては、公園又は緑地を適正に配置するよう指導していきます。

地区計画による緑化推進
（復興公営住宅　石倉団地）

（２）工業地の緑化推進

・景観形成及び都市防災の観点から、事業所敷地内及びその周辺の緑化を推進し、良好な工業地形成を目指します。

・大規模な工場では、工場立地法の緑化義務とあわせ、緑化推進を誘導していきます。

・地区計画が定められている工業団地においては、地区計画に基づき、生垣等による緑化推進を誘導してきます。

・工業団地外縁部においては、緩衝緑地帯の確保や修景木の植栽等を推進し、周辺環境との調和を図ります。

地区計画が定められている工業団地
（宮戸工業団地）

（３）商業地の緑化推進

・商業地においては、街路事業等とあわせ、協定等による街並み形成のルール化を図り、周辺景観と調和した魅力ある商業地の形成を目指します。

・商店街においては、うるおいや賑わいを演出していくためフラワーポットなどによる緑化推進等を働きかけていきます。

・大型店舗等においては、周辺と調和した街並みを形成するため、敷地内や駐車場への緑化などを誘導していきます。

景観協定により整備された商業地
（竹田根崎地区）

基本方針3　ニーズに応える魅力あるまちの緑を形成します

3-1　公園のストック再編の推進

（１）都市公園等の適正配置

- 財政への負担、人口減少等による施設の利用需要の変化など、様々な社会的要請に対応するため、市民の要望等を踏まえ、人口動態や都市構造に合わせた都市公園等の適正配置を検討していきます。
- 都市公園の配置及び規模は、二本松市都市公園条例に基づき、以下のとおりとします。
- その他の公園・広場については、地域の実情や地域性、市の政策等を踏まえ、適正配置を検討するものとします。
- 加えて、配置の検討にあたっては、地域の活性化や観光振興、防火・避難等災害の防止に効果的に活用できる配置とします。

種類	種別	配置及び規模
住区基幹公園	街区公園	・主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、0.25ha を標準とします。
	近隣公園	・主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ha を標準とします。
	地区公園	・主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ha を標準とます。
都市基幹公園	総合公園 運動公園	・主として市の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園及び主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとします。
緩衝緑地等	緩衝緑地、特殊公園、都市緑地等	・市が、主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等、上記の都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとします。

※二本松市都市公園条例より

（2）公園の再編と機能分担

・子育て世代等の定住化や地域内外の交流人口拡大を図るため、都市公園ストック再編の考え方を踏まえながら、公園利用者の多様なニーズへの対応や観光インバウンドへの対応などを進めていきます。

・公共施設の総量の削減に向けた取り組みとして、公共施設等総合管理計画（平成 29 年３月策定）に基づき、遊具等の公園施設の適切な維持管理を行いながら、老朽化による更新のタイミングで撤去し緑化を図るなど、機能の縮小・集約化を進めていきます。

ア）立地の再編

＊利用者ニーズ等を踏まえ、将来的な公園ストックの再編をすすめるとともに、道路、河川など公共施設を有効活用（連携）した都市公園の整備を検討していきます。（都市公園の再編方針…P64 参照）

イ）機能の再編

＊核となる都市公園を中心として、公園の配置・規模や市の政策等を踏まえながら、機能分担・機能特化を図り、機能重複の改善や既存公園の有効活用、身近な都市公園の再生を検討していきます。

＊利用率の低い公園については、都市構造や周辺住民構成の変化、住民ニーズを踏まえた上で、遊具等の撤去や廃止など機能縮小を図りながら、核となる都市公園への重点化を進めていきます。　（核となる都市公園の整備の方針…P66 参照）

ウ）既存施設の活用と連携

＊「新しく造ること」から「賢く使うこと」への重点化が課題となる中で、地域活性化や公園・緑地のストック効果を高めるため、既存施設や道路・河川等の隣地空間と連携を図りながら、更なる魅力を創出していきます。

・住民ニーズの多様化に対応した公園の再編と機能分担を進めていくために、既存の都市公園等の現状、地域性等を踏まえ、各公園の再編を以下の視点により進めていくものとします。

再編の視点	再編方針
①子育て支援等	・子どもの健全な育成や子育て世代の交流、世代間交流の場として、積極的に活用します。（子育て支援） ・公園の施設を充実させ、子育て世代や高齢者等の利用促進を図ります。
②高齢社会への対応	・高齢者も利用しやすい交流の場、健康づくりの場として活用します。 ・健康器具系遊具の設置や健康教室などのイベント開催により、高齢者等の利用を促進します。
③歴史・文化継承	・史跡公園については、歴史・文化を活かした観光拠点として整備し、市への誘客等の交流人口及び関心人口を高め、市への定住を促進していきます。

再編の視点	再編方針
④利用の減少	・利用者が減少している都市公園については、魅力向上（ハード整備のみではなく、イベント、花植えなど住民等の積極的な関わり）により、地域内外に開かれた魅力的な公園として利用を促進します。
⑤周辺住民の年齢構成の変化	・街区公園は、地域の高齢者の憩いの場として機能しており、継続的な維持管理を行い、安全安心な環境整備を図ります。（維持管理に重点を置く）
⑥都市公園ストックの有効活用	・公園の施設の対象年齢による制限や利用者の年齢層の混在がある公園については、年齢層による利用エリアを設定する等、利用ニーズを分析し公園の機能性の向上を図ります。
⑦公園（機能）の集約化及び機能再編	・公園（公園施設）の役割の見直しや維持管理負担の低減のため、地域の住民構成やニーズの変化等も踏まえた上で、将来的な撤去を含めた維持管理方針を検討していきます。
⑧公園のネットワークによる公園の機能性向上	・地区公園及び大規模公園と街区・近隣公園を、ネットワークによる機能の分担化を図り、拠点公園のみへの人の流れの集中を是正し、市内全域での公園の利用促進、住民全体への快適な暮らしの提供を図ります。
⑨公園の観光資源としての活用	・近年の個別旅行者（地域資源との交流を望む）の増加を背景に、新たなアクティビティ導入など、公園施設の充実化及び公園や観光施設のネットワークなどにより、都市公園に観光客等を誘導し、旺盛なインバウンドを取り込み、観光振興を図ります。
⑩公園の柔軟な利用	・中心市街地の公園などにおいて、商店街に近接しているものについては、防犯、にぎわい創出による経済効果を目的に、公園の夜間利用を行うなど柔軟な公園の利活用を行います。
⑪国立公園内の公園整備推進	・本市には、磐梯朝日国立公園区域内の都市公園があり、国立公園にふさわしい整備を推進し、観光インバウンド等、誘客促進を図ります。
⑫防災機能の強化	・指定避難場所、指定避難所に指定されている公園については、二本松市地域防災計画等と整合を図りながら、延焼防止のための緑化など周辺の状況や公園規模などを考慮して、防災機能の強化を図ります。 ・必要に応じて、防災公園の整備を検討していきます。

◆ 都市公園の再編方針

以下に整理する都市公園の再編方針に基づき、人口減少等も踏まえ、地域のニーズや課題に対応した都市公園の機能向上や配置の再編を進めていきます。

No.	名称	再編方針※	種別	規模(㎡)	行政区等	公園の主な施設				
						広場	児童遊具	健康遊具	便所	その他
1	若宮公園	④⑤⑥⑧⑫	街区	5,480	若宮	○	○		○	
2	金色久保公園	④⑤⑧	街区	6,556	金色久保 成田２区	○	○			
3	金色公園	④⑤⑧⑫	街区	2,628	金色	○	○			
4	向原公園	④⑤⑧⑫	街区	2,514	向原 成田１区	○	○			
5	松岡児童遊園	④⑤⑧⑫	街区	2,141	松岡	○	○		○	
6	真弓ひろば	④⑤⑧⑨⑫	街区	1,043	本町、真弓	○	○			
7	茶園児童公園	⑦⑫	街区	1,851	茶園 成田２区	○	○		○	
8	湯の森公園	④⑤⑦⑧⑨⑪	街区	2,613	岳温泉一丁目 永田５区	○	○		○	水路、東屋等
9	表西公園	④⑤⑧⑫	街区	2,334	表 塩沢２区	○	○		○	東屋、植栽等
10	本町緑地公園	⑤⑧⑩	街区	973	本町	○			○	
11	下山田団地児童遊び場	⑦	街区	2,631	新座 高超６区	○	○			
12	杉田仲之内団地公園	④⑤⑧	街区	1,826	杉田 杉田 3-2 区	○	○			植栽
13	松南団地公園	④⑤⑦⑧	街区	1,665	大平山地内外 高越９区	○	○			
14	塩沢ﾆｭｰﾀｳﾝ団地公園	④⑤⑦	街区	960	塩沢町 塩沢 11 区	○				
15	中里団地公園	④⑤⑦⑧	街区	1,100	中里 高越８区	○	○			
16	竹田見附ﾎﾟｹｯﾄﾊﾟｰｸ	⑧	街区	260	竹田	○			○	植栽
17	久保丁ﾎﾟｹｯﾄﾊﾟｰｸ	⑧	街区	128	本町 久保丁	○				植栽
18	表遊園１	⑦	街区	1,400	表 塩沢 1-2 区	○	○			植栽
19	表遊園２	⑦	街区	227	表 塩沢 1-2 区	○	○			植栽
20	下舘児童公園	④⑤⑦⑧	街区	3,248	小浜、下舘		○		○	ﾊﾟｰｺﾞﾗ
21	渋川公園	④⑤⑦	街区	4,825	渋川		○		○	藤棚
22	若宮ﾎﾟｹｯﾄﾊﾟｰｸ	⑧	街区	337	若宮	○			○	植栽、駐車場
23	若宮親水公園	⑧	街区	133	若宮	○			○	植栽、駐車場
24	表東公園	④⑤⑥⑧	街区	2,842	表 塩沢１区	○	○		○	東屋
25	中条北公園	平成 28 年、平成 29 年に整備された公園であるため、当面は維持管理に重点をおくものとする。	街区	293	油井 硫黄田		○			
26	石倉展望公園		街区	2,672	油井 油井町第１		○			東屋
27	石倉東公園		街区	1,373	油井 油井町第１		○			東屋
28	大窪公園 A		街区	1,094	油井 梨子木	○	○			

※：再編方針欄の①～⑫の番号は、P62～63 の「再編の視点」の番号を示す。

No.	名称	再編方針※	種別	規模(㎡)	行政区等	公園の主な施設				
						広場	児童遊具	健康遊具	便所	その他
29	大窪公園 B	平成 29 年に整備された公園であるため、当面は維持管理に重点をおくものとする。	街区	863	油井 梨子木	○		○		
30	中北第一公園		街区	257	油井 硫黄田	○	○			
31	安達ヶ原公園	①②⑦⑧⑨	近隣	14,936	安達ヶ原 大平２区		○		○	東屋
32	岳公園	④⑤⑧⑨⑩⑫	近隣	26,946	岳温泉二丁目 永田５区	○				管理棟、ﾃﾆｽｺｰﾄ
33	郭内公園	④⑤⑧⑫	近隣	28,168	郭内	○	○			管理棟 ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ
34	愛宕山公園	④⑤⑦⑧⑫	近隣	10,919	根崎	○	○			東屋
35	鏡ヶ池公園	④⑤⑧⑨⑪	近隣	15,828	岳温泉二丁目 永田５区		○		○	東屋、池
36	安達ヶ原ふるさと村公園	①⑦⑧⑨⑫	近隣	67,039	安達ヶ原 大平２区	○	○		○	ふるさと伝承館、先人館、古民家、げんきｷｯｽﾞﾊﾟｰｸ等
37	日渉公園	④⑤⑧	近隣	11,522	小浜、反町		○		○	管理棟、植栽、ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場、東屋
38	智恵子の杜公園	④⑤⑧	近隣	26,459	油井 漆原町第１区	○	○		○	展望台、東屋、植栽等
39	霞ヶ城公園	③⑧⑨⑫	総合	370,112	郭内	○	○		○	二本松城跡、洗心亭、池、観光会館、体育館、ﾃﾆｽｺｰﾄ、屋内ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場、駐車場、管理事務所等
40	蔵場山緑地公園	④⑤	都市緑地	2,353	亀谷	○			○	東屋、植栽

※：再編方針欄の①～⑫の番号は、P62～63 の「再編の視点」の番号を示す。

◆ 核となる都市公園の整備の方針

霞ヶ城公園及び安達ヶ原ふるさと村公園については、以下の核となる都市公園の整備方針に基づき、公園の魅力向上やストック効果の創出を推進していきます。

霞ヶ城公園

所在	郭内三丁目 232
規模	37.01ha
公園種別	総合
供用開始	昭和８年６月 10 日
その他	都市計画公園
公園概要	・二本松城跡に整備された自然豊かな公園で、桜、あじさい、紅葉など四季折々の自然が楽しめ、市民の憩いの場として親しまれています。公園北側は運動施設区となっており、グラウンドや庭球場等が整備されています。 ・本市の歴史・文化を象徴する公園であり、平成 19 年に、二本松城跡が国の史跡に指定されています。また、「二本松の菊人形」の会場ともなっており、多くの観光客が訪れています。 ・現在、本公園周辺では、観光交流センターなどの整備計画が進められています。
該当する都市公園再編の視点	③歴史・文化継承 ⑧公園のネットワークによる公園の機能性向上 ⑨公園の観光資源としての活用 ⑫防災機能の強化

園路

箕輪門

本丸跡

テニスコート

□ 霞ヶ城公園整備の方向

●「文化拠点」づくり

・ 霞ヶ城公園の豊かな自然や歴史・文化を体感し、理解を深める文化拠点として位置付け、本市の魅力を発信する場として整備を進めていきます。

・ また、市民等には身近な緑の憩いの場等として親しまれていることから、豊かな自然環境を保全していくとともに、健康増進の場として活用していきます。

●「観光拠点」づくり

・ 本市の歴史・文化を象徴する霞ヶ城公園を、観光拠点として位置付け、四季を通じ観光客等を誘客していけるよう公園機能の拡充を図り、価値の向上と誘導機能の強化（沿道、園路、駐車場、公共施設等の利便性と景観向上）を促進していきます。

・ また、観光交流人口の拡大や、本市のインバウンド推進といった社会的ニーズに対応していくため、既存の観光会館の代替的機能として、新たな観光交流センター（仮称 二本松城歴史館）の整備を進めていきます。

●「城跡景観」づくり

・ インバウンドや歴史・文化的景観、自然との調和などに配慮しながら、園路の改修、ベンチ等の休憩施設の更新、案内板の更新、箕輪門の展示スペースの整備などを進めていきます。

□ 城跡前地区の将来像と整備施設の位置付け・機能（H28 二本松城跡前整備基本計画）

二本松城跡前地区の将来像	新たに整備する施設の位置づけ・機能
➢ 多くの市民や広範囲からの観光客が集い、城跡の環境・雰囲気、桜や菊人形などの祭りを楽しむとともに、多くの人達が交流する賑わいの場となる。 ➢ 二本松市のインバウンド推進の拠点的なエリアとして、海外からの多くの観光客を迎えるため、地区全体として観光客への丁寧で適切な対応を行う「おもてなし」に取り組み、二本松市民が誇るエリアとなる。 ➢ 二本松城跡に接している二本松城跡前地区の立地を踏まえ、地区全域で、史跡二本松城跡の価値を高めるエリアとなるよう、市有地・民有地の全域で城跡景観と一体となった地区整備・景観形成が図られた地区となる。	➢ **文化拠点施設として**、二本松が誇る史跡二本松城跡の歴史と文化を発信することで、市民や観光客に魅力を実感し、理解を深める場を生み出す。 ➢ **観光拠点施設として**、二本松市の総合的な観光案内と観光情報の発信を行うとともに、和菓子や酒をはじめとする二本松市の地場の物産や産業の紹介・販売・情報発信を行う。 ➢ 文化・観光機能を最大限発揮することにより、市民及び観光客に対する集客力を高め、新たな賑わいを生み出すとともに、新たな市民文化活動の活発化を支援する。 ➢ **城跡景観形成先導施設として**、城跡と一体となった景観形成を図るため、デザインに配慮した施設整備を行う。

歴史･文化･二本松の魅力を伝える
新たな文化観光施設
(仮称)二本松城歴史館

安達ヶ原ふるさと村公園・安達ヶ原公園

	安達ヶ原ふるさと村公園	安達ヶ原公園
所在	安達ヶ原四丁目地内	安達ヶ原四丁目地内
規模	6.70ha	1.49ha
公園種別	近隣	近隣
供用開始	平成５年７月 18 日	昭和 46 年 10 月 14 日
その他	―	都市計画公園：決定（昭和 42 年３月 29 日）
公園概要	・隣接する両公園周辺には、安達ヶ原鬼婆伝説にまつわる黒塚や真弓山観世寺など立地しているほか、特産品などを販売する「ふるさと館」なども整備されています。 ・安達ヶ原ふるさと村公園には、平成 25 年度に屋内遊び場「げんきキッズパーク」が整備され、多くの子ども達に利用されていますが、一方で、供用開始から 24 年が過ぎ、老朽化や現在のニーズにそぐわない部分なども見えてきています。	
該当する都市公園再編の視点	①子育て支援等 ⑦公園の集約化及び機能向上 ⑧公園のネットワークによる公園の機能性向上 ⑨公園の観光資源としての活用 ⑫防災機能の強化	

□　安達ヶ原ふるさと村公園・安達ヶ原公園整備の方向

●子育て支援等への活用

・震災後、子どもたちに十分な運動機会を提供するため、安達ヶ原ふるさと村公園に「げんきキッズパーク」が整備されて以降、子ども達の利用が増加しています。

・また、子育て支援施策においては、安達ヶ原ふるさと村公園を屋内遊び場・屋外公園の活用の場として位置付けています。

・これを踏まえ、当公園を子育て世代の支援等に活用できる都市公園として位置付け、子育て世代が住みやすい環境整備を進めていきながら、子育て世代等をターゲットとした交流人口の拡大を図り、移住・定住の促進につなげていきます。

●立地の再編による公園機能の再編・拡充

・既存の公共施設（道路、河川など）の有効活用、他の施設との連携による利用促進を進めていきます。

・安達ヶ原ふるさと村公園は利用者も多く、子育て支援等の需要も高まっていますが、親子が遊べるエリアの駐車台数は８台と限られ、道路への路上駐車や近隣への無断駐車で、大変危険な状況となっており、利用者の安全性のため、付近への駐車場増設が必要です。

・そこで、慢性的な駐車場不足の解消と、隣接する黒塚や真弓山観世寺等も含めた観光スポットへの集客力の向上のため、当公園に隣接する阿武隈川河川敷を一体的に整備し、市民活動の場としての活用や子育て支援イベントの開催等を推進していきます。

・また、アクセス通路の利用率の向上に加え、当公園と隣接するふるさと館との一体的利用による両施設の相乗効果を目指し、ふるさと館と親子が遊べるエリアをつなぐアクセストンネルを、子ども達がわくわくするような通路へ改修を進めていきます。

●機能の再編による公園機能の再編・拡充

・両公園の機能分担・集約化に向け、「安達ヶ原ふるさと村公園」は、遊具等のレクリエ

ーション機能及び子育て支援機能を主体とし、「安達ヶ原公園」については、高齢者でも利用しやすいよう散策路等を整備します。加えて、「安達ヶ原公園」は、「花と緑に親しむエリア」とし、健康づくりや子ども達の自然学習を主体として進めていきます。

- 維持管理費の負担低減のため、「安達ヶ原公園」の既存遊具については、老朽化による更新のタイミングで撤去し、緑に特化した公園として整備します。
- 農村生活館といった古民家等は、昔懐かしい趣があり、施設内での飲食や体験学習といった多様なニーズがあります。観光施設として、また、子ども達の教育の場としても有効活用できる多目的施設へ整備し、機能改善を進めていきます。
- また、これら古民家改修にあたっては、経済性を考慮して維持管理費の低減に努めるとともに、関係団体のボランティア活動の場としての活用も含め、運用方策を検討していきます。なお、利用者ニーズを踏まえ、効果的な活用を図るため機能の重複解消や、機能の見直しも検討します。

安達ヶ原ふるさと村公園
（げんきキッズパーク 他）

□ 実施方針概要と再編効果

実施方針概要	再編効果
①河川敷活用 隣接する河川敷地を活用し、河川敷公園（芝生広場、既存道路改良、駐車場他）を整備する。	・慢性的な駐車場不足の解消が見込める。 ・公園全体の機能や役割の見直しによる、既存公園の多目的イベント広場機能の縮小の代替として、河川敷のイベント広場の確保ができる。 ・サイクリング大会等のイベント開催など公園の有効活用による交流人口の拡大と、観光スポットとしての集客力の向上が期待できる。 ・公園緑化の更なる推進と豊かな水辺環境の創出。
②ふるさと散策路 安達ヶ原ふるさと村公園及び安達ヶ原公園の利用率の低い敷地を一体的に活用し、自然散策路を整備する。また、同公園の機能の見直しに伴い、遊戯施設の撤去を検討する。	・利便性、快適性、回遊性の向上による、両公園の来訪者の往来の活発化が図られる。 ・曼珠沙華植え付けと散策路整備による観光振興の相乗効果の向上が期待できる。 ・健康増進プログラムへの活用と、両公園の機能分担が図られる。
③古民家活用 農村生活館を展示施設から、子どもの体験学習やインバウンド対応等の多目的施設として改修する。（機能改善）施設改修にあたり、利用者ニーズを踏まえ集約化も検討する。	・体験学習やインバウンド誘致による、公園利用者の増加が見込める。 ・将来を見据えた、維持管理の負担の低減が期待できる。 ・将来的に使用料等の収入を得ることや、民間活力による運営方策も検討する。
④アクセストンネル アクセストンネルの空間を照明や展示等で工夫し、単なる通路から楽しめる通路として、機能性を持たせることで誘客促進を図る。	・特産品などを販売する「ふるさと館」の利用率向上も見込め、両施設の相乗効果が期待できる。 ・公園のエントランスが明るく楽しくモチベーションを高める空間となり、公園全体の大きなイメージアップが図られる。
⑤ふわふわドーム 親子が遊べるエリアでの遊戯施設の充実を図るため、ふわふわドームを整備する。	・子どもの健全育成を推進し、げんきキッズパークと連携しながら集客力の向上が期待できる。 ・子どもの遊び場（遊具等）機能を安達ヶ原ふるさと村公園に重点化し、他公園と機能分担することによる、トータルコストの低減が図られる。

【安達ヶ原ふるさと村公園・安達ヶ原公園の再編の考え方】

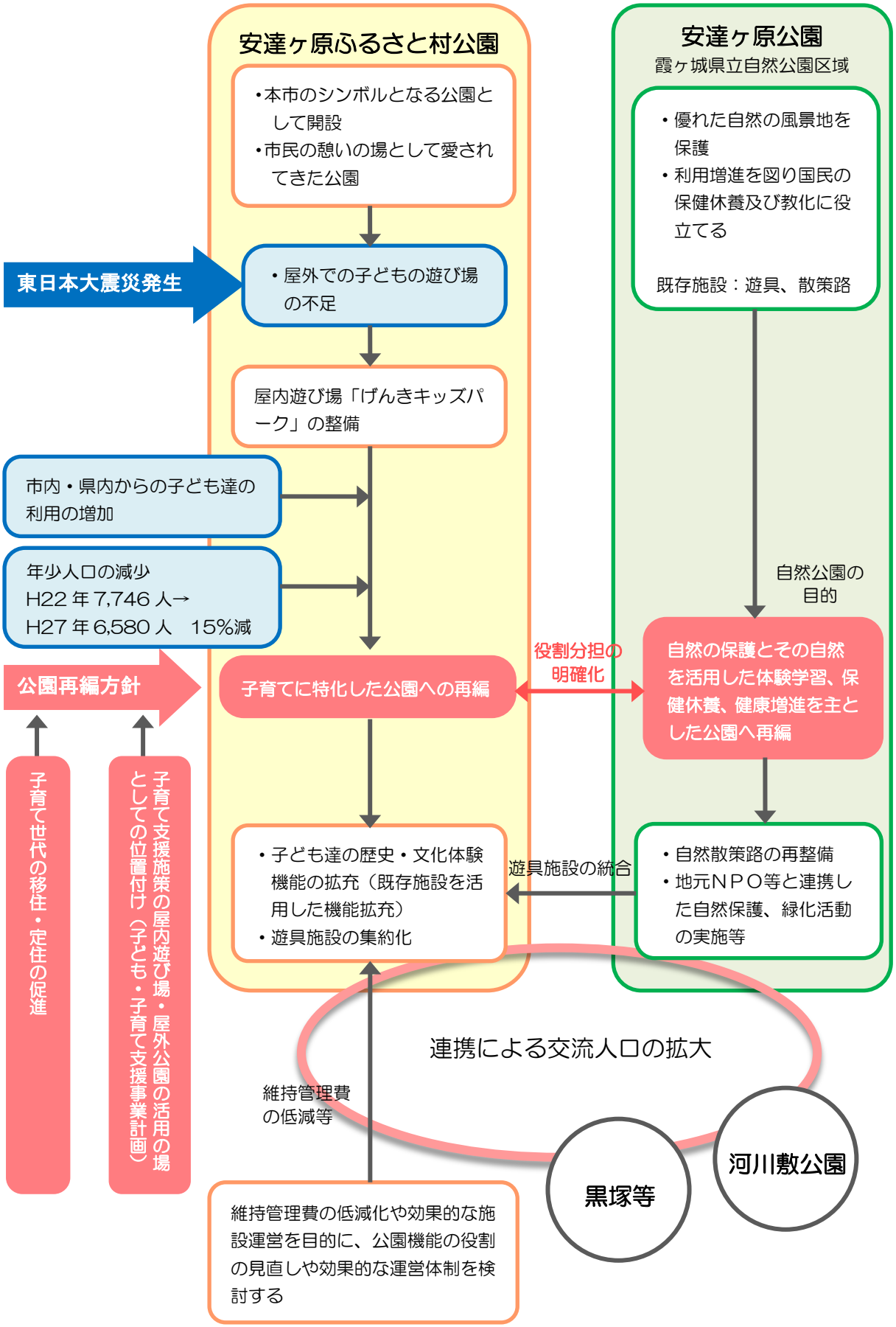

3-2　公園の適正な維持管理の推進

（１）住民主体の公園づくり

・本市においては、公園ボランティア制度を定め、ボランティアによる市内公園のごみ収集、清掃、落葉集め等の美化作業、草花の育苗や植付け、除草作業を進めています。本制度の市民への啓発を促進するとともに、今後も、このような活動を支援し、住民主体の公園づくりを進めていきます。

・緑化活動団体等と連携し、個性ある緑の公園づくりを推進します。

清掃活動の様子

・地域住民のニーズに対応した公園としていくため、公園再編等を進めていく際には、必要に応じ「公園活性化に関する協議会」の設置等を検討していきます。

（２）民間活力による公園の再生・活性化

・市の財源が厳しくなる中、都市公園の魅力の向上、施設整備・更新を持続的に進めていくためには、公的な資金だけでなく、民間の資金を活用してくことも必要となっています。このため、近隣公園等の比較的規模の大きい公園を再編する際には、公募設置管理制度の導入など民間活力の活用を検討していきます。

【公募設置管理制度（Park-PFI）】

◆都市公園において、飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する手続きのことです。

◆事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置が適用されます。

智恵子の杜公園あじさいロード

（３）公園の適正な維持管理

- 都市公園等に設置された遊具や電灯、水飲器、便所等の公園施設については、本計画の「公園施設の個別施設計画編」に基づき、行政が点検を実施し、老朽化施設の計画的なメンテナンス、改修等を行いながら、施設の安全性を確保していきます。
- 更新や改修の際には、バリアフリー化やユニバーサルデザイン、省エネ対応機器等の導入を図り、トータルコストの低減に努めます。
- 利用率の低い公園に設置された老朽化が進んでいる遊具等については、維持管理費負担の低減のため、地域の住民構成やニーズの変化等も踏まえた上で、将来的な撤去も含めた維持管理方針を検討していきます。
- 街区公園等は市民にとって最も身近な公園となることから、清掃、美化作業など一般的な日常管理については、地域住民等との協働の観点から自治会等が主体となる維持管理体制を構築していきます。
- 近隣公園、総合公園等については、規模が大きく、スポーツ施設や管理棟が整備されている公園もあり、施設管理等が必要となるため、地域住民やボランティア等の協力のもと、市または指定管理者等による維持管理を基本とするものとします。
- まちなかの沿道に設置されたポケットパーク等については、地域住民や事業者等の協力による維持管理体制を構築していきます。

■二本松市緑の基本計画における都市公園の管理の方針

公園の再編と機能強化の推進

(1)都市公園等の適正配置

(2)公園の再編と機能分担

公園の適正な維持管理の推進

(1)住民主体の公園づくり

(2)民間活力による公園の再生・活性化

(3)公園の適正な維持管理

都市公園の公園施設の老朽化対策等の詳細については、本計画の「公園施設の個別施設計画編」に記載しています。

◆都市公園の維持管理の方針

都市公園の公園施設の点検、施設管理、清掃等の日常管理については、以下に整理する都市公園の維持管理の方針に基づき取り組みを進めていきます。

No.	名称	維持管理の基本方針			種別	規模（㎡）	行政区等	公園の主な施設				
		遊具等の点検	管理棟等の施設管理	清掃等日常管理				広場	児童遊具	健康遊具	便所	その他
1	若宮公園	市		住民	街区	5,480	若宮	○	○		○	
2	金色久保公園				街区	6,556	金色久保 成田２区	○	○			
3	金色公園				街区	2,628	金色	○	○			
4	向原公園				街区	2,514	向原 成田１区	○	○			
5	松岡児童遊園				街区	2,141	松岡	○	○		○	
6	真弓ひろば				街区	1,043	本町、真弓	○	○			
7	茶園児童公園				街区	1,851	茶園 成田２区	○	○		○	
8	湯の森公園				街区	2,613	岳温泉一丁目 永田５区	○	○		○	水路、東屋等
9	表西公園				街区	2,334	表 塩沢２区	○	○		○	東屋、植栽等
10	本町緑地公園				街区	973	本町	○			○	
11	下山田団地児童遊び場				街区	2,631	新座 高超６区	○	○			
12	杉田仲之内団地公園				街区	1,826	杉田 杉田 3-2 区	○	○			植栽
13	松南団地公園				街区	1,665	大平山地内外 高越９区	○	○			
14	塩沢ﾆｭｰﾀｳﾝ団地公園				街区	960	塩沢町 塩沢 11 区	○				
15	中里団地公園				街区	1,100	中里 高越８区	○	○			
16	竹田見附ﾎﾟｹｯﾄﾊﾟｰｸ				街区	260	竹田	○			○	植栽
17	久保丁ﾎﾟｹｯﾄﾊﾟｰｸ				街区	128	本町 久保丁	○				植栽
18	表遊園 1				街区	1,400	表 塩沢 1-2 区	○	○			植栽
19	表遊園 2				街区	227	表 塩沢 1-2 区	○	○			植栽
20	下舘児童公園				街区	3,248	小浜、下舘		○		○	ﾊﾟｰｺﾞﾗ
21	渋川公園				街区	4,825	渋川		○		○	藤棚
22	若宮ﾎﾟｹｯﾄﾊﾟｰｸ				街区	337	若宮	○			○	植栽、駐車場
23	若宮親水公園				街区	133	若宮	○			○	植栽、駐車場
24	表東公園				街区	2,842	表 塩沢１区	○	○		○	東屋
25	中条北公園				街区	293	油井 硫黄田		○			

No.	名称	維持管理の基本方針			種別	規模（㎡）	行政区等	公園の主な施設				
		遊具等の点検	管理棟等の施設管理	清掃等日常管理				広場	児童遊具	健康遊具	便所	その他
26	石倉展望公園	市		住民	街区	2,672	油井 油井町第１		○			東屋
27	石倉東公園				街区	1,373	油井 油井町第１		○			東屋
28	大窪公園Ａ				街区	1,094	油井 梨子木	○	○			
29	大窪公園Ｂ				街区	863	油井 梨子木	○		○		
30	中北第一公園				街区	257	油井 硫黄田	○	○			
31	安達ヶ原公園				近隣	14,936	安達ヶ原 大平２区		○		○	東屋
32	岳公園		市又は指定管理者		近隣	26,946	岳温泉二丁目 永田５区	○				管理棟、ﾃﾆｽｺｰﾄ
33	郭内公園				近隣	28,168	郭内	○	○			管理棟 ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ
34	愛宕山公園		―	住民	近隣	10,919	根崎	○	○			東屋
35	鏡ヶ池公園		―		近隣	15,828	岳温泉二丁目 永田５区		○		○	東屋、池
36	安達ヶ原ふるさと村公園		指定管理者		近隣	67,039	安達ヶ原 大平２区	○	○		○	ふるさと伝承館、先人館、古民家、げんきｷｯｽﾞﾊﾟｰｸ等
37	日渉公園		市又は指定管理者		近隣	11,522	小浜、反町		○		○	管理棟、植栽、ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場、東屋
38	智恵子の杜公園		―	住民	近隣	26,459	油井 漆原町第１区	○	○		○	展望台、東屋、植栽等
39	霞ヶ城公園		市又は指定管理者		総合	370,112	郭内	○	○		○	二本松城跡、洗心亭、池、観光会館、体育館、ﾃﾆｽｺｰﾄ、屋内ｹﾞｰﾄﾎﾞｰﾙ場、駐車場、管理事務所等
40	蔵場山緑地公園		―	住民	都市緑地	2,353	亀谷	○			○	東屋、植栽

3-3　緑を活かした魅力あるまちづくりの推進

（１）まちの緑のネットワーク化

・生活環境の向上、環境保全、生物多様性の保全、防災の観点から市街地内の公園、丘陵地、水辺等を連続させた水と緑のネットワークの形成を図ります。

・沿道の空地等については、ポケットパーク等への活用を検討し、まちの緑としてネットワーク化を図ります。

（２）歴史・文化的資源の保全・活用

・木幡の大スギ、杉沢の大スギなどの文化財に指定されている天然記念物や、地域のシンボルとなっている巨木や名木については、周辺環境とあわせ保全し、まちづくりの資源として活用に努めます。

木幡の大スギ（国天然記念物）

杉沢の大スギ（国天然記念物）

・寺社仏閣、文化財に指定されている建築物等においては、周辺の自然環境と一体的な保全に努め、永続的な歴史・文化の継承と市民等の歴史・文化学習・交流の場として活用を図ります。

・本市の歴史・文化を代表する霞ヶ城周辺などについては、その歴史・文化、自然と調和する町並みを形成し、生活環境の向上とあわせ、城下町としてのイメージアップ（観光資源として活用）を図ります。

（３）緑の観光資源としての活用

・市内には多くの桜の名所があり、観光資源としての活用を進めていきます。

霞ヶ城公園（箕輪門）

大隣寺

基本方針4　協働による緑のまちづくりを進めます

4-1　協働による緑の保全・緑化の推進

（１）協働による緑のまちづくりの推進

- 身近な緑を創出していくため、環境美化活動を、各自治会や事業者等と協力しながら進めます。
- 森林・里山の荒廃を防ぐため、林業従事者、地域住民やボランティア団体、関係機関等と連携・協力しながら、保全活動に取り組みます。
- 駅前や観光拠点となるエリアなど、まちの顔、シンボルとなる場所については、保全配慮地区等の指定を検討していきます。
- 市が管理する道路、水路、公園・緑地などの管理については、市民と協働で管理するアダプト制度※の導入などを検討していきます。
- 市民や民間団体による自発的な緑地の保全や緑化の推進などの取組みを推進していくため、みどり法人（緑地保全・緑化推進法人）制度の導入を検討していきます。

【みどり法人（緑化保全・緑化推進法人）制度】

◆NPO 法人やまちづくり会社などの団体がみどり法人として緑地の保全や緑化推進を行う制度です。みどり法人の指定は市町村長が指定します。

◆みどり法人の業務内容

- 管理協定に基づく緑地の管理
- 市民緑地の設置及び管理
- 都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全　など

◆指定対象

指定対象	・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO 法人 ・その他の非営利法人（認可地縁団体（自治会、町内会等）等） ・都市における緑地保全及び緑化推進を目的とする会社（まちづくり会社等）

（２）緑の保全・緑化推進意識の醸成

- 緑の保全・緑化推進の重要性について、市民や事業者等の理解と関心を深めるため、環境や景観形成等の関連分野と連携し、シンポジウムやイベントの開催、パンフレットや広報による啓発を行い、緑の保全や緑化推進に対する意識の醸成を図ります。

（３）環境教育の推進

- 緑のもつ役割や重要性などを啓発するため、市民のニーズに応じて、花木の育て方等の市民講座の開催等に努めます。
- 郷土の緑を永続的に保全・活用していくため、学校での緑化活動、野外活動などを通じ、子どもの段階から緑を大切にする心を育む環境教育を推進していきます。

※　アダプト制度：道路、水路、公園・緑地などの美化活動を市民や事業者等が行い、その活動を市が支援する制度

4-2　緑の保全・緑化推進のための支援

（１）緑化活動団体等の育成

・研修会等を開催し、森林保全、緑化活動推進の母体となる組織・団体の育成を進めます。

（２）助成制度の充実

・協働による緑のまちづくりを支援するため、各種助成制度の検討を進めます。
・緑のまちづくりを自主的に実践する団体に対し、助成や技術的支援に努めます。
・市民等に対し、緑化活動を実践する団体の情報等を提供していくとともに、活動団体間の相互の交流などを支援します。

（３）広報・PR 活動の促進

・グリーンツーリズム活動団体等の活動内容や市内の自然体験施設や自然体験イベント等の情報について、観光情報等とあわせ、県内外へ広く発信し、自然保護活動等への参加者を募ります。

第７章　計画の推進

7―1　推進体制

1.　協働の体制づくり

これまで、緑の拠点となる公園などの整備については、行政主導により進められてきました。

しかし、少子高齢化の進行などの社会情勢の変化などにより市民のニーズも多様化してきていることや、市の財政状況からも、そのすべてを行政が直接的に提供することが困難になってきています。

このため、市民、事業者、市が相互に信頼関係を構築し、「協働」による緑のまちづくりを進めて行きます。

□　緑に関わる取組体制イメージ

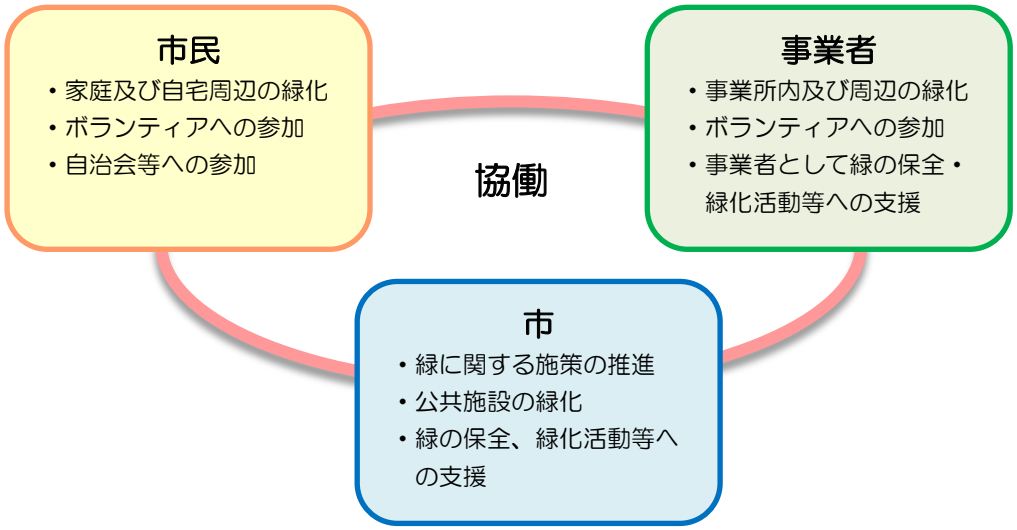

□各主体の役割

主体	役割
市民	これからの緑のまちづくりにおける原動力は市民であり、中心的な役割を担うことが期待されます。 そのため、市民は緑への関心を高め、積極的に家庭などで緑化に努めるとともに、協働についての理解も深め、自治会活動、ボランティアなどに積極的に参加し、市が推進する緑に関する施策に協力するように努めます。
事業者	事業者は、市民と同様、地域を支える一員として、緑への関心を高め、自ら積極的に事業所などの緑化に努めるとともに、市が推進する緑に関する施策に、積極的に協力していくよう努めます。
市	市は、緑のまちづくりの主体としての役割に加えて、市民、事業者との協働のもと、総合的かつ効果的に緑のまちづくりを着実に実施していく責任を負っています。 このため、緑に関する情報提供等により市民活動を支援するなど、協働の仕組みづくりと活動の場の提供を推進していきます。 また、国・県及び関係各課等との連携、調整を図りながら、計画的で効率的な緑のまちづくりを進めていきます。

2. 庁内連携体制

緑に関わる施策等は、都市計画はもとより農林業、文化教育、環境など様々な分野に関わるため、関係する各課との連携を図り、国・県等の各種支援制度の活用による財政負担の軽減や事業重複の回避の徹底などにより、効率的で効果的な緑のまちづくりを推進していきます。

3. 国、県との連携

緑に関わる施策等において、国や県と調整が必要な施策については、国や県と連携し、取り組んでいきます。

7－2 進捗管理

緑の施策の実現に向けては、社会経済情勢の変化を見極めながら、長期的な見通しに立って取り組むとともに、実施過程を明らかにしながら適切な見直しを行う必要があります。そのため、計画（Plan）を実行（Do）に移し、その結果や成果を評価（Check）、見直し（Action）することで、次の計画（Plan）につなげる「PDCA サイクル」に基づき、効率的かつ効果的な緑のまちづくりを進めていきます。

このため、計画の中間年次において、行政は施策等の実施状況を把握するとともに、目標値の達成状況の中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

□ PDCA サイクルの概念図

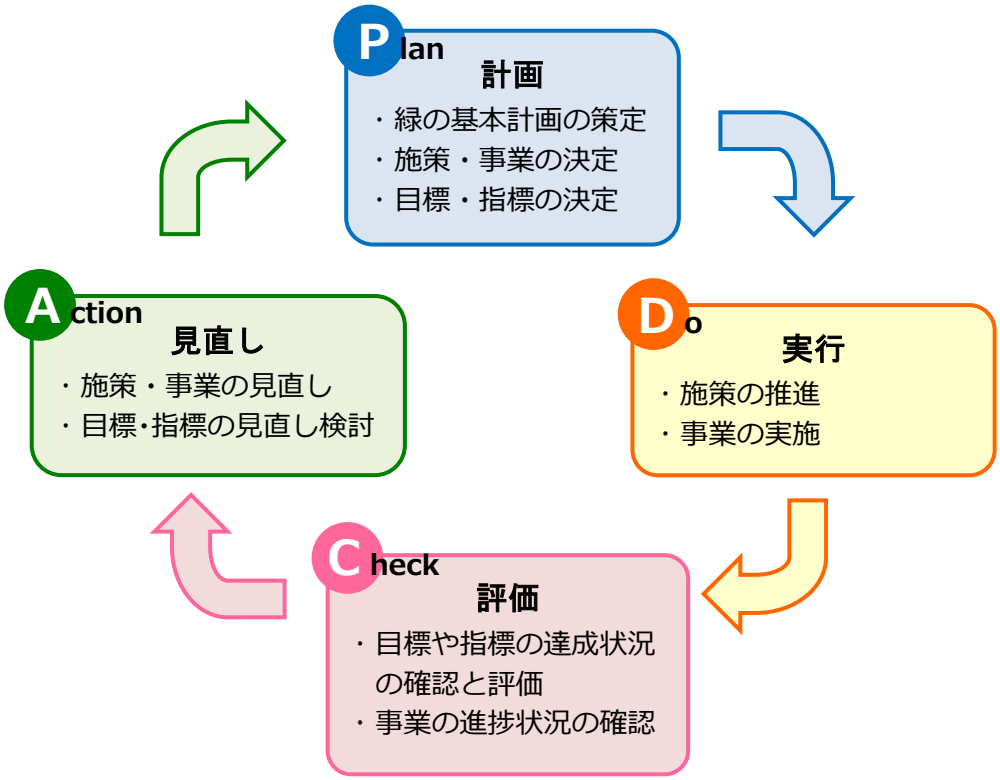

用語の解説

あ行

インバウンド

外国人が訪れてくる旅行のこと。日本へのインバウンドを「訪日外国人旅行」または「訪日旅行」という。

オープンスペース

都市や敷地内で，建物のたっていない土地。空地。

か行

建築協定

一般に地権者間、あるいは地権者と建設業者等の間でかわされる建築に関する協定のこと。建築協定では、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態（高さ・階数等）、意匠（色彩・屋根形状・敷地内の緑化）などの制限を定めることができます。

公共施設緑地

都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設と、公共公益施設における植栽地等のこと。

さ行

市民緑地制度

市長が認定した設置管理計画に基づき、民間主体が地域住民の利用に供する緑地等を整備し、「市民緑地」として公開する制度。

人口集中地区（DID）

日本の国勢調査において設定される統計上の地区で、"Densely Inhabited District"を略して「DID」とも呼ばれる。市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区に設定される。

水源かん養機能

森林の土壌が、雨水を吸収して水源を保ち、あわせて河川の流量を安定させる機能。

公園のストック効果

整備された公園が機能することによって、継続的に中長期にわたり得られる効果であり、防災性向上、環境維持・改善、健康増進、景観形成、文化伝承、子育て・教育、コミュニティ形成、観光振興、経済活性化等の効果が期待される。

生物多様性

生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という３つのレベルで多様性があるとしている。

た行

地域制緑地

一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

地区計画

それぞれの地区の特性を活かした個性的で良好な環境の街区の整備及び保全を図ることを目的として、都市計画法に基づき、一体的な街区について、主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園等の施設の整備、建築物の建築等に関し必要な事項を一体的かつ総合的に定めて街区内の開発行為等を規制し、誘導していくために、市町村が都市計画に定める計画制度。

都市計画公園

都市計画法に基づいて計画された公園で、都市計画においてその名称、種別、位置、区域、面積が定められているもの。

都市計画緑地

都市計画法に基づいて計画された緑地で、都市計画においてその名称、位置、区域、面積が定められているもの。

都市公園

都市公園法に基づく、①都市計画施設である公園又は緑地で、国又は地方公共団体が設置するもの（この場合、都市計画区域の内外を問わない）、②都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園又は緑地。（この場合、都市計画決定の有無に関わらない）。

当該設置者により当該区域内に設けられる公園施設を含む。

な行

農業振興地域

市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。

農振農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内において今後長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農振整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域。

は行

PFI 事業

公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うこと。

保安林

災害の防止、他産業の保護その他の公共の福祉の増進を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。保安林においては、立木竹の伐採等一定の行為を行う際には、都道府県知事の許可が必要。

や行

用途地域

都市計画法の地域地区のひとつ。住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、第一種低層住居専用地域など 13 種類がある。都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年6月 15 日施行）により、新たな用途地域の類型として田園住居地域が創設された。

ら行

緑地協定

都市緑地法に基づき、土地所有者等の全員の合意によって締結される、緑地の保全や緑化に関する協定。協定には、協定の対象区域、樹木を植栽する場所やその種類、違反した場合の措置等を定める。

二本松市